

令和2年度 宮城大学大学院

博士論文

SDGs 時代における世界農業遺産の役割に関する研究

事業構想学研究科 博士後期課程

地域・社会システム領域

21455001

大和田 順子

博士論文要旨

研究科	事業構想学研究科		
専門領域	地域・社会システム領域	指導教員	風見正三
学籍番号	21455001	氏名	大和田 順子
研究題目	SDGs 時代における世界農業遺産の役割に関する研究		
<p>日本の農山漁村は、現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、美しい農村景観、里山・里海の豊かな自然、農林水産業に関連する文化が伝えられている。一方で少子高齢化、人口減少が進み、コミュニティ機能の低下により、その伝統的な農林水産業の継承が困難な状況になりつつある地域が少なくない。こうした中、伝統的な農林水産業の価値を評価し、保全・継承を促す国連食糧農業機関 (FAO) の世界農業遺産 (以下、^{ジアス}GIAHS) の取り組みが、日本でも 2011 年に開始され、現在全国 11 か所が認定されている。導入されて 10 年が経とうとしているが、その成果や課題は十分に明らかにされておらず、制度が有効に活かされているとはいえない。また、2015 年に国連の SDGs (持続可能な開発目標) が採択され、国内でも取り組みが広がっているが、農山漁村では未だ緒についたばかりである。このような SDGs 時代に GIAHS は持続可能な農村づくりに関して、どのような役割が期待されているのか、という問題意識から研究に取り組んだ。</p> <p>研究の目的は、国内の GIAHS 認定地域における取り組みの成果と課題を整理したうえで、GIAHS の可能性、限界性を考察し、SDGs の視点から持続可能な農業・農村づくりの実現に資する GIAHS の役割を明らかにすることにある。</p> <p>研究方法は、関連する分野の先行研究調査をはじめ、国内の GIAHS 認定地域を対象としたアンケート調査、ヒヤリング調査、事例研究を行った。また、マネジメントモデルの開発には P2M (プロジェクト&プログラムマネジメント) 理論を採用した。</p> <p>研究の結果、アウトカムとして「SDGs 活用ステップ」、生物多様性及び人材育成に関する取り組み手法の類型化、及び「地方創生人材育成モデル」等を導き出した。また、宮城県大崎地域を事例に、P2M の手法を適用し、地域マネジメントモデルを構築した。結論として、これらのモデルを統合し、「都市農村協働力と農山村の持続可能性モデル」を構築し、GIAHS 認定地域をはじめ、非認定地域における有用性と今後の展望について明らかにした。</p> <p>以上、SDGs 時代に日本の GIAHS は、世界に認められた固有の農林漁業システムをベースに、農業生物多様性や文化・景観を保全・継承し、都市と農山漁村が支え合う持続可能な農業・農村の創出に重要な役割を担っていることが明らかになった。</p>			

目次（本文）

第1章 研究の背景と目的.....	1
第1節 研究の背景.....	1
第2節 研究の目的と方法.....	1
第3節 論文の構成.....	3
第2章 世界農業遺産の現状と課題.....	6
第1節 世界農業遺産の定義と基準.....	6
第2節 世界における世界農業遺産の概要.....	8
第3節 東アジアの農業遺産.....	12
第4節 国内の世界農業遺産地域の概要.....	13
第5節 国内の世界農業遺産地域の成果と課題.....	27
第6節 まとめ.....	36
第3章 世界農業遺産とSDGs（持続可能な開発目標）.....	39
第1節 SDGs の概念.....	39
第2節 国内におけるSDGsの取り組みの広がり.....	41
第3節 国内の世界農業遺産地域におけるSDGsの取り組み.....	42
第4節 2015年認定3地域の取り組み.....	45
第5節 農村振興に資するSDGs活用ステップ.....	49
第6節 SDGsとGIAHSの関係性.....	51
第7節 まとめ.....	54
第4章 世界農業遺産と農業生物多様性.....	57
第1節 農業生物多様性の概念.....	57
第2節 国内の世界農業遺産地域における生物多様性の取り組み.....	60
第3節 先進地域における生物多様性の取り組み.....	63
第4節 まとめ.....	69
第5章 世界農業遺産に関する学習・人材育成.....	71
第1節 国内の世界農業遺産地域におけるGIAHS学習・人材育成の取り組み.....	71

第2節	地域課題解決型探求学習	73
第3節	関係人口創出・拡大事業	77
第4節	P2Mによるプロジェクトデザイン	79
第5節	関係人口と農村のソーシャル・キャピタル	82
第6節	「都市農村協働力」を育む人材育成プロセス	85
第7節	まとめ	87
第6章	世界農業遺産による地域マネジメント	90
第1節	宮城県大崎地域の世界農業遺産	90
第2節	大崎市における「自然共生型農業」形成のプロセス	92
第3節	P2M理論を適用した地域活性化に関する先行研究	95
第4節	大崎地域世界農業遺産におけるコミュニティマネジメントの考察	96
第5節	SDGs 経済・社会・環境の3側面統合による地域の持続可能性	101
第6節	まとめ	103
第7章	結論	106
第1節	各章のまとめ	106
第2節	「都市農村協働力」と農山村の持続可能性モデル	109
第3節	各モデル・手法の適用	111
第4節	課題と展望	114
	謝辞	115
	参考資料	116

目次（図表）

図 1-1	論文の構成	4
表 2-1	GIAHS の 5 つの基準と持続可能な開発の 3 側面	7
図 2-1	世界各国の GIAHS 認定数	9
表 2-2	世界の GIAHS 認定年表	9
図 2-2	日本の GIAHS	14
表 2-3	国内 GIAHS 認定地域の特徴	14
表 2-4	GIAHS 基準ごとのアクションプラン取り組み分類	16
表 2-5	国内 GIAHS 認定 11 地域の主な取り組みと成果	16
表 2-6	国内 GIAHS の里山的特徴	28
表 2-7	国内 GIAHS に関する SWOT 分析	29
表 2-8	国内 GIAHS 認定地域の成果（総括）	31
図 3-1	SDGs ウェディングケーキ	40
表 3-1	SDGs の 17 目標（三側面からの分類）	40
図 3-2	SDGs への関わりの状況	43
表 3-2	認定地域別 SDGs 取り組み状況	44
図 3-3	目標の重視度合	45
図 3-4	梅システム	46
図 3-5	長良川システム	47
図 3-6	山間地農林業複合システム	48
図 3-7	SDGs 活用ステップ	50
表 3-3	SDGs 目標と GIAHS 基準の関連	51
表 4-1	農村の生物多様性の保全・再形成における計画論的展開方向	58
図 4-1	農業生物多様性（FAO）	59
表 4-2	認定 11 地域における SDGs 目標 15「陸の生態系」関連の取り組み	60
表 4-3	農業生物多様性に関する取り組みの類型	62
表 4-4	生物多様性に関する認定地域の取り組み状況	63
図 4-2	茶草場認証マーク	64
写真 4-1	茶草場ポスター	65
図 4-3	ブランド認証マーク	65
図 4-4	認証を取ろうと思った理由	66
表 4-6	おおさき生きものクラブ年間プログラム（2019）	67
図 4-5	お子さんの関心が高まった項目（大人）	68
図 4-6	関心が高まった項目（子供）	68
表 5-1	認定 11 地域における SDGs 目標 4「質の高い教育」関連の取り組み	71
表 5-2	GIAHS 学習・人材育成に関する取り組み類型（その 1）	73

表 5-3	政策提案コンテストで入選した関係人口創出プロジェクトの概要	76
図 5-1	関係人口概念図	77
表 5-4	タイプ別モデル事業採択団体数	78
図 5-2	P2M プログラムマネジメントの全体像	79
表 5-5	プログラム統合マネジメントのステップとマネジメント知識	80
図 5-3	五ヶ瀬町・関係人口創出事業の P2M モデル	81
表 5-6	五ヶ瀬町関係人口創出事業のロジックモデル	82
図 5-4	地方創生人材育成モデル	85
表 5-7	GIAHS 学習・人材育成に関する取り組み類型 (その 2)	87
図 6-1	大崎地域の認定エリア	91
表 6-1	「自然共生型農業」の形成プロセス	94
表 6-2	大崎 GIAHS アクションプラン概要	97
図 6-2	大崎 GIAHS プログラムのマネジメントモデル	98
表 6-3	大崎 GIAHS プログラムのロジックモデル	99
図 6-3	大崎 GIAHS プログラムのプラットフォーム	101
図 6-4	SDGs の三側面からの統合的アプローチ	102
図 7-1	都市農村協働力と農山村の持続可能性モデル	110
図 7-2	各モデル・手法の関連図	112
表 7-1	各モデル・手法の適用	112

第1章 研究の背景と目的

第1節 研究の背景

「世界農業遺産」(Globally Important Agricultural Heritage Systems、以下 GIAHS)とは、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域の「農林水産業システム」を、国際連合食糧農業機関 (FAO) が認定する制度で、2002年に開始された。国内では2011年度から導入され、現在では11の地域が認定されている。また、認定後にはその農林水産業システムを“動的に保全”するためのアクションプラン (保全計画) を作成し実施するとともに、5年に1回モニタリングを行い、アクションプランの進捗状況を評価している。

一方、国際連合は2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」を開催し、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:以下 SDGs) を含むアジェンダ」を採択した。GIAHSは国連機関のプログラムであり、SDGsに関し認定地域に対して取り組みを推奨する機会が多い。認定地域の様々な農林漁業関連技術・社会技術は、当該地域の農村振興や課題解決のみならず、国内外の農林漁業や農山漁村の課題解決への貢献も期待されている。

研究の背景として、「令和元年度 食料・農業・農村白書」によれば、国内の農山村は国土の約9割の面積を占めるが、2割程度の人口で支えられていると報告されている^{[註1][1]}。その農山村では人口減少・高齢化が進み、後継者不足、耕作放棄地の増加、獣害などの課題が深刻になっている。そうした状況下において、農業の多面的機能を重視した政策や、農山漁村の活性化のための定住及び農山漁村と都市の地域間交流を促進する取り組みなど、農村振興に資する政策が講じられている。日本は「現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、美しい田園風景、伝統ある故郷、助け合いの農村文化が守り続けられている。他方、少子高齢化、コミュニティ機能の低下等により、それらの根幹となる伝統的な農林水産業の継承が次第に困難な状況になりつつある。こうした中、伝統的な農林水産業の価値を評価し、維持・保全を促す国連食糧農業機関 (FAO) の世界農業遺産の取り組みは、我が国の農村振興の観点から大変重要だ。^[2]」と農林水産省では認識されている。しかし GIAHS が日本に導入されて10年になろうとしているが、その間の成果や課題は十分に明らかにされておらず、制度が有効に活かされているとはいえない状況である。

また、SDGsに関しては国内において各省庁の政策に位置付けられ、企業や一部の自治体、教育機関などで積極的に取り組まれている。農林水産省でも食料産業局では食品メーカーとSDGsの関連や取り組みについて紹介するなどしてきたが、農村振興局では農村振興や農村地域におけるSDGsに言及されることが2019年度までは少なく、SDGsと農村振興の関わりについて取り上げている論文も限られている。

第2節 研究の目的と方法

そこで、本研究の目的は、上記の背景を踏まえ、国内のGIAHS認定地域を事例に、これ

までの成果と課題ならびに SDGs に関する取り組み状況の現状を明らかにし、その考察から GIAHS の農村振興に関する可能性と限界性について論じ、SDGs の視点から持続可能な農業・農村づくりに寄与する GIAHS の役割を明らかにすることである。

本論ではまず、1. GIAHS の歴史、ならびに国内認定地域の取り組みの成果と課題を明らかにする。次に 2. SDGs の歴史、ならびに国内の GIAHS 地域の SDGs への取り組みの現状と課題を明らかにし、国内認定地域のみならず農山漁村が SDGs にいかに取り組むことができるのか考察する。続いて SDGs 時代に GIAHS が貢献できる分野として、3. 特に生物多様性の保全・活用、ならびに人材育成の分野に着目し、認定地域の取り組みから先進的な事例を調査・考察し、方法論を明らかにする。続いて 4. 農業遺産の推進団体等による農業遺産を活かした地域マネジメントについて事例研究から考察する。さらに農村地域を支える住民の絆力である社会関係資本ソーシャル・キャピタルを検討したうえで、これらを統合し、5. SDGs 時代における GIAHS の役割、GIAHS の可能性と限界性を明らかにし、いかに農村振興及び持続可能な農業・農村につなげていくか展望する。

研究の方法は、先行研究調査については、農業遺産、SDGs と農村振興、農業生物多様性、人材育成、関係人口、農村のソーシャル・キャピタル、コミュニティマネジメントの各分野について関連する論文をはじめ WEB サイト、報告書、書籍等文献調査を行う。

また、SDGs の視点から国内の GIAHS 地域の主な取り組みについては、認定 11 地域を対象に 2018 年 8 月に記述式のアンケート調査（以下、「SDGs 調査 2018」）を実施し、その結果を分析し、「SDGs の視点からみた国内の世界農業遺産認定地域の活性化」として報告する^[註2]。続いてその分析結果に基づき、2019 年 8 月に改めて選択式のアンケート調査（以下「SDGs 調査 2019」）を行い、SDGs の 17 目標への取り組み状況、重視する目標などについて明らかにする。また、SDGs 調査 2019 の結果、SDGs に幅広く取り込まれていた 3 地域については、その特徴的な取り組みについてヒヤリング調査を行う。

これらの調査により、SDGs 時代における GIAHS の役割を論じるためには、幅広く取り組んでいる地域の取り組み内容、重視されている項目に関する考察、及び農業遺産を活用した地域マネジメントの検討が必要であると考えられたことから、各章でその概念や政策、事例を取り上げ論じる。

また、農業遺産のマネジメントに関する事例研究として宮城県大崎地域を取り上げている。大崎市産業経済部世界農業遺産推進課へのヒヤリングや、関連資料の収集・整理・分析を行う。併せて認証制度に申請した農家に対するアンケート調査、ならびに生物多様性に関する活動の参加者に対するアンケート調査を行う。また、関係人口及び人材育成に関する事例研究として宮城県五ヶ瀬町での関係人口創出・拡大事業を取り上げ、事業の参与観察を行う。

なお、事例研究からモデル化を行うために、P2M（プロジェクト&プログラムマネジメント）という学理を採用する。P2M は、経済産業省の指導で 1998 年に生まれた新しいプロジェクトマネジメントの概念及び理論である。地域で新しい事業を考えるとときに有効なマネ

ジメント手法であることが、国際 P2M 学会の先行研究から明らかであったことから採用する。組織の特定使命の達成に向けて、単一のプロジェクトだけを対象とするのではなく、共通の目標を達成するために複数のプロジェクトを構成し、それをプログラムとして総合的に管理するプログラムマネジメント手法であること。農業遺産のように複数のプロジェクトが農村振興を目指して導入・実施される場合に適したマネジメント手法であること。また、複数のプロジェクトから構成されるプログラムの運営にはプラットフォームマネジメントが欠かせないと考え、プログラムマネジメントにプラットフォームマネジメントを組み込んでいる点も P2M の学理の特徴であることから選択する。

第 3 節 論文の構成

論文の構成は、まず第 2 章では「世界農業遺産」について、2011 年に国内で最初の GIAHS 認定がなされ 10 年が経過することをふまえ、GIAHS の概念、5 つの基準と背景、FAO における GIAHS の導入・世界への拡大の経緯、東アジアでの GIAHS 地域のネットワークの推進、ならびに中国の GIAHS 活用戦略を考察する。続いて、国内の GIAHS 地域の特徴及び取り組み概要を整理し、10 年間の成果と課題について分析し、その役割の可能性と限界性について論じる。

第 3 章では SDGs と世界農業遺産の関わりについて、SDGs の歴史的背景を振り返るとともに、その概念を整理する。国内における SDGs への取り組みの広がりとして、政府や省庁の政策及び取り組み状況を把握したうえで、GIAHS 認定 11 地域での取り組みの現状を「SDGs 調査 2018」及び「SDGs 調査 2019」から明らかにする。また、幅広い目標に取り組んでいる傾向のある 2015 年認定 3 地域の取り組みに関する事例研究結果を記載する。そのうえで農村振興に資する「SDGs 活用ステップ」について論じる。

第 4 章以降は「SDGs 調査 2019」の結果から認定地域で重視されている度合いの高かった目標として SDGs 目標 15「陸の生態系」、目標 4「質の高い教育」、目標 2「持続可能な農業」を取り上げる。

第 4 章では GIAHS と生物多様性について取り上げる。目標 15 は全 11 地域が取り組んでおり、重視度合いも高い。目標 15 は「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」である。生物多様性の中でも、特に GIAHS と関わりの深い農業生物多様性の概念や、国内の政策における位置づけを先行研究から明らかにする。また、国内 GIAHS 地域における生物多様性に関する取り組みを整理し類型化する。事例研究としては、多面的に取り組んでいる静岡県茶草場農法、及び宮城県大崎地域を取り上げる。

第 5 章では、GIAHS に関する学習・人材育成について取り上げる。目標 4 は「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」である。国内 GIAHS 地域における GIAHS に関する学習や人材育成に関する取り組みを把握し類型化する。事例研究として、宮城県五ヶ瀬町の「関係人口創出・拡大モデル事業」を取り上げる。

また、農村における絆力を表す概念であるソーシャル・キャピタルに関し考察したうえで、関係人口と地域住民の協働による地域課題解決のプロセスを、P2M 理論を適用しモデル化する。

第6章では、SDGs 目標2「持続可能な農業」について、世界農業遺産を活用した地域マネジメントの観点から考察する。5章で援用した P2M の複数のフレームワークを GIAHS 地域における農業遺産を活用した地域マネジメント手法として宮城県大崎地域を対象に適用する。プログラム全体のロジックモデルを整理し、コミュニティマネジメント上の課題と改善モデルを検討し、「大崎 GIAHS プログラムプラットフォーム」に関し論じる。併せて、SDGs の経済・社会・環境の3側面統合による農村地域の持続可能性を高める考え方と具体例を考察する。

結論の第7章は、第2章から第6章のまとめを行い、GIAHS の役割ならびに都市農村協働力と農山村の持続可能性を統合した、これからの農村振興モデルに関し展望する。

論文の構成に関するフロー図は以下の通りである。

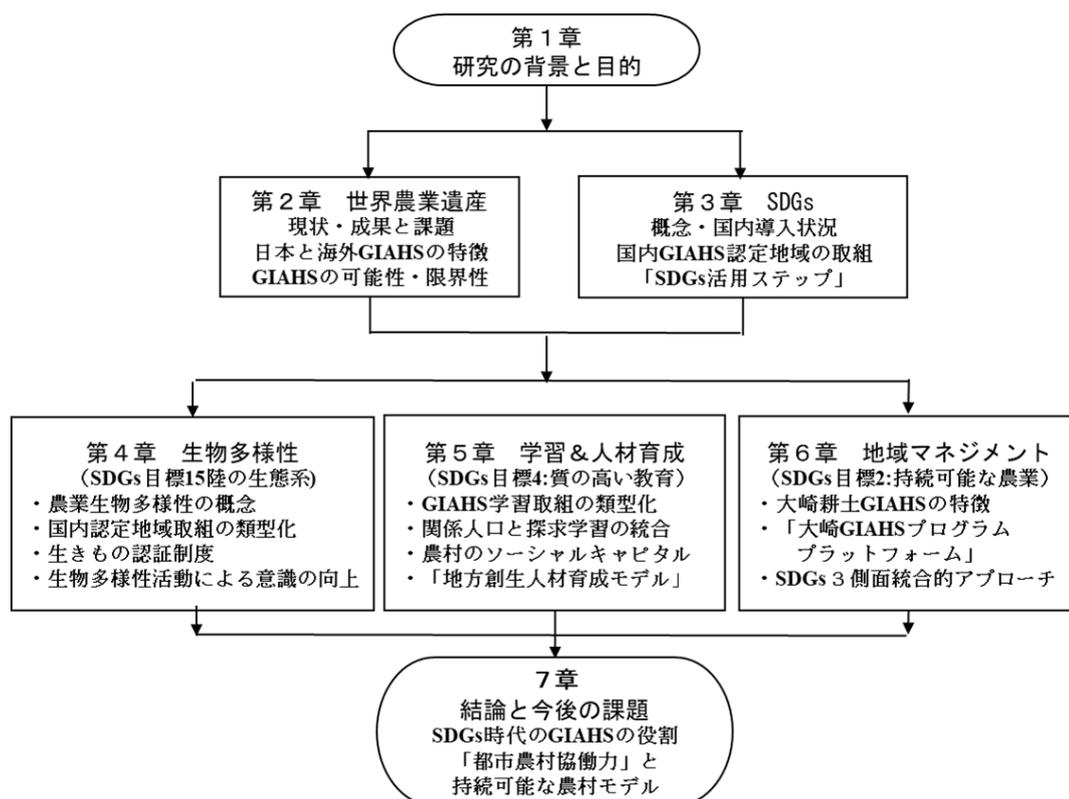


図 1-1 論文の構成

なお、SDGs と GIAHS を関連づけ国内の認定地域を調査・分析した調査研究としては、大和田（2018）による報文「SDGs の視点からみた国内の世界農業遺産認定地域の活性化」以外にはまだなく、SDGs の視点から世界農業遺産の役割に関する研究及び、その成果を

GIAHS 認定地域のみならず、認定地域以外の農村振興への適用を考察する研究は、その意義が大きいと考えられる。

- 注 1. 「令和元年度 食料・農業・農村白書」によれば、農業・農業地域類型区分別に見ると、面積の分布は、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域を合わせた面積は全体の約 9 割を占めている。また、人口の分布は、約 8 割が都市的地域に集中している。
- 注 2. 大和田順子「SDGs の視点からみた国内の世界農業遺産認定地域の活性化」農業農村工学会、水土の知、vol.87、No.10、pp 23～26、2019

引用文献

- [1] 農林水産省「令和元年度 食料・農業・農村白書」第 3 章 地域資源を活かした農村の振興・活性化、図表 3-1-1 農業地域類型区分とその面積・人口・農業集落数（平成 27（2015）年）、P248（2020 年 6 月）
- [2] 濱本和孝「世界農業遺産と日本農業遺産」、農村計画学会誌、Vol.35、No.3、p357-360、2016

第2章 世界農業遺産の現状と課題

第2章では、国連食糧農業機関（以下、FAO）が認定する「世界農業遺産」（以下、GIAHS）に関し、第1節ではその定義及び認定の基準、第2節ではFAOにおける制度設計の経緯、及び世界の認定地域の状況、第3節では東アジア（中国、韓国）の農業遺産の特徴、及び東アジア世界農業遺産学会（以下、ERAHS）について概観し、第4節では国内11の認定地域のシステム概要及び取組の概要、第5節では国内におけるGIAHSの成果、課題をまとめるとともに、その可能性と限界性、ならびに非認定地域への適用に関し考察する。

第1節 世界農業遺産の定義と基準

FAOが2002年に開始したGIAHSは、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域の農林水産業システムを認定する制度である。国内では2011年度に初めて2つの地域（佐渡、能登）が認定され、現在では11の地域が認定されている。2019年度はさらに3地域が申請しているところである。FAOによれば、現在、世界で22か国58地域が認定されている。最も多いのが中国（15地域）、次いで日本（11地域）である（2020年3月現在）^{[1][2]}。

FAOによれば、「GIAHSプログラムの全体的な目標（到達点）は、世界的に重要な農業遺産システムと、それに関連する景観、農業の生物多様性及び知識システムを特定して保護することである。長期的なプログラムを確立することによって、それらのダイナミックな保全、持続可能な管理、及び強化された実行可能性を通じて世界的、国家的、地域的な利益を高めることができる」と説明されている^[3]。

武内（2016）によれば、「世界農業遺産は、緑の革命のような多投入高収穫型の農業が大規模な環境破壊や地域住民の福利の低下をもたらしたことへの反省から、FAOが目指す食料の安全保障と持続可能な農業システムの共存を実現するために、自然環境と調和し、農業生物多様性に富んだ伝統的農業システムの活用を推奨するための優良事例の認定制度として提唱された。」とプロジェクト開始の経緯を述べている^[4]。

背景には、世界各国で食糧増産に伴い、農地の集約化、栽培作物の単一化、機械化などが進む中で、特に途上国において伝統的で固有の農林漁業システムが失われていってしまうことへの危機感があった。そこで、農法だけでなく、景観、文化、生物多様性などを含め一つのシステムとして認定し、保全していこうというコンセプトが固まり2002年に制度が始まった。

現在、GIAHSの認定に際して、表2-1のとおり5つの基準がある。1.食料及び生計の保障 2.農業生物多様性 3.地域の伝統的な知識システム 4.文化、価値観及び社会組織 5.ランドスケープ及びシースケープの特徴である。この5つの基準は1が経済的価値、2と5が環境的価値、3と4が社会的価値という「持続可能な開発」の3側面から統合的に取り組む構造になっており、第3章で取りあげるSDGsの基本的な考え方と共通していると考えられる。

表 2-1 GIAHS の 5 つの基準と持続可能な開発の 3 側面

GIAHS 認定の 5 つの基準	内 容	持続可能な 開発の 3 側面
1. 食料及び生計の 保障	申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものである	経済的価値
2. 農業生物多様性	申請する農林水産業システムは、食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること	環境的価値
3. 地域の伝統的な 知識システム	地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること	社会的価値
4. 文化、価値観及 び社会組織	申請する農林水産業システムの関連した文化的アイデンティティ及び風土が、地域に定着し、帰属していること	
5. ランドスケープ 及びシースケープ の特徴	人類と環境との相互作用を通じ、長い年月をかけて発展してきたランドスケープ及びシースケープを有すること	環境的価値

GIAHS はその認定基準の 2 つ目に「農業生物多様性 (agro-biodiversity)」を挙げていることが特徴の一つである。GIAHS 制度の開発にあたり、FAO は農業生態系に関する知見を有していた国連大学 (以下、UNU) に協力を求めた。UNU は、1992 年に「人間・土地管理・環境変化 (PLEC)」プロジェクトを実施し「農業生態系における生物多様性を保全しつつ、農村部の生計を支えるための持続可能な手法の基礎として、農業多様性が持つ価値の文書化に取り組んだ^[5]。」このプロジェクトに助成した地球環境ファシリティ (GEF) の報告書によれば、「PLEC は、熱帯及び亜熱帯におけるさまざまな生態系 (半乾燥地帯、山岳地帯、森林、湿地) の農業多様性に関するグローバルプロジェクトである。その目的は、生産において農家による天然資源や生物多様性の管理方法と、科学者の知識を結びつける参加型の手法により、持続可能で自然保護的な開発がどのように達成できるかを確立することであった。主な活動としては、現地での実演、生物多様性評価、参加型農村評価、アウトリーチと実験的活動、能力強化とトレーニング、ネットワークづくりや普及などが行われた」と評価されている^[6]。PELC プロジェクトのリーダーである Liang (2018) は、PELC プロジェクトの成果を GIAHS の制度設計に活用したと述べている^[5]。

農業生物多様性の概念はこのような文脈で重視されるようになっていったが、GIAHS 制度が発足した当初の認定基準では基準の 2 は「生物多様性」と記載されていた。それが、2016 年に FAO において GIAHS がプロジェクトからプログラムに格上げになった際に、「農業生物多様性」に変更された経緯がある。農業生物多様性とは、FAO によれば、「食料及び農業 (作物、家畜、林業及び漁業を含む) のために、直接又は間接的に用いられる様々な動物、植物及び微生物の多様性として定義されている。申請する農林水産業システムは、上記の食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源 (例えば、作物や動物の固

有種、栽培種、希少種、絶滅危惧種等)が豊富であること、が新たな基準となった^[6]。

この GIAHS の認定基準の内容は、国内における「農業の多面的機能」に関する政策と類似点があることを指摘しておきたい。1999 年 7 月、農林水産省の「農業基本法」が約 40 年ぶりに見直され、「食料・農業・農村基本法」が制定された^[7]。その 4 つの基本理念は、食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、そして農村の振興である。

生源寺 (1999) によれば、この基本法には二つの新たな視点が加わったという。「ひとつは、今日の農村を多くの非農家を包み込む居住空間であり、都市からの訪問者を受け入れる空間でもあると捉えたことである。この点に関わる基本的な施策として、都市と農村の交流が掲げられたことも注目に値する。もうひとつの違いは、農村を遅れた地域社会とみる固定観念にくみしない点である。むしろ、現代社会における農村の価値を再評価し、だからこそ 21 世紀の日本には健全な農村が必要だとみる。このスタンスを表すキーワードが多面的機能にほかならない。」^[8]その多面的機能とは、第一章第三条に「多面的機能の発揮」として「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。」と明記された。

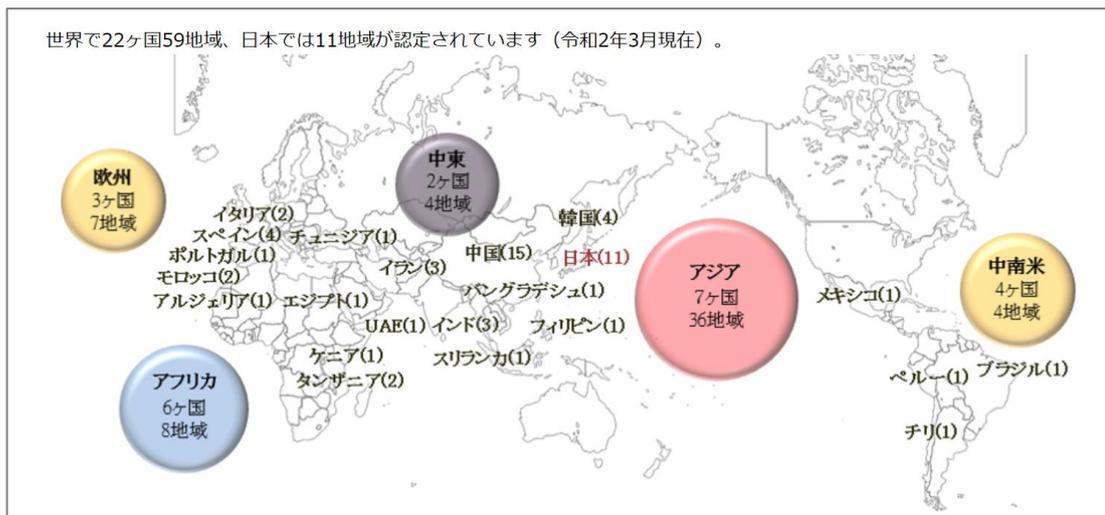
この農業の多面的機能と GIAHS が異なる点は、GIAHS は、上記のような要素を統合した世界的に重要な「農林水産業システム」であるということである。武内 (2016)は、そのシステム性に関し、「日本の里地里山では、林地、農地、集落の間に、薪炭林・農用林利用といった相互の機能的関係が見られ、それが一つのシステムを形成していた。世界農業遺産では、そのような土地利用間の機能的関係 (システム性) が今日にまで維持されているかが重要な評価の対象となる」と記述している^[4]。例えば 2015 年に認定された「里川における人と鮎のつながり」、「みなべ田辺の梅システム」、「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」というように一つのシステムとして統合されている。武内 (2016)は、「それぞれ伝統的な内水面漁業、薪炭林と梅林、山間地農林業を主テーマとしつつも『システム性』が強調されている」と述べている^[4]。

第 2 節 世界における世界農業遺産の概要

2.1. 世界農業遺産制度設立の経緯

まず、世界の GIAHS の現状であるが、図 2-1 及び表 2-2 の通り、22 개국 59 地域 (2020 年 3 月現在) となっている^[1]。

国連大学の報告書「世界農業遺産への道のり～国連大学と地域の歩み～The Road to Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS)」ならびに武内 (2016) によれば、FAO の土地・水資源部は、2002 年に開発途上国における伝統的な農業システムを活かした持続可能な開発のあり方を追求するために、地球環境ファシリティ (GEF) の資金援助を受



出典：農林水産省ホームページより

図 2-1 世界各国の GIAHS 認定数

け、UNU の協力を得て途上国向けに GIAHS に関するプロジェクトを始めた^{[9][4]}。2004 年に実証サイトとして、水田養魚（中国）、アンデス農業（ペルー）、チロエ農業（チリ）、マグレブのオアシス（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）、イフガオの棚田（フィリピン）の 5 か所を選定した。

最初に GIAHS に認定されたのは中国浙江省青田県の「水田養魚システム」（2005）である。その後中国は、2012 年に「重要農業文化遺産」（NIAHS）制度を創設し、優れたものを GIAHS の候補として推薦するプロセスを導入した^[10]。その後の世界の認定地域の推移は表 2-2 の通りである。2011 年には、新たに日本をはじめ、インド、タンザニア、チリなどで認定された。現在では最も認定の多い国は中国（15 か所）、次いで日本（11 か所）である。これは両国が農業遺産制度に着目し、導入に力を入れたことによるものである。また両国は FAO の GIAHS プログラムに資金も拠出している。GIAHS は当初 FAO においてプロジェクトとして開始されたが、2016 年からプログラムに格上げされた。2017 年にはヨーロッパのスペイン、2018 年にはイタリア、ポルトガルにも認定地域が誕生し、先進国にも広がり始めているところである。

表 2-2 世界の GIAHS 認定年表

認定年	アフリカ・北東アフリカ	アジア・太平洋	ヨーロッパ中央アジア	ラテンアメリカ・カリブ
2005 (1)		中国：青田の水田養魚		
2010 (2)		中国：ハニ族の棚田／万年の伝統稲作		
2011 (13)	ケニア：マサイの牧畜 タンザニア：アグロフォレストリー・システム／マサイの牧畜	中国：トン族の稲作・養魚・養鴨システム 日本：トキと共生する佐渡の里山／能登の里山里		チリ：チロエ農業 ペルー：アンデス農業

	アルジェリア：ゴート オアシス・システム チュニジア：ガフサの オアシス・システム モロッコ：アトラス山 脈のオアシス・システ ム（小計6）	海 インド：カシミールのサ フラン農業 フィリピン：イフガオの 棚田 （小計5）		
2012 (3)		中国：アオハンの乾燥地 農業／プーアルの伝統的 茶農業 インド：コラプットの伝 統農業		
2013 (6)		中国：会稽山の古代中国 トレヤ／宣化のぶどう栽 培の都市農業遺産 日本：静岡の茶草場農法 ／阿蘇の草原の維持と持 続的農業／クヌギ林とた め池がつなぐ国東半島・ 宇佐の農林水産循環 インド：海拔以下でのク ッタナド農業システム		
2014 (6)	イラン：カシャーンの カナート灌漑システ ム	中国：興化の嵩上げ畑農 業システム／佳県の伝統 的ナツメ農園／福州のジ ャスミン・茶栽培システ ム 韓国：青山島のグドウル ジャン棚田灌漑管理シス テム／済州島の石垣農業 システム		
2015 (5)	アラブ首長国連邦：アル・ アイン及びリワの 伝統的ナツメヤシ栽 培システム	清流長良川の鮎一里川に おける人と鮎のつながり ／みなべ・田辺の梅シス テム／高千穂郷・椎葉山 の山間地農林業複合シス テム バングラディッシュ：「浮 き畑」農法		
2016 (1)	エジプト：シワ・オア シスのナツメヤシ栽 培システム			
2017 (8)		中国：ジャガナの農林畜 産業複合システム／湖州 の桑基魚塘システム 日本：持続可能な水田農 業を支える「大崎耕土」 の伝統的水管理システム 韓国：ファガエ村におけ るバドン地方の伝統的 茶栽培システム スリランカ：乾燥地帯に おける連珠型ため池シス テム（小計5）	スペイン：ア クサルキア のレーズン 生産システ ム／アナー ニャの塩生 産システム	メキシコ：ソ チミルコ、ト ラウアク及 びミルパア ルタ地域の チナンパ農 業
2018 (12)	イラン：ジョーザン溪 谷のブドウ生産シス テム／ゴナーバード	中国：夏津における伝統 的桑栽培システム／中国 の南部山岳丘陵地域にお	イタリア：ア ッシジとス ポレート間	

	のカナートによるサフラン栽培システム モロッコ:アイトスアブ・アイトマンスール地域のアルガン農業林間放牧システム (小計 3)	ける棚田システム 日本:静岡水わさびの伝統栽培—発祥の地が伝える人とわさびの歴史—にし阿波の傾斜地農耕システム 韓国:錦山(クムサン)の伝統的な高麗人参農業システム (小計 5)	の丘陵地帯のオリーブ畑/ソアヴェの伝統的ブドウ畑 スペイン:オリーブ古代樹農業システム「テリトリオ・セニア」 ポルトガル:バローソの農業林間放牧システム (小計 4)	
2019 (1)			スペイン:オルタ・デ・バレンシアの歴史的灌漑システム	
2020 (1)				ブラジル:ミナスジェライス州南エスピナソ子午線の伝統的な農業システム

出典:遠藤芳英「世界農業遺産制度を拡充し農村地域開発に活かす」『ARDEC-World Agriculture Now-』62号、一般財団法人日本水土総合研究所(2020)及びFAO GIAHS ホームページを基に筆者が作成

2.2. ヨーロッパの世界農業遺産の特徴

2017年からヨーロッパにおいて GIAHS の認定が行われているが、García.Mら(2020)によれば、ヨーロッパの6つの GIAHS が FAO に提出した申請文書の定性分析及び専門家による6地域の比較を行い、5つの主要基準に基づいて、24の特定の副基準を抽出している^[11]。それらの副基準により6地域の評価を行っている。その結果、「ヨーロッパの GIAHS サイトの特徴は、組織的かつ献身的な社会組織のおかげで促進及び維持されている伝統的で適応的な農業の知識と実践によってモデル化され、文化的景観の進化の価値が高い。」と指摘している。また、この副基準は今後のヨーロッパからの申請において、ガイドラインとなるものであると述べている。

また、Scheurer, Tら(2018)は、文化的景観について「ヨーロッパの GIAHS サイトの場合、それらの特徴づけるのは文化的生物多様性(cultural biodiversity)であり、それはヨーロッパの文化的景観(cultural landscapes)の重要な例であり、レジリエントで持続可能な農業生態系(アグロエコシステム)を形成した。」と指摘している^[12]。

このように、国や地域によって GIAHS の考え方や活用について特徴があるが、第3節で

は中国について、第4節では日本の GIAHS にどのような特徴があるのか分析及び考察する。

第3節 東アジアの農業遺産

3.1. 東アジア世界農業遺産学会

2014年から年に1回、中国・韓国・日本の持ち回りで「東アジア世界農業遺産学会」(East Asia Research Association for Agricultural Heritage Systems : 以下、ERAHS) が開催されている。各国の研究者と地域(自治体等)が参加し、GIAHSに関する研究や実践の成果を共有している。近年では2017年に中国で、2018年は和歌山県で、2019年は韓国で開催された。このような情報の共有や協働事業の推進も GIAHS の価値を高めている仕組みと言えるだろう。東アジアにおける農業遺産の活用状況について、現地の農業遺産認定地域を訪問し取り組み状況を調査した。

3.2. 中国の農業遺産

2017年7月12日～13日、中国の浙江省湖州市で「第4回 ERAHS」が開催された。その時点で中国では11か所、韓国では2か所の GIAHS 認定地域があり、またそれぞれ国内認定制度があり、中国では「重要農業文化遺産」(NIAHS)、韓国では「国家農漁業遺産」と呼ばれている。ERAHSでは12日の会議に続き、13日は宿泊施設近隣にある荻港村の「桑基魚塘」を視察した。ここは国内の認定制度である NIAHS に2014年に認定されており、視察時には GIAHS 認定を目指していたが、その後2017年度に「湖州の桑基魚塘システム」として認定された^{[13][14]註1)}。

浙江省湖州市にあるデルタ地帯では、明の時代(1368年～1644年)から池を掘り、堤を築き、その堤に桑の木を植え、その桑の葉で蚕を育て、池では桑の葉や草、蚕の糞などを餌に魚を養殖してきた。この循環農漁法の仕組みは「桑基魚塘システム」と名付けられている。魚を養殖している池では、魚の糞が池の底に溜まり、これがバクテリアによって分解され養分に富んだ泥となり、その泥を年一回桑の木の根元にかけて桑の木の肥料としている。池には定期的に酸素を取り込む装置を設置し、溶存酸素量を一定に保つなど良好な水質が保全され、魚に良好な環境を作りだしている。しかし近年、化学繊維の発明・普及により生糸や絹織物の需要が激減し、桑基魚塘という伝統の自然循環農法も衰退し、2000年頃にはほぼ消滅という危機にさらされた。そこで、この優れたシステムを保存するために生態系の修復や保護活動が始められ、桑基魚塘の景観がよみがえってきたという。

それと並行して荻港村の中に「荻港漁荘」(Digangyuzhuang hotel)という複合施設が作られた。荻港村は古くから「天国の真ん中に荻港がある。」と言われており、美しく、歴史が古く、観光資源も豊かである。「荻港漁荘」は605エーカーの敷地内に宿泊施設(200室)、1000人収容のイベントホール、会議室、飲食スペース、土産物店、淡水養殖エリアなどがある。投資金額は約40億円である。また、施設の中には「桑基魚塘博物館」があり、館内では、桑基魚塘の歴史の解説、養蚕、繭から生糸を紡ぎだす実演、淡水魚を中心とした食文

化などが紹介されている。また、館外には堤に桑の木が植えられた養魚池がある。宿泊施設や会議棟なども整備され、館内でこの地域の食文化を賞味することができる。糯打ち、米酒造り、豆腐磨き、果物摘み等の体験活動も提供されている。地元住民を300人ほど雇用している。多くの賞を受賞するなど荻港漁荘は湖州市の新しい農村観光・開発の新たなモデルとして注目されている。

なお、中国には「ハニ族の棚田」(雲南省)や「トン族の稲作・養魚・養鴨」(貴州省)など、少数民族の固有な農林漁業システムが GIAHS に認定されている地域が複数ある。このように中国政府は国内の少数民族や各地に残る固有の農林漁業システムを発掘し、まずは国内制度に認定し、その後体制や環境、振興策を整備し、GIAHS に申請するという戦略をとっている。

Min, Q ら(2016)によれば、中国の GIAHS 及び NIAHS に関し、理論的かつ実際の取り組み進捗のレビューに基づいた論文を発表しているが、「農業遺産システムの保全は、特に生態学的に脆弱で経済的に未開発であるが、文化的に豊かな遺産地域の持続可能な開発を促進し、地元住民の生計の保障と社会福祉を改善し、現代の開発の基準点を提供することを目的としている。」GIAHS/NIAHS は、「地域住民に多様な商品とサービスを提供し、生活水準と生活の質を向上させるよう努めているとともに、伝統的な農業と現代の農業技術との組み合わせは、現代の農業が進むべき方向を示している。」^[15]と、その可能性について論じている。「湖州の桑基魚塘システム」の事例を既述したように、同論文でも「観光が GIAHS サイトの収入と保全に重要な役割を果たしている。」と述べている。

第4節 国内の世界農業遺産地域の概要

GIAHS プロジェクトは、2009年まで主として開発途上国を対象としていたが、UNU は2009年から GIAHS プロジェクトを日本に拡大する可能性を模索した。2008年に UNU に着任した武内(2018)は、「日本の伝統的なランドスケープである「里山里海」こそ、まさに GIAHS の候補地ではないかと考え、農林水産省や地域の方々に GIAHS への申請を提案」し、2011年に「能登の里山里海」、「トキと共生する佐渡の里山」の2か所が GIAHS に認定された^[9]。これを機に、国内で世界農業遺産に対する関心が広がり、UNU は農林水産省と連携し、2013年に金沢で「世界農業遺産国際会議」を開催し、そこでさらに日本から3か所が GIAHS の認定を受けた。農林水産省は世界農業遺産を政策として取り上げ、2014年に「世界農業遺産等専門家会議」を立ち上げ、正式に世界農業遺産を FAO に推薦する制度を開始した。

濱本(2016)によれば、政策に導入した理由として、「我が国では現在も伝統的で多様な農林水産業が営まれ、美しい田園風景、伝統ある故郷、助け合いの農村文化が守り続けられている。他方、少子化や高齢化、コミュニティ機能の低下等によりそれらの根幹となる伝統的な農林水産業の継承が次第に困難になってきている状況にある。こうした中、伝統的な農林水産業の価値を評価し、保全を促す国連食糧農業機関 (FAO) の世界農業遺産の取り組み

は、我が国農村振興の観点から大変重要である。このため、我が国は世界農業遺産の取り組みを支持し、認定の拡大を図るため、認定申請に必要な国内承認体制を整備したところである。」と述べている^[6]。

GIAHS は世界基準で日本の農林漁業や農山漁村を測り、世界的な重要性の有無が審査されるものであり、認定地域はいわば日本の農山漁村の中でも特徴が明確化され、世界的に評価された地域であり、その価値を活用した農村振興が期待されている。

現在認定されている 11 地域は図 2-2、表 2-3 のとおりである。



出典：筆者作成 図 2-2 日本の GIAHS

表 2-3 国内 GIAHS 認定地域の特徴

認定地域	農林漁業システム	立地・景観	主な生産物	農業生物多様性	農耕儀礼・食文化	農業地域類型等イメージ			
						山間地	中間地	平地	沿岸部
佐渡	トキと共生する佐渡の里山	島、棚田 里山	米	トキ、水田の生きもの	能、鬼太鼓 車田植え	←			→
能登	能登の里山里海	半島、棚田 間垣 里山・里海	米、大豆、 製塩、海女 漁、農泊	水田の生きもの	あえのこと 海女文化	←			→
静岡 茶草場	静岡の茶草場農法	茶畑、茶草場	お茶（深蒸し茶）	茶草場に固有種・絶滅危惧種	茶文化	←			→
阿蘇	阿蘇の草原の維持と持続的農業	草原、放牧、 野焼き（採草）、湧水群	赤牛、米、 露地野菜	阿蘇固有の植物・草原性動植物	阿蘇神社や国造神社の農耕祭事	←			→
国東半島 宇佐	クヌギ林とため池がつなぐ農林水産循環	半島、島、 棚田、ため池 クヌギ林	乾ししいたけ、米、シチトウイ	材木・ワカサギなど水生生物	六郷満山文化	←			→
長良川	長良川の鮎（内水面漁業）	長良川の上・中流域、里川 魚つき保安林	鮎、稚鮎生産、鵜飼、和紙	魚つき林の魚・生きもの	鵜飼、郡上本染め、美濃和紙等	←			→
みなべ・田辺	みなべ・田辺の梅システム	梅林、薪炭林	梅・梅加工品、備長炭	ミツバチ	観梅 梅料理	←			→
高千穂郷・椎葉山	山間地農林業複合システム	山間地、93%が森林、棚田、 焼畑	スズ、牛肉、 釜炒り茶、米、しいたけ	森林の動植物	神楽、農業労働歌、焼畑、 狩猟	←			→
大崎	持続可能な水田農業を支える「大崎耕士」の伝統的水管理システム	立地に合わせた巧みな水管理、 居久根（屋敷林）	米、大豆、 野菜	水田・居久根の生きもの マガンなど渡り鳥	農耕儀礼、醸造文化、 餅料理、木工、湯治文化	←			→
静岡 わさび	静岡水さわびの伝統栽培	沢を活用した棚式わさび田 ハンノキ	わさび	ハネツツクサなどわさび田の希少な生きもの	わさびの和食文化への貢献	←			→
にし阿波	にし阿波の傾斜地農耕システム	急傾斜地にカヤをすきこむ 畑作	そばなど雑穀	カヤ場の希少な動植物	農耕儀礼 雑穀料理	←			→

出典：各種資料から筆者作成

表 2-3 は、日本の GIAHS 認定地域の特徴を、立地・景観、主な生産物、農業生物多様性、農耕儀礼・食文化の観点ならびに、対象地域を農業地域類型（山間地、中間地、平地）・沿岸部（海）の観点から整理したものである。例えば佐渡は島であるが、農業システムに漁業は含まれていないので沿岸部は除外している。一方、能登や国東半島宇佐は、漁業が含まれているので沿岸部まで含めている。なお、各地域の取り組みに関しては P16 の表 2-5「国内 GIAHS 認定 11 地域の主な取り組みと成果」に整理している。

GIAHS は、認定後にはその農林水産業システムを“動的に保全”するための保全計画（以下、アクションプラン）を作成し実施することになっている。動的保全とは、伝統的な農業システムの維持にとどまらず、現代社会の技術や制度も取り入れながら改善を行い、未来に継承できる仕組みにしていくことである。武内（2016）は、「動的保全 (dynamic conservation) とは、伝統的な農業システムを維持するにとどまらず、現代社会の技術や制度も取り入れながら改善を行い、未来に継承できる仕組みにしていくことである。そのためには、動的保全のための行動計画（アクションプラン）の策定が重要となる。」と述べている^[9]。アクションプランは 5 つの基準に合わせ 5 年後の目標数値を含め立案し、実践し、5 年に 1 回モニタリングを受け、新たな目標を設置するというマネジメントの仕組みとなっている。

また、日本でも 2016 年度に「日本農業遺産」（以下、NIAHS）制度を設けた。これは、重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度であり、GIAHS の 5 つの基準に、日本独自の 3 つの基準を追加している^[1]。3 つの基準とは、「変化に対する対応力」（災害等に対する高いレジリエンスを保持していること）、「多様な主体の参加」（地域住民のみならず多様な主体の参加による新たな仕組みにより農林水産業システムを継承していること）、「6 次産業化の推進」（農産物のブランド化や観光振興など地域ぐるみの 6 次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っていること）である。

これまで GIAHS は、2 年に 1 回、農林水産省で申請を受け付けてきたが、世界農業遺産等専門家会議が 2014 年 4 月に設置され、第三者による審査を行うようになった。なお、認定されると何らかの補助がなされるなどの直接的な経済面でのメリットは無いが、農林水産省の予算でプロモーションを行うこと、販売会・商談会などで GIAHS コーナーを設置することや、認定地域の連携会議などに参加することができ、互いの知見を共有することができる。

表 2-5 は国内 11 地域の 5 つの基準に関する主な取り組み一覧である。認定年ごとに記載している。取り組みについては 5 つの基準ごとに独自の分類（19 項目）を行い（表 2-4）、記載している。

表 2-4 GIAHS 基準ごとのアクションプラン取り組み分類

GIAHS 基準	アクションプラン取り組み分類
1. 食料及び生計の保障	1-1 主な農産品、6次産業化の推進 1-2 特産品の基準・選定（地域認証制度） 1-3 伝統的取り組みの復活・活用 1-4 後継者・新規就農者の獲得 1-5 グリーン・ツーリズム（農泊）・観光
2. 農業生物多様性	2-1 固有種・伝統的な農作物、遺伝資源 2-2 環境配慮型農業の推進 2-3 生物多様性調査・保全・再生
3. 地域の伝統的な知識システム	3-1 貴重で伝統的な知識及び慣習（農家対象技術研修） 3-2 天然資源の管理・レジリエンス 3-3 システムの深化
4. 文化、価値観及び社会組織	4-1 社会組織 4-2 固有の食文化・農耕文化の継承 4-3 GIAHS 学習・人材育成（農家・地域住民・小中高生等対象）
5. ランドスケープ及びシースケープの特徴	5-1 ランドスケープ・シースケープの調査・保全制度 5-2 多様な主体の連携による景観保全活動
6. その他	6-1 財源 6-2 推進体制 6-3 地域外・海外の支援・貢献

なお、表 2-5 の内容は各地域の WEB サイト、アクションプラン、農林水産省の WEB サイト等の情報から筆者が整理し、そのうえで 2020 年 8 月に各認定地域（協議会事務局または県担当部署）の確認を得たものである。この内容から各地域のこれまでの取り組みの内容や成果の概要を確認することができる。

また、面積、人口は世界農業遺産申請書（FAO の WEB サイトに掲載）から転記したが、一部は今回の確認の際に認定地域による修正を反映させている。また、農林漁業従事者の人数は地域によっては記載されておらず、記載内容に関する基準が無いことがうかがわれる。

表 2-5 国内 GIAHS 認定 11 地域 of 主な取り組みと成果

<2011 年認定>

地域 取組項目	新潟県 佐渡市	石川県能登地域 (4市5町)
	2011 年認定	
立地概要	面積 855 k m ² 、水田地帯 人口 53,572 人 (2020 年 5 月 31 日現在) (28,000 農家) 農業、観光	面積 1,978 k m ² 、水田地帯 人口 186,000 人 農林水産業
農業システム名称	トキと共生する佐渡の里山	能登の里山里海
特徴	生きものを育む農法を島内の水田で実施し、トキをシンボルとした豊かな生態系を維持する里山と、集落コミュニティを高める多様な	急傾斜地に広がる棚田や潮風から家屋を守る間垣など独特の景観を有する。江戸時代から続く揚げ浜式製塩法や海女漁などを継承

	農村文化を継承	
基準1 食料及び生計の保障		
1-1 主な農産品、6次産業化の推進	「生きものを育む農法」の普及	地域外事業者の新規参入による塩カフェ、揚げ浜式塩田の新設。耕作放棄地での大豆栽培の6次産業化の推進等
1-2 特産品の基準・選定	「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」	未来につなげる「能登」の一品認定制度：専門家による審査
1-3 伝統的取組の復活・活用		<ul style="list-style-type: none"> ボラ待ち櫓（穴水町） 揚げ浜式塩田の拡張（珠洲市）
1-4 後継者・新規就農者の獲得	都市部での新規就農希望者へのフェアを開催し、循環型農業や島の暮らしなどを説明	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者総合支援事業、家賃助成事業（羽咋市） 新規就農者助成金（輪島市）
1-5 グリーン・ツーリズム（農泊）・観光	<ul style="list-style-type: none"> 棚田や集落の資源を活用したツアー 田んぼアートなどを巡りながらGIAHSを知るツアー 	<ul style="list-style-type: none"> 春蘭の里：農家民泊、教育旅行、インバウンド受入れ（年間12千人） アサヒビール等企业と連携したスタディツアー
基準2 農業生物多様性		
2-1 固有種、遺伝資源		大浜大豆や能登大納言小豆など、地域固有種
2-2 環境配慮型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 無農薬・無化学肥料栽培の推進 認証制度の要件の一つである田の生きもの調査に農家、地元の子供が参加。要件に「畦畔除草剤散布の禁止」を追加 	能登棚田米（農薬・化学肥料5割減）、能登米（同3割減）取り組み面積が拡大
2-3 生物多様性調査・保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 田んぼを餌場とするトキの野生下における個体数の増加 	多様な主体が参画した田んぼの生きもの調査や河川の水生生物調査を実施
基準3 地域の伝統的な知識システム		
3-1 貴重で伝統的な知識及び慣習	<ul style="list-style-type: none"> 生きものを育む農法、ふゆみずたんぼ、「江」の設置など 	<ul style="list-style-type: none"> 棚田、はざ干し 揚げ浜式製塩法 強い潮風から家屋を守る「間垣」 海女漁 炭焼き
3-2 天然資源の管理・レジリエンス		<ul style="list-style-type: none"> 海女漁：海士（あま）町自治会により、アワビ・サザエ漁において、独自の制限（漁具、操業期間・時間、殻長、禁漁区域の設定等）を設定 炭焼き：植林の周期に沿った間伐、伐採や管理。耕作放棄地へのクヌギの植林
3-3 システムの深化	佐渡市生物多様性戦略推進会議にて、認証制度の見直し・検討	<ul style="list-style-type: none"> 国連大学サステナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティングユニットと連携 金沢大学が、珠洲市からの寄附金により、「能登里山里海研究部門」設置

基準4 文化、価値観及び社会組織		
4-1 社会組織		
4-2 固有の食文化・農耕文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・能や鬼太鼓、村歌舞伎 ・車田植え（国の無形民俗文化財） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農耕儀礼「あえのこと」（ユネスコ無形文化遺産） ・海女文化（国の重要無形民俗文化財）
4-3 GIAHS 学習・人材育成（農家・地域住民・小中高生等対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊を導入。8割程度が定着 ・佐渡 kids 生きもの調査隊の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・「聞き書き」 ・出前授業の実施 ・「能登里山里海 SDGs マイスター」育成（金沢大学と自治体が共同運営）
基準5 ランドスケープ及びシースケープの特徴		
5-1 ランドスケープ・シースケープの調査・保全制度	棚田のある景観	<ul style="list-style-type: none"> ・白米千枚田、揚げ浜式塩田
5-2 多様な主体の連携による景観保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田オーナー制度等により保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田米の財源を活用した棚田の保全活動 ・農村ボランティア制度：「農村役立ち隊（県民、企業）」と「受け入れ隊（地域）」のマッチング支援
6 その他		
6-1 財源	トキ環境整備指定寄付金の活用	「いしかわ里山振興ファンド」（120億円）運用益による支援
6-2 推進体制	事務局は新潟県佐渡市	事務局は石川県農林水産部里山振興室
6-3 地域外・海外の支援・貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・イフガオ GIAHS 支援協議会の会員として、イフガオ（フィリピン）支援や交流 ・JICA 研修受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢大学等と共に、イフガオ（フィリピン）支援 ・国際貢献事業により海外からの研修生受入支援 ・FAO、国連大学、JICA、金沢大学、石川県立大学と石川県が覚書を締結（2017年11月）し、開発途上国の GIAHS 認定や地域活性化の支援を実施。

<2013年認定>

地域 取組項目	静岡県掛川周辺 (4市1町)	熊本県阿蘇地域 (1市3町3村)	大分県国東半島宇佐地域 (4市1町1村)
	2013年認定	2013年認定	2013年認定
立地概要	茶畑面積 1014 ha、茶草場面積 378ha、人口約 32 万人（2020年6月現在）、茶業	面積 1,079 k m ² 、人口 67,000 人（農家 5,700 人）、農林業・観光	面積 1,324 k m ² 、人口 167,922 人、農林漁業 10,208 人（2015年国勢調査）、農林漁業・精密機械製造業
農業システム名称	静岡の茶草場農法	阿蘇の草原の維持と持続的農業	クヌギ林とため池がたなぐ農林水産循環
特徴	茶畑の周りの草地（茶	「野焼き」「放牧」「採	降水の少ない半島で、

	草場) から草を刈り取り茶畑に敷く伝統的な茶草場農法を継承。草刈りにより維持されてきた草地には、希少な生物が多数生息	草」により草原を人が管理することで日本最大級の草原を維持。草を活用し長年農業が行われて景観が保持され、数多くの希少な動植物が生息。	椎茸栽培に用いる原木用のクヌギ林により水源かん養し、ため池を連携させることで水を有効利用
基準1 食料及び生計の保障			
1-1 主な農産品、6次産業化の推進	・茶草場農法によるお茶(深蒸し茶)生産 ・かっぱしテラス粟ヶ岳世界農業遺産茶草場テラス)開設	あか牛、水稻、露地野菜	乾しいたけ、米、茶、ねぎなど
1-2 特産品の基準・選定	茶草場農法実践者認定制度、認定シール 応援制度、応援ロゴマーク	野草堆肥の効果の科学的検証による地域ブランド化を目指す	「世界農業遺産地域ブランド認証制度」品目別の基準制定(乾しいたけ、七島イ加工品、米、茶の湯炭)
1-3 伝統的取組の復活・活用	茶草場農法の継承	広大な草原の野焼き・放牧・採草による半自然草原の維持	・シチトウイ栽培・加工(国東半島) ・両合棚田の再生(宇佐市)
1-4 後継者・新規就農者の獲得	茶草場農法ビジネスアイデアプランコンテスト	農業師匠事業(阿蘇地域独自の新規就農者支援策)	「大分椎茸源兵衛塾」や「七島蘭工芸塾」など研修制度の充実
1-5 グリーン・ツーリズム(農泊)・観光	茶草場ツーリズム茶草場農法モデルツアーの実施(掛川市・菊川市)	フットパス	グリーン・ツーリズム(農家民泊、教育旅行、インバウンド)に力を入れている
基準2 農業生物多様性			
2-1 固有種、遺伝資源		阿蘇高菜	シチトウイを「地理的表示保護制度」に登録
2-2 環境配慮型農業の推進	茶草場の維持・管理に伴う生物多様性の保全	野草堆肥利用(奈良教育大学 論文)	セミナー等を通じたGAP認証取得の推進
2-3 生物多様性調査・保全	・カケガワフキバッタ、フジタイゲキなど固有種・絶滅危惧種を含む300種類以上の多様な動植物 ・生物多様性調査の継続	・ヒゴタイやハナシノブなど阿蘇固有の植物や、オオルリシジミチョウをはじめとするチョウ類等の独特な草原性動物の宝庫 ・湧水群	・オオサンショウウオの自然繁殖、水生生物では極めて多様な生物相が存在し、代表的な51種のうち、環境省のレッドリストに48種掲載 ・田んぼの生きもの調査
基準3 地域の伝統的な知識システム			
3-1 貴重で伝統的な知識及び慣習	・茶草場農法の継承 ・茶草場の管理(年1回の草刈り)	・広大な草原の野焼き・放牧・採草による半自然草原の維持	降水量が少なく水の確保が困難な地域で、小規模なため池を連携

		・あか牛の放牧	クヌギを利用した原木シイタケ栽培 シチトウイの栽培・加工
3-2 天然資源の管理・レジリエンス	茶草場の維持・管理	草原の維持・管理・再生	・ため池の維持・減災のための修繕
3-3 システムの深化	<ul style="list-style-type: none"> ・茶草の施用による茶園の土壌の保水性改善に関する検証 ・茶草場農法実践認定者への聞き取りなどを通し、茶草を利用した地域の伝統行事や地域に根付く風習に関する民俗学・文化面での調査 	佐賀大学農学部と連携した野草堆肥の有用性研究により「拮抗菌」の病害抑制効果の解明	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 3 件程度研究委託 ・大分県と 3 大学の共同研究により、森林由来の栄養塩が河川の基礎生産に影響を与えていることを解明 ・東京大学による姫島調査により、国東半島と姫島の「森川里海島の循環的つながり」の重要性
基準 4 文化、価値観及び社会組織			
4-1 社会組織	茶業組合	牧野組合	
4-2 固有の食文化・農耕文化の継承		火山を神とする阿蘇神社や国造神社における農耕祭事（国の無形文化財）	六郷満山文化：様々な農耕文化 ・郷土料理の継承
4-3 GIAHS 学習・人材育成（農家・地域住民・小中高生等対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県のお茶の愛飲の促進に関する条例に基づき、認定地域内の小中学生を対象としたお茶の学習機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手の確保と雇用の創出を推進 ・熊本県立高森高等学校における総合学習での阿蘇地域世界農業遺産資源の調査及びパンフレット作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生は漫画教本を活用した郷土理解総合学習。中学生サミット。高校生「聞き書き」及び作品集 ・地域活力支援事業：地域住民による GIAHS に関する取り組みを支援
基準 5 ランドスケープ及びシースケープの特徴			
5-1 ランドスケープ・シースケープの調査・保全制度	防霜ファンやガードレールの色を茶色に塗装し、景観の保護を実施	牧野横断的に採草を行う採草オペレーター組織による支援	
5-2 多様な主体の連携による景観保全活動	企業や大学生など茶草場ボランティア	野焼き支援ボランティア	「田染荘」では荘園オーナー制度等により景観を保全
6 その他			
6-1 財源	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村からの負担金 ・「茶草場維持継承事 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村からの負担金 ・2014 年度「阿蘇世界 	「おおいた世界農業遺産次世代継承ファンド」（60 億円）を設立

	業補助金」の制度 (2019年度～)	農業遺産基金」を設 立	
6-2 推進体制	事務局は静岡県経済産 業部農業局お茶振興課	事務局は熊本県北広 域本部阿蘇地域振興局 農林部農業普及・振興 課	事務局は大分県農林水 産部農林水産企画課世 界農業遺産推進班
6-3 地域外・ 海外の支援・ 貢献			JICA 主催、キューバ農 業強化研修の受け入れ

<2015年認定>

地域	岐阜県 長良川上中流 域 (4市)	和歌山 県みなべ・田 辺 (1市1町)	宮崎県 高千穂郷・椎 葉山 (3町2村)
取組項目	2015年認定	2015年認定	2015年認定
立地概要	面積 182,400ha (1,824 k m ²)、人口 577,000 (農林 漁業 6,052 人)、農林業・ 商業・観光	面積 256.68 k m ² (梅栽 培面積 4,170ha)、人口 79,563 人、就業者の 7 割が梅栽培・加工業	総面積 1,410 m ² 、93%が 森林、耕地面積約 3%。 人口約 27,000 人、農林 業・観光
農業システ ム名称	清流長良川の鮎	みなべ・田辺の梅シス テム	山間地農林業複合シス テム
特徴	長良川は、水源林の育 成や河川清掃などの人 の適正な関与により清 流が保たれる「里川」で あり、友釣り、鵜飼漁、 瀬張り網漁等、鮎の伝 統漁法が継承されてい る	養分に乏しい斜面の梅 林周辺に薪炭林を残し、 水源涵養や崩落を 防止、薪炭林を活用し た紀州備長炭の生産 と、ミツバチを受粉に 利用した梅栽培	陰しく平地が少ない山 間地において、針葉樹 による木材生産と広葉 樹を活用したシイタケ 栽培、和牛や茶の生産、 焼畑等を組み合わせた 複合経営
基準 1 食料及び生計の保障			
1-1 主な農産 品、6次産業 化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 鮎を中心とした内水 面漁業 稚鮎生産 鵜飼 林業 和紙など伝統文化 	<ul style="list-style-type: none"> 梅栽培・加工 (50t、 国内生産量 50%を占 める) 健康食品としての梅 薪炭林で紀州備長炭 生産 老木の改植や土壌改 良を推進 企業の協力を得て、 ウバメガシの植栽を 行い、将来を見据え た原木確保のための 取組を実施。 	木材、肉牛、釜炒り茶、 米、シイタケなど(五ヶ 瀬町、日之影町では有 機 JAS 認定を受けた釜 炒り茶を生産・販売)
1-2 特産品の 基準・選定	<ul style="list-style-type: none"> 「清流長良川の恵み の逸品」認定制度を 通じた清流長良川ブ ランドの発信 世界農業遺産マルシ ェ等による「清流長 良川の恵みの逸品」 	特に無し	町独自の農産物認証制 度 (日之影町、2019 年 度～)

	の販売促進		
1-3 伝統的取組の復活・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・鵜飼いの伝承 ・郡上本染め、美濃和紙、岐阜和傘、岐阜提灯等の伝統工芸品の伝承 		<ul style="list-style-type: none"> ・焼畑面積の拡大・研究会の実施（椎葉村） ・神楽等保存会の活動再開（高千穂町）
1-4 後継者・新規就農者の獲得	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の担い手となる高校生等を対象に、川や魚をテーマとしたふるさと教育への講師派遣や研究活動等を支援 ・漁業体験や友釣り講習会等による鮎を中心とした内水面漁業の担い手育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な生産技術に関する研究成果を、研究成果発表会や研修会などを通じて、広く生産者に周知することで、生産者の技術向上と担い手確保を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就農支援 ・担い手となる法人（集落営農法人等）の立ち上げ
1-5 グリーン・ツーリズム（農泊）・観光	<ul style="list-style-type: none"> ・GIAHSの情報発信拠点、川や魚に親しむ体験学習拠点「清流長良川あゆパーク」の運営 ・「GIAHS 鮎の日」(7月第4日曜) 制定。シンボルイベントを県内各地で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・梅の加工や備長炭の窯出しなど、地域資源を活用した体験ツアー ・修学旅行生を対象に炭焼き作業体験の受け入れを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズム（五ヶ瀬町夕日の里他） ・森林セラピー（日之影町） ・農泊食文化海外発信地域（Savor Japan）2017年認定 ・フットパス
基準2 農業生物多様性			
2-1 固有種、遺伝資源	<ul style="list-style-type: none"> ・河川で採捕された天然鮎を親魚に育成し、安定的な放流を行う ・鮎が産卵しやすいように川底をおこして砂利をならす「人工産卵場造成」 ・人の手で受精させた鮎の卵を川に戻す「人工ふ化放流」 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に23品種栽培、うち16品種は地域の在来品種または地域の遺伝子資源を引き継ぐ育成品種 ・生産安定を図るための新品種の育成・栽培の推進 	椎葉在来蕎麦、ヒエ、アズキ、ダイズ 麻尻大豆
2-2 環境配慮型農業の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・過不足ない施肥体系や農薬への依存度を減らした防除技術を確立するために、現地実証試験を推進 ・研修会や研究発表会により環境への負荷低減技術を普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機釜炒り茶（五ヶ瀬町・日之影町） ・町独自の農産物認証制度（日之影町）
2-3 生物多様性調査・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・長良川源流の森育成事業 ・魚つき保安林の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・梅の花粉を媒介する二ホンミツバチの生育状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・田んぼの生きもの調査（2018年～日之影町） ・焼畑生きもの調査

	<ul style="list-style-type: none"> ・魚道の機能回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・択伐によるウバメガシなど里山の保全 ・里山でのウォーキングイベントや自然観察会により、地域内外の住民の里山環境への関心を高める 	(2019年椎葉村)
基準3 地域の伝統的な知識システム			
3-1 貴重で伝統的な知識及び慣習	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の川や魚への関心を高めるため、「清流長良川あゆパーク」での漁業体験や、漁業協同組合が行う釣り教室や伝統漁法である友釣り講習会など、川と魚に親しむ様々な体験活動を提供 ・川や魚をテーマとしたふるさと教育等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・梅の剪定など栽培技術に関する講習会の開催 ・薪炭林の択伐施業の普及啓発と製炭技術向上のための研修会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田を支える山腹用水路の調査及び普及啓発イベント実施 ・FSC 認証による森林管理（諸塚村） ・焼畑技術継承のための手順書制作（椎葉村）
3-2 天然資源の管理・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> ・長良川中流域での「霞堤」、下流域での「輪中堤」など堤防を活用した特殊な防災システム。霞堤は美濃市、関市に現存 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元事業者が、梅加工廃棄物を再利用した飼料等の開発、梅調味廃液によるバイオガス発電に取り組んでいる ・協議会として、「地域循環共生圏」（環境省）に取り組んでいる（2019年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田等の法面管理活動
3-3 システムの深化	岐阜大学と連携し、森、里、川、海の連環を科学的に分析する研究を実施		宮崎大学、総合地球環境学研究所に調査・研究委託
基準4 文化、価値観及び社会組織			
4-1 社会組織	漁業協同組合	集落（地区）	神楽保存会（約100）
4-2 固有の食文化・農耕文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・鵜飼いなどの伝統漁法 ・鮎菓子 ・塩焼き、甘露煮などの鮎料理 ・美濃和紙、岐阜和傘、岐阜提灯などの伝統工芸 	<ul style="list-style-type: none"> ・観梅の季節には人々は梅林で宴の開催 ・6月6日「梅の日」に青梅を、10月10日に新梅干しを、2月2日に梅花を上賀茂神社、下鴨神社（京都市）へ奉納 ・梅を使った伝統的な食文化 	<ul style="list-style-type: none"> ・神楽（高千穂町、椎葉村は国無形民俗文化財）、農村歌舞伎（日之影町）等の維持・継承 ・焼畑（椎葉村）は県の無形民俗文化財に指定 ・農業労働歌「刈干切唄」「ひえつき節」

<2017・18年認定>

地域 取組項目	宮城県 大崎地域 (1市4町)	静岡県 わさび栽培地 域 (3市4町)	徳島県 にし阿波地域 (2市2町)
	2017年認定	2018年認定	2018年認定
立地概要	面積 1,524 k m ² (農地 362 k m ² ・森林 837 k m ² 、人口 205,925 人 (農家 20,451 人)、農林業・製造業・商業	面積 1,978k m ² 、人口 118,383 人 (わさび生産者 569 人)、製造業・農業・観光	面積 1,406 k m ² (耕地 10 k m ² 、森林 1,191k m ²)、人口 80,962 人 (関係者 10,000 人)、農林業・グリーンツーリズム
農業システム名称	持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム	静岡水わさびの伝統栽培一発祥の地が伝える人とわさびの歴史ー	にし阿波の傾斜地農耕システム
特徴	冷害や洪水、渇水が頻発する自然条件を耐え抜くために、巧みな水管理や屋敷林「居久根」による災害に強い農業・農村を形成	日本の固有種であるわさびを、沢を開墾して階段状に作った わさび田で、肥料を極力使わず湧水に含まれる養分で栽培する伝統的な農業を継承	急傾斜地にカヤをすき込んで土壌流出を防ぎ、独自の農機具を用いて段々畑を作らずに斜面のまま耕作する独特な農法で、在来品種の雑穀など多様な品目を栽培している
基準 1 食料及び生計の保障			
1-1 主な農産品、6次産業化の推進	米、大豆、野菜	わさび (国内の生産量の 80%を占める)	そば等の雑穀や伝統野菜に山菜、果樹など少量多品目を組み合わせる複合経営
1-2 特産品の基準・選定	・認証制度を 2019 年開始、米の認定状況は面積約 650ha、生産者 358 名。 ・GI 登録品「岩出山凍り豆腐」認証開始 (2020～)	「静岡水わさびの逸品」認定制度を 2019 年度に設けた	「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証制度
1-3 伝統的取組の復活・活用	在来作物の栽培・加工		野鍛冶の技の継承
1-4 後継者・新規就農者の獲得	就農チャレンジ支援事業等による就農支援	・地域おこし協力隊によるわさび農家での研修	「にし阿波就農・移住応援隊」を組織し、移住と就農の総合的窓口を設置し、引き続き農業後継者育成を目指す (2020 年～)
1-5 グリーン・ツーリズム (農泊)・観光	・生協との交流 ・「鳴子の米プロジェクト」 ・GIAHS ツーリズム開発のための調査・研修・モニターツアーの実施 (2019 年)、専	モニターツアーの実施	・農泊は約 1 万人 (2018 年度、教育旅行約 4 割、外国人約 1 割) ・観光での訪日外国人は 3.1 万人 (2019 年度)

	門研修の開催（2020年）		
基準2 農業生物多様性			
2-1 固有種、遺伝資源	鬼首菜、小瀬奈大根、伊場野芋、岩出山凍り豆腐（GI認定）	地域に適した数多くの品種・系統が生み出されてきた	シコクビエなど 30 種類以上の雑穀やゴシュウイモなど在来作物
2-2 環境配慮型農業の推進	市内に2つのラムサール条約湿地。湿地保全計画。市内で20年にわたり生きもの共生型農業を実施	肥料を極力使用せず、湧水に含まれる養分を利用する畳石式栽培の技術継承のため、マニュアルの作成や研修会を開催	カヤや落ち葉などの有機物の積極的に利用した農業の推進
2-3 生物多様性調査・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・認証制度に生産者による生きもの調査の実施が必須要件 ・居久根に関する生きもの調査・保全の仕組みに関する検討 ・ふゆみずたんぼの拡張による、マガンのねぐら環境改善 	わさび田の緩やかな水の流れは、ハコネサンショウウオなどの希少な生物に生息環境を提供	カヤを採取するための「カヤ場」には、希少なシコクフクジュソウをはじめとした 282 種類の植物が確認
基準3 地域の伝統的な知識システム			
3-1 貴重で伝統的な知識及び慣習	冷害、渇水、洪水に対処し水を確保するために、取水堰、隧道及び潜穴、ため池、用排水網、遊水地などの農業技術が発達、災害を耐え抜く知恵が現在に受け継がれている	山の傾斜に沿って沢を階段状に開墾してわさび田を作り、肥料を極力使わず豊富な湧水に含まれる養分で高品質なわさびを生産する技術。特に「畳石式」という栽培方式の地術	斜度 40 度にもなる急傾斜地で傾斜地のまま農耕し、土の流出を草地で採取した敷き草を畑にすき込むことで最小限に抑える。土上げを行う「サラエ」という野鍛冶が作る伝統の農具
3-2 天然資源の管理・レジリエンス	3-1 に同じ	災害で崩れてもわさび田を再生する技術を有している	崩れた農地でも敷き草をすき込むことで容易に再生できる農法である
3-3 システムの深化			
基準4 文化、価値観及び社会組織			
4-1 社会組織	地縁組織である「契約講」を主体とする組織による、巧みな水管理を支える仕組	山葵業組合	200 を超える集落のお堂を中心とした情報交換などによる集落機能の維持
4-2 固有の食文化・農耕文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・農耕儀礼 ・醸造文化 ・餅料理 ・湯治文化 ・木工（こけし、漆器）、竹細工 	和食文化への貢献	雑穀の保存食への加工や食文化、農耕にまつわる伝統行事などが継承されている
4-3 GIAHS 学	・「おおさき生きもの	・高校生向けに生物多	地域の小中学校でモデ

習・人材育成 (農家・地域 住民・小中高 校生等対象)	クラブ」(2013年～) ・小学校向け副読本の 授業での活用(2020 年～)	様性ワークショップ を実施 ・小学校における食農 体験講座の実施	ル校を指定し、出前授 業を実施(2018年～)
基準5 ランドスケープ及びシースケープの特徴			
5-1 ランドスケ ープ・シースケ ープの調査・保全 制度	屋敷林「居久根」が地域 内に2万以上点在し、 固有の景観を生み出し ている。居久根データ ベース整備(2019年 度)、保全制度の設計 (2020年度)	わさび田は、わさびを 強い日差しから守るた めに植栽されたヤマハ ンノキと相まって、独 特の景観を織り成して いる	斜面に広がる農地、日 本の原風景ともいえる 山村集落景観。落合集 落(国指定重要建造物 群保存地区)
5-2 多様な主 体の連携に よる景観保 全活動	2021年度から開始を計 画		「国際ワークキャン プ」の受け入れ(2019年 度3回実施26人)集落 維持活動、草刈りや農 業の手伝い
その他			
6-1 財源	・国・県の助成金、市・ 町の負担金 ・ふるさと納税、企業 による寄付など	静岡わさび農業遺産推 進協議会正会員(県、市 町、農協、経済連、静岡 県山葵組合連合会)の 負担金	国庫事業の活用、県・市 町の負担金
6-2 推進体制	事務局は大崎市世界農 業遺産推進課	事務局は静岡県農芸振 興課	事務局はつるぎ町役場 産業経済課
6-3 地域外・ 海外の支援・ 貢献	アフリカ(マラウイ)で の水利システムの指 導。JICA研修受け入れ		インド(ミゾラム州)職 員の視察研修受け入れ (JICA事業)

第5節 国内の世界農業遺産地域の成果と課題

この節では国内における GIAHS の特徴ならびに、10年間の成果と課題について考察する。

5.1. 国内の GIAHS の特徴

国内の GIAHS の特徴について、里山・里海といった概念、ならびに NIAHS の認定基準の一つになっている多様な主体の連携や都市農村交流を挙げることができるだろう。

武内は「伝統的な小規模農業システムが維持されているものの、過疎化・高齢化などの問題に悩む日本の里山・里海地域だからこそ、世界農業遺産の認定を受ける意義は大きい」と指摘している^[4]。

国際連合大学高等研究所編「里山・里海」によれば、「里山は、二次林、草地、農地、ため池、集落といった異なるタイプの生態系のモザイクであり、管理を通じて人間の福利に資するさまざまな生態系サービスを提供してきた。日本の地方や都市周辺部で一般的にみられる里山は、伝統的なライフスタイルに支えられ、生態系と人間の共生的な相互作用を古くから表してきた。この里山の概念は、沿岸・海洋生態系で構成される里海にも広げられてきた。」ものである^[17]。

その里山・里海という概念は、国内の GIAHS 地域の各農林業システム名称やその説明文
章に記載されている(表 2-6)。また、多様な主体の参画は、表 2-5 にも一部記載しているが、
佐渡や国東半島における棚田オーナー制度、阿蘇や静岡茶草場の草地維持・再生ボランティ
ア、佐渡や大崎における都市部の消費者団体と生産者の交流などにも見ることができ、日本
の GIAHS の特徴の一つと言えるだろう。

表 2-6 国内 GIAHS の里山的特徴

認定地域	システム 名称	特 徴	里山的要素
新潟県 佐渡市	トキと共生 する佐渡の 里山	生きものを育む農法を島内の水田で実施 し、トキをシンボルとした豊かな生態系を 維持する 里山 と、集落コミュニティを高め る多様な 農村文化 を継承	名称に「里 山」 トキ 農村文化
石川県 能登地域	能登の里山 里海	急傾斜地に広がる棚田や潮風から家屋を守 る間垣など 独特の景観 を有する。江戸時代 から続く揚げ浜式製塩法や海女漁などを継 承	名称に「里 山里海」 棚田、海女 漁
静岡県 掛川周辺	静岡の 茶草 場農法	茶畑の周りの草地 (茶草場)から草を刈り 取り茶畑に敷く伝統的な茶草場農法を継 承。草刈りにより維持されてきた草地に は、 希少な生物 が多数生息	茶畑の周り の草地 希少な生物
熊本県 阿蘇地域	阿蘇の 草原 の維持と持 続的農業	「野焼き」「放牧」「採草」により草原を 人が管理することで 日本最大級の草原 を維 持。 草を活用 し長年農業が行われて景観が 保持され、数多くの希少な動植物が生息	草原、草の 活用 希少な動植 物
大分県 国東半島 宇佐地域	クヌギ林と ため池が つなぐ 農林水 産循環	降水の少ない半島で、椎茸栽培に用いる原 木用のクヌギ林により水源かん養し、ため 池を連携させることで水を有効利用	原木用のク ヌギ林、た め池
岐阜県 長良川上 中流域	清流長良川 の 鮎	長良川は、水源林の育成や河川清掃などの 人の適正な関与により清流が保たれる「 里 川 」であり、友釣り、鵜飼漁、瀬張り網漁 等、鮎の伝統漁法が継承されている	里川 鮎 伝統漁法
和歌山県 みなべ・ 田辺市	みなべ・田 辺の梅シス テム	養分に乏しい斜面の梅林周辺に 薪炭林 を残 し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用 した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉 に利用した梅栽培	薪炭林 ミツバチ
宮崎県 高千穂 郷・椎葉 山	山間地 農林 業複合シス テム	険しく平地が少ない山間地において、針葉 樹による木材生産と 広葉樹 を活用したい たけ栽培、和牛や茶の生産、焼畑等を組み 合わせた複合経営	原木用の広 葉樹林、山 腹用水路、 棚田群
宮城県 大崎地域	持続可能な 水田農業を 支える「大 崎耕土」の	冷害や洪水、渇水が頻発する自然条件を耐 え抜くために、巧みな 水管理 や 屋敷林 「居 久根」による災害に強い農業・農村を形成	屋敷林と周 辺水田の生 きもの 渡り鳥

	伝統的水管理システム		
静岡県 わさび栽培地域	静岡水わさびの伝統栽培	日本の固有種であるわさびを、沢を開墾して階段状に作ったわさび田で、肥料を極力使わず湧水に含まれる養分で栽培する伝統的な農業を継承	階段状のわさび田、わさび田の水生生物
徳島県 にし阿波地域	にし阿波の傾斜地農耕システム	急傾斜地にカヤをすき込んで土壌流出を防ぎ、独自の農機具を用いて段々畑を作らずに斜面のまま耕作する独特な農法で、在来品種の雑穀など多様な品目を栽培している	カヤ 萱場の希少な動植物

5.2. 国内 GIAHS の SWOT 分析

国内認定地域の成果と課題を明らかにするために、モニタリング結果に関する世界農業遺産等専門家会議からの助言、FAO 発行の「世界の農林水産」に掲載された「日本の世界農業遺産」、アクションプラン等から関連する記載を抽出し、SWOT 分析（表 2-7）を行い整理した。なお、抽出した内容は地域によってばらつきがあり、必ずしも全ての地域にあてはまるものではない。

なお、SWOT 分析とは、「目標を達成するために意思決定を必要としている組織や個人のプロジェクトなどにおいて、外部環境や内部環境を強み（Strengths）、弱み（Weaknesses）、機会（Opportunities）、脅威（Threats）の4つのカテゴリーで要因分析し、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法の一つである」^[18]。一般的には企業戦略の立案時などに用いられるが、様々な組織や取り組みにあてはめることが可能である。

「強み」「弱み」の軸は組織の内部要因であるとされ、組織が有する資源について分析が行なわれる。一方、「機会」「脅威」の軸は外部要因とされ、「経済状況」「技術革新」「規制」といったマクロ要因と「競業他社」「顧客」「ビジネスチャンス」といったミクロ要因についての分析が行なわれる。このように、内部要因と外部要因とをそれぞれ軸にした表を作成し分析することで、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法の一つである。

SWOT 分析を選んだ理由は、表 2-7 については筆者のみで作成したが、各 GIAHS 地域で作成することを想定し、ステークホルダーが集まって議論しやすい手法として選定した。農業遺産に限らず、地域づくりに関しては地域のリーダーのトップダウンではなく、男性も女性も、年配者も若い人も、様々な職業の人など多様な人による対話と協働が重要である。これは SDGs の5つの主要原則のうちの「包摂性」「参画性」を考慮したものである^{[注 2][19]}。

表 2-7 国内の GIAHS に関する SWOT 分析

<p>【強み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関（FAO）に認められた世界的な価値である ・国内に 11 しかない（世界でも 59） 	<p>【弱み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIAHS の認知度が低い（その世界的な価値が一般に知られていない） ・地域固有の農林業システムや GIAHS の
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 5つの基準に則って地域固有の農林漁業の歴史・技術・文化が明らかになっている ・ 自治体（基礎自治体や県）が推進している ・ 農林漁業の担い手や、様々なステークホルダーが組織化され協議会が構成されている ・ 農家や地域の人々の誇りになっている ・ 固有の農林業システムを有している ・ 質の高い多様な農林水産物がある ・ 豊かな農業生物多様性がある ・ 技術が継承されている ・ 豊かな食文化がある ・ 美しい景観がある ・ アクションプランによる動的保全がなされている ・ GIAHS 認定地域間の連携がある ・ GIAHS の5つの基準が経済・社会・環境の3側面から構成されている ・ SDGs と親和性が高い ・ 小中高校における GIAHS 学習により、ふるさとへの愛着が増している ・ 地域認証制度を創設し付加価値が付き、販売価格が上がっている ・ 都市部の消費者との交流・連携が図られている ・ 地元非農家、学生、企業ボランティアの支援がある ・ 観光客や来訪者が増えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価値が地域の人に十分伝わっていない ・ 地域によってはシステムを裏付ける学術的な研究が不十分である ・ 地域によっては農林業システムの保全の仕組みが十分ではない ・ 地域活性化にあまり活用されていない ・ 地域によっては農業生物多様性への取り組みが不十分（農家が参加するしくみになっていない） ・ 農業遺産マネジメントの仕組みが不十分 ・ アクションプランの策定や振り返りにステークホルダーが関与していない ・ GIAHS のステークホルダー間のコミュニケーションが不十分 ・ 地域によっては GIAHS 学習が体系立てて取り組まれていない ・ SDGs への取り組みが一部にとどまっている ・ 農林漁業従事者の高齢化が進んでおり、後継者や新規就農者の確保が十分でない ・ 世界への貢献が不十分である ・ 条件不利地域では遊休農地が発生している ・ 中山間地の獣害が増えている ・ 農林漁業従事者が高齢化し、人数も減り、後継者が不足している
<p>【機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在来種、伝統野菜の価値が見直されている ・ 農薬・化学肥料を削減した農産物への消費者の関心が高まっている ・ 農業生物多様性の重要性が政策に盛り込まれている（世界的にも注目されている） ・ 世界的に家族農業が重視されている ・ 持続可能な農林漁業・農山漁村のモデルとして農業遺産認定地域に関心が寄せられている ・ 国内各界で SDGs への関心や取り組みが拡大している ・ SDGs が農林水産省の「食料・農業・農村基本計画」に盛り込まれた ・ 農泊などグリーン・ツーリズムへの関心が高まっている ・ 30～40代で農山村に興味を持ち移住する人が増えている（田園回帰） ・ ふるさと学習や地域課題を解決する探求学習が重視されている 	<p>【脅威】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動により農林漁業に影響が出ている ・ 気候変動による砂漠化や、気候に合わせた品種改良などが必要になる ・ ふるさとを持たない都市住民が多く、また農山漁村に興味を持っている都市住民（消費者）は多くはない ・ 新型コロナ感染拡大で農山村地域から都市部住民が敬遠される傾向があり、交流が阻害される傾向が続く ・ 新型コロナ感染拡大のため、外国人はしばらく日本に來られない。インバウンド需要が無い

強み・機会の主なものとしては、地元住民が GIAHS を誇りに思うようになっていること、GIAHS をテーマとした住民主体の地域づくりが進んでいること、SDGs への関心が高まり取り組みが進んでいること、農産物に付加価値が付き売り上げが促進されていること、来訪者や都市部の消費者やボランティアなど交流人口が増えていること、農業生物多様性への関心が高まり保全活動が進んでいること、GIAHS 学習が広がりふるさとへの愛着心が高まっていること、そして新規就農者や新たな事業が生まれるなど地域振興につながっていることなどである。

5.3. 国内の GIAHS 地域の成果

国内 GIAHS の成果であるが、国内の認定地域のそれぞれの取り組みを記載した表 2-5 及び SWOT 分析（表 2-7）を元に、総括表として表 2-8 をまとめた。5 つの基準に合わせ、アウトカム（状態）として記載している。

表 2-8 国内の GIAHS 認定地域の成果（総括）

基準 1 食料及び生計の保障	
1-1 主な農産品・6次産業化	・主要の農林水産品の売り上げが増加し、6次産業化も拡大している
1-2 特産品の基準・選定（地域認証制度）	・各地域で認証制度が導入（検討）され、農業遺産の多面的な価値を、消費者に伝えるしくみが構築されている
1-3 伝統的取り組みの復活・活用	・伝統的農林漁法の復活、遊休地の再生などが行われている
1-4 後継者・新規就農者の獲得	・後継者や新規就農者が増えている
1-5 グリーン・ツーリズム（農泊）・観光	・消費者グループと連携が広がっている ・農業遺産の主要な構成要素・地域資源を活かした GIAHS ツーリズム（農泊）の取り組みが広がっている
基準 2 農業生物多様性	
2-1 固有種、遺伝資源	・在来品種への関心が高まり、栽培面積が増え、活用が広がっている
2-2 環境配慮型農業の推進	・減農薬や無農薬など環境配慮型の農業が拡大している
2-3 生物多様性調査・保全	・生物多様性の価値理解が進み、多様な主体が参加した田んぼや畑・果樹園・周辺環境の生きもの調査・保全活動が実施されている ・地域認証制度に生きもの調査が要件化されるなど、継続的に取り組む制度が作られている
基準 3 地域の伝統的な知識システム	
3-1 貴重で伝統的な知識及び慣習	・貴重で伝統的な知識及び慣習などの暗黙知が、手順書等により形式知化されている ・農林漁家を対象とした固有の農林漁業に関する技術研修が行われている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに関する支援の制度ができている
3-2 天然資源の管理・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> ・天然資源の管理の仕組みが構築・運営されている ・気候変動対策が行われている ・防災・減災の取組が日頃から行われている
3-2 システムの深化	<ul style="list-style-type: none"> ・各認定地域で地元等の大学や研究機関が、それぞれの農業遺産システムについて多角的に調査研究を行い、システムが深まっている
基準4 文化、価値観及び社会組織	
4-1 社会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・農家や非農家が参加する社会組織があり、水路の維持管理、草刈り、道路の清掃などが農地の保全活動が行われている
4-2 固有の食文化・農耕文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・農耕儀礼や食農文化の復活に取り組まれている ・関連行事が無形民俗文化財に指定され維持・継承されている ・郷土料理や食文化が継承されている ・現在地域で継承されている取り組みの調査・伝承活動が行われている
4-3 GIAHS 学習・人材育成（農家・地域住民・小中高校生等対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の小中高校生をはじめ、若者、女性、新規就農者、地域住民、関係人口を対象とした GIAHS に関する研修や人材育成が行われている。
基準5 ランドスケープ及びシースケープの特徴	
5-1 ランドスケープ、シースケープ	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関する調査が定期的に行われている ・景観保全のしくみがある
5-2 多様な主体の連携による景観保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や都市農村交流など、ボランティアによる景観保全が行われている
6. その他	
6-1 財源	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の助成金、県や自治体などからの負担金及び、基金や寄付など財源を継続的に得る方策が講じられている
6-2 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体、団体から構成される協議会により推進されている ・認定地域間のネットワーク化や先進事例の共有が行われている
6-3 地域外・海外の支援・貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に健康増進食材として提供する体制が整っている ・途上国の人を対象とした研修や技術指導が行われている ・SDGs に積極的に取り組んでいる

出典：各地域のアクションプラン等から筆者が作成

なおこれらの成果に関する定量的測定の手法や統一の基準は無いが、地域ごとに取り組む項目ごとに数値目標が設定され、進捗は管理されている。今後は、各認定地域の農家や非農家、事業者、消費者、学校などステークホルダーを対象にしたヒヤリングやアンケート調査等を通じて成果を測定することが必要であると考えます。

GIAHS の成果については、FAO 世界農業遺産コーディネーターの遠藤（2020）は次の 6 点を挙げている^[10]。

1. 農民の意識変化：これまで時代遅れと思われた技術や農法が世界的な価値を有するとの認定を受け、農民が先祖伝来の農業に、改めて自信を持つ効果
2. 農産物の販売価格の上昇や農産物の市場でのブランド化：認定により消費者の関心が高まり、以前より高価格で農産物が取引きされる効果。
3. 農業労働力の回帰
4. 観光客や訪問者の増加
5. 地元の固有品種の再評価や有効利用の促進
6. 農業投資の増加

また、NIAHS という国内制度もでき、8つの基準で地域固有の農林産物、栽培技術、生物多様性、社会組織、文化、景観などを改めて調査し、地域固有の価値を顕在化・可視化する地域が増えたことも成果として挙げるができるだろう。

Sheryl (2020) らによれば、「発展途上国のほとんどの GIAHS では、地域または先住民のコミュニティが主に担っているが、日本の GIAHS は、農村と都市の両方のコミュニティのステークホルダーが、食の安全と伝統的な農業システムの継続性の維持に向けて重要な貢献をしている。また、日本における高齢化や過疎化の問題など、先進国の課題に光を当てることは、他の国の GIAHS がより包括的な保全行動計画を策定するための将来のシナリオに教訓を提供することができる。」と日本の GIAHS の特徴及び世界への貢献の可能性を指摘している^[20]。

5.4. 国内の GIAHS 地域の課題

次に課題について考察する。国内の認定地域の課題で多くの地域に共通する項目について SWOT 分析 (表 2-7) の結果から弱みと脅威についてまとめると以下ようになる。

まず、GIAHS の認知度が低い (その世界的な価値が一般に知られていない) こと、地域固有の農林業システムや GIAHS の価値が地域の人に十分伝わっていないこと、アクションプランの策定や振り返りにステークホルダーが関与しておらず、農業遺産マネジメントの仕組みが不十分であること、SDGs への取り組みや、世界の農林漁業・農山漁村の課題解決への貢献が十分ではないこと、そしてこれは農業遺産地域以外を含め国内の農山漁村共通の課題であるが、農林業従事者の高齢化が進んでおり、後継者や新規就農者の確保が喫緊の課題であること、とまとめることができる。これらは遠藤の指摘とも合致する。

遠藤 (2020) は、世界の GIAHS の課題について次の 4 点を挙げている^[10]。

1. 国際的な認知度が低い
2. 各認定地で行動計画の実施状況にかなりの差があり、特に途上国の認定地では予算不足で十分な活動が行えない状況にある
3. GIAHS の認定地は活性化できても、その成果を他の農村地域にいかにつなげていくのか
4. GIAHS に振り向ける FAO 予算が少ないため、事務局も不十分な体制である

また、Sheryl (2020) らは、日本の GIAHS 認定地域が FAO に提出している各地域の人口等

のデータの不正確さや、農林水産省や FAO が GIAHS のモニタリングに関し、評価基準を有していないことなどを課題として指摘している^[20]。

5.5. 農業政策における世界農業遺産の位置づけ

本章の最後に、国内の農業政策における GIAHS の位置づけ及び、可能性と限界性に関し考察する。

武内 (2016) によれば、FAO における農業遺産プロジェクト開始の背景は「世界農業遺産は、緑の革命のような多投入高収穫型の農業が大規模な環境破壊や地域住民の福利の低下をもたらしたことへの反省から、FAO が目指す食料の安全保障と持続可能な農業システムの共存を実現するために、自然環境と調和し、農業生物多様性に富んだ伝統的農業システムの活用を推奨するための優良事例の認定制度として提唱された。」と述べている^[4]。また、国内における期待として武内は著書「世界農業遺産」にて「これまでの農業政策は、世界でも日本でも、規模の拡大に重点がおかれ、小規模農家の役割は重視されてこなかった。生活の豊かさという観点からすれば、規模だけが、めざすべき方向でないのは明らかである。」と述べている^[21]。

また、濱本 (2016) によれば農林水産省が政策に取り入れた意図として、「伝統的な農林水産業の価値を評価し、保全を促す農業遺産の取り組みは、伝統的な農林水産業の継承に留まらず、農村地域の自信と誇りを醸成し、当該地域の活動への多様な主体の参画を促すとともに、地域産業を活性化させるもので、農村振興の観点から大変重要である」と述べている^[16]。

既述の通り、当初 FAO では、GIAHS は途上国に固有の農林漁業を保全する目的で開始された制度であったが、中国では農業・農村振興政策として戦略的に取り込まれるようになった。また、先進国の日本においても農業・農村振興政策に取り入れられ、山間部から平野部、半島や島まで、規模の大小や各種農林水産物の種類など、様々なタイプの農林漁業・農山漁村に適用・活用されるようになった。さらに、日本の GIAHS は先進国でありながら二次的自然や文化が十分に残されている中山間地域での複合型農林業のみならず、平野部の大規模稲作もある。平野部においても農薬や化学肥料を減らし、自然共生型の農業を推進し、地域固有の食文化や景観を活かしたツーリズムの開発など、単なる大規模化ではない経済・社会・環境の各側面から統合的に取り込まれる持続可能な農業・農村モデルが模索されているといえるのではないだろうか。

GIAHS の役割として、1. 認定地域が増えることにより、様々なタイプのユニークな農林漁業システムの存在が顕在化され、そのストーリーや里地里山のシンボリックな資源を活用し、地域活性化の成果をあげること。2. 固有の農林漁業と、それに伴う農業生物多様性や文化・景観を保全・継承する持続可能な農業・農村モデルの有効性を示すこと。3. 国内のみならず世界の農山漁村の課題解決に資する農林漁業の技術や社会技術を適用させていくことが期待されている。

また、GIAHS 認定地域は国内の農山漁村地域のごく一部に過ぎないが、非認定地域においても、GIAHS の 5 つの基準に関し調査し、その農林漁業システムをストーリー化して考えることは、地域に固有の農林漁業の魅力を発見するうえで有益であり、農村振興に資するものであることは明らかである。

なお、GIAHS の可能性については、この 10 年の取り組み成果から地元住民が誇りに思うようになったこと、GIAHS をテーマにした住民主体の地域づくりが行われていること、来訪者や交流人口が増えていること、農業生物多様性への関心が高まり保全活動が進んでいること、GIAHS 学習が広がりふるさとへの愛着心が高まっていること、そして新規就農者や新たな事業が生まれるなど地域振興につながっていることを確認したが、今後は来訪者数や売り上げなど、その経済的な効果について定量的に測定することが必要である。

一方、GIAHS の限界性については、国内ではある程度の種類の農山漁村・農林漁業が認定されているが、世界ではまだ一部の国での取り組みにとどまることから、さらに多くの国や地域、またヨーロッパの国々でも拡大されることが望まれる。また、国内の認定地域はごく一部の農山漁村にとどまることから、そのノウハウを農業遺産地域以外の農山漁村に適用する方途の検討が必要である。

5.6. GIAHS 認定地域以外の農山漁村への適用

第 2 章の最後に、GIAHS 制度の要点である主要三要素（以下、GIAHS 三要素）として、1. 5 つの認定基準、2. 農林漁業システムのストーリー、3. アクションプランのよる進捗マネジメントに関し、いかに GIAHS 認定地域以外の農山漁村、すなわち非認定地域に適用するか、その方法について検討する。GIAHS 制度が国内における「農業の有する多面的機能」に関する政策と類似性のあることは第 1 節で述べたが、農業・農村の多面的機能を発揮するための地域活動や営農の支援を行うために、農林水産省では 2014 年から「日本型直接支払制度」を実施している。日本型直接支払制度は「多面的機能支払」「中山間地域直接支払」「環境保全型農業直接支払」の 3 種類がある^[22]。「多面的機能支払」は多面的機能を支える農地維持活動と、景観形成など地域資源の質の向上活動を支援している。2018 年度、農地維持活動は全国で 28,290 組織、約 227 万 ha の農地で、資源価値向上活動は 22,299 組織が約 200 万 ha の農地で実施されている。「中山間地域直接支払」は、2018 年度、全国で約 2.6 万組織が 66 万 ha の農地で協定が結ばれ実施されている。「環境保全型農業直接支払」は 3,609 件（2018 年度）となっている。これらの地域には一部重複があるが、面積としては 248 万 ha をカバーしている^[23]。農業白書によれば 2019 年現在の農地面積は約 440 万 ha であるので、「日本型直接支払制度」を活用している農地は 56%に相当する^[24]。

しかしながら、協定地域数が多いことと、それぞれの集落の大きさを考えると、GIAHS 三要素を全て取り入れることのできる地域は限られてくるだろう。そこで、一つの方法としては、「日本型直接支払制度」の支援メニューに、GIAHS の 5 つの基準から「農業生物多様性」、「地域の伝統的な知識システム」、「文化・価値観・社会組織」、「景観」に関する取り組

みを個別メニューとして設定し、選択できるようにすることが考えられる。これらは農業・農村の多面的機能にはいずれも掲げられている項目であるが、取り組みメニューとしては明示されてはいない。メニュー化することで、例えば文化であれば、地域固有の食文化や農耕儀礼に関する住民や応援者による調査や、活動の支援などに使用するというように、各項目に関する取り組みを実施することが可能となり、まさに多面的機能の多面的な支援になると考える。

第6節 まとめ

以上、第2章では GIAHS の概念、5つの基準とその背景、FAO における GIAHS 導入の経緯、日中欧の GIAHS の特徴、東アジアでの GIAHS 認定地域のネットワークの推進、及び中国の GIAHS 活用戦略を考察した。続いて、2011年に国内で最初の GIAHS 認定から10年が経過することをふまえ、国内認定地域の特徴及び取り組みを整理し、国内での10年間の GIAHS の成果と課題について総括するとともに、SWOT 分析を行い、国内 GIAHS の役割ならびに GIAHS の可能性と限界性について考察し、明らかにした。また、GIAHS 制度の主要要素を非認定地域に適用する方法について併せて検討した。

注1. 中国の浙江省湖州市「^{そうきぎょとう}桑基魚塘システム」Huzhou Mulberry-dyke and Fish Pond System, China は、2017年に世界農業遺産に認定された。

注2. 日本政府の持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部によれば、SDGs の5つの原則とは、普遍性 (先進国も途上国も全ての国が取り組む)、包摂性 (「誰一人取り残さない」2030アジェンダの基本的理念)、参画性 (すべてのステークホルダーや当事者が参画する)、統合性 (経済・社会・環境の三分野から統合的に取り組む)、透明性 (定期的にフォローアップし評価の結果を公表する) である。

引用文献

- [1] 農林水産省ホームページ 世界農業遺産 (閲覧: 2020年3月20日)
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_1_1.html
- [2] FAO GIAHS (閲覧: 2020年3月20日) <http://www.fao.org/giahs/en/>
- [3] FAO GIAHS (閲覧: 2020年3月20日)
<http://www.fao.org/giahs/background/goal-and-objectives/en/>
- [4] 武内和彦「日本における世界農業遺産 (GIAHS) の意義」農村計画学会誌 Vol.35、No.3、p353-356、2016
- [5] Liang Luohui 「UNU and the Start of GIAHS」、イヴォーン・ユー、永田明編「世界農業遺産への道のり～国連大学と地域の歩み～」国連大学サステナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット、p15、2018

- [6] 農林水産省ホームページ 世界農業遺産に関する FAO の動向
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_trendFAO.html (閲覧:2020年7月20日)
- [7] 農林水産省ホームページ 食料・農業・農村基本法
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/newblaw/newkihon.html> (閲覧:2020年3月20日)
- [8] 生源寺真一、キーワード紹介 48「食料・農業・農村基本法」、農村計画学会誌、Vol.18、No.3、p247-248、1999
- [9] 武内和彦「世界農業遺産と国連大学」、イヴォーン・ユ一、永田明編「世界農業遺産への道のり～国連大学と地域の歩み～The Road to Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS)」国連大学サステナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット、p12～13、2018
- [10] 遠藤芳英「世界農業遺産制度を拡充し農村地域開発に活かす」「ARDEC -World Agriculture Now-」62号、一般財団法人日本水土総合研究所海外農業農村開発技術センター、2020 <http://www.jiid.or.jp/ardec/ardec62/index.html> (閲覧:2020年6月20日)
- [11] García,M.;Yagüe,J.;Nicolás.V.; José M., Characterization of Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) in Europe, Sustainability 2020, 12(4), 1611;
<https://doi.org/10.3390/su12041611> (accessed on 10 July 2020)
- [12] Scheurer, T.; Agnoletti, M.; Bürgi, M.; Hribar, M.Š.; Urbanc, M. Exploring Alpine Landscapes as Potential Sites of the Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) Programme. Mt. Res. Dev. 2018, 38, 172–174.
- [13] 第4回東アジア世界農業遺産学会配布資料「The 4th Conference of East Asia Research Association for Agricultural Heritage Systems Manual」
- [14] パンフレット「Huzhou Agricultural Culture with silt beach changing into mulberry fields」
- [15] Min, Q.; Zhang, Y.; Jiao, W.; Sun, X. Responding to Common Questions on the Conservation of Agricultural Heritage Systems in China. J. Geogr. Sci. 2016, 26, 969–982
- [16] 濱本和孝「世界農業遺産と日本農業遺産」、農村計画学会誌、Vol.35、No.3、p357-360、2016
- [17] 国際連合大学高等研究所／日本の里山・里海評価委員会編集「里山・里海」、朝倉書店、2012
- [18] 板倉宏昭「経営学講義」勁草書房、2010年、P40
- [19] 首相官邸 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (本文)、2016年12月22日 SDGs 推進本部決定
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou1.pdf> (閲覧:2020年6月20日)
- [20] Sheryl Rose C. Reyes 1, Aya Miyazaki, Evonne Yiu 1, Osamu Saito, Enhancing Sustainability in Traditional Agriculture: Indicators for Monitoring the Conservation of Globally Important Agricultural Heritage Systems(GIAHS) in Japan, Sustainability 2020,12,5656
- [21] 武内和彦「世界農業遺産 注目される日本の里地里山」祥伝社新書、2013

- [22] 農林水産省 資料1 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行状況の点検及び検証について」、2019年12月
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tamen5/tameniinkai/haihushiryoku.html>
(閲覧：2020年8月10日)
- [23] 農林水産省 多面的機能支払交付金の施策の評価、2019年3月
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_sesaku.html
添付資料 図表8①多面的機能支払（農地維持支払）と中山間地域等直接支払との重複関係 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_sesaku-6.pdf
(閲覧：2020年8月10日)
- [24] 農林水産省 「令和元年度 食料・農業・農村白書の概要」、P5、2020年6月
https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r1/pdf/r1_gaiyou_all.pdf
(閲覧：2020年8月10日)

参考文献

- [24] FAO(2005) : Building on Gender, Agrobiodiversity and Local Knowledge— A Training Manual. FAO, Rome.
- [25] People, Land Management, and Environmental Change (PLEC) (閲覧：2020年3月25日)
<https://www.thegef.org/project/people-land-management-and-environmental-change-plec>

第3章 世界農業遺産とSDGs（持続可能な開発目標）

第3章ではSDGsと世界農業遺産の関わりについて、SDGsの歴史的背景を振り返るとともに、その概念を整理する。また、SDGsと農村振興について先行研究調査ならびに国内におけるSDGsに関する取り組みの広がりとして、政府や省庁の政策及び取り組み状況を把握したうえで、GIAHS認定11地域での取り組みの現状を独自調査「SDGs調査2018」、「SDGs調査2019」から明らかにする。調査結果の分析をふまえ、SDGsの観点からGIAHSのアクションプランの改善を促進するとともに、地域活性化や農村振興に資するプロセスを検討する。

第1節では、SDGsの背景、経緯を振り返るとともに、その特徴及び持続可能な社会への道筋、農山漁村や農林漁業に関わる目標・ターゲットの整理を行う。第2節では国内におけるSDGsへの取り組みの広がりとして、政府や省庁（主に農林水産省）での取り組み状況を、第3節では、先行研究による論点整理、ならびにGIAHS認定11地域での取り組みの現状を調査から明らかにする。第4節では、幅広い目標に取り組んでいる2015年に認定された3地域の取り組みの特徴を紹介する。第5節で農村振興に資する「SDGs活用ステップ」について論じる。第6節でSDGsとGIAHSの関係について考察する。

第1節 SDGsの概念

国際連合は2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」を開催し、2030年までに解決すべき課題として17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:以下「SDGs」）を採択した。そこに示された目標は、途上国はもとより先進国にも共通の課題となっている。

まず、SDGsの歴史的経緯を整理する。SDGsは、「持続可能な開発（SD：Sustainable Development）」から続く環境保全に関する目標群（環境関連）と、「ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）」から続く貧困の解消に関する目標群（開発関連）及び、まちづくりや社会組織など社会関連の目標群から構成されている。

環境保全に関して、「持続可能な開発」という概念は、1987年に「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が公表した報告書「我々の共通の未来（Our Common Future）」で提唱された。その中で持続可能な開発は、外務省によれば「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義されている。すなわち、環境保全に配慮した開発が必要であるという考え方である^[1]。国連広報センターによれば「その後、持続可能な開発は、1990年代以降の国連の会議や国際会議で中心的なテーマとなっていった。環境関連の目標は、地球サミット以来、世界で取り組まれてきた」と述べている^[2]。

一方、開発関連の目標は、外務省によれば、2009年9月にニューヨークで開催された「国連ミレニアム・サミット」において、「国連ミレニアム宣言（MDGs）」として採択された8

つの目標である。極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき目標を掲げたもので、2015年までに一定の成果をあげたと報告されている^[3]。

また、SDGsの17の目標は環境、社会、経済という3側面から構造化され説明されることが多い。ストックホルムレジリアンスセンターが考案した「SDGs ウエディングケーキ」と呼ばれている図3-1を基に、17の目標を3つのカテゴリーに記載した(表3-1)^[4]。目標17はそれらを推進するものと位置付けられている。なお、SDGsの17目標や、169ターゲットのうち、農林漁業に関わりのある項目は少なくない。参考資料1「農山漁村・農林漁業に関連するSDGsターゲット一覧」に抜粋している。

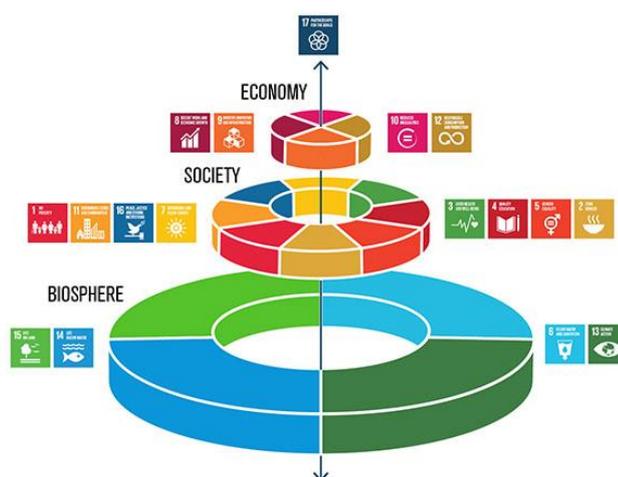


図 3-1 SDGs ウエディングケーキ

表 3-1 SDGs の 17 目標（三側面からの分類）

カテゴリー	SDGs17目標
経済	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 12 つくる責任, つかう責任
社会	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 7 エネルギーをみんなに, そしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正を全ての人に
環境	6 安全な水とトイレを世界中に 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう
推進力	17 パートナリシップで目標を達成しよう

※Stockholm Resilience Centreが制作した「SDGsウエディングケーキ」と呼ばれる図を参考に筆者作成。目標はSDGsのアイコンに記載されているキーワードを番号順に記載。

また、国連広報センターによれば、SDGs には次の 5 つの原則があると述べられている。

1. 普遍性：国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む。
2. 包摂性：誰一人取り残さない。
3. 参画型：誰もが持続可能な社会の実現に貢献できるよう、あらゆるステークホルダーの参画を重視し、全員参加型で取り組む。
4. 統合性：経済・社会・環境の三分野の全てに、複数のゴール・ターゲットの相互関連性・相乗効果を重視しつつ取り組む。そして、
5. 透明性と説明責任：取り組み状況を定期的に評価し、公表・説明するというものである^[5]。

なお、17 の目標と 169 のターゲット達成に向けた進捗状況は、グローバル指標枠組を用いてモニタリングされている。また、2030 年までに SDGs の目標達成を確実なものとするために 2020 年 1 月、「行動の 10 年」がスタートしたところである。

第 2 節 国内における SDGs の取り組みの広がり

日本政府は SDGs が採択された後、2016 年 5 月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えた。外務省によれば、2019 年 12 月の第 8 回推進本部会合では 2020 年の SDGs 推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGs アクションプラン 2020」を決定したところである。そのアクションプランは 3 つの柱からなるが、一つ目がビジネスとイノベーション ～SDGs と連動する「Society 5.0」の推進～、二つ目が、SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、三つ目が SDGs の担い手としての次世代・女性のエンパワーメントであり、この 3 本柱を中核に、「日本の SDGs モデル」の展開を加速化していくと報告されている^[6]。

各省庁では政府の方針を受けてそれぞれに取り組みを推進しているが、農林水産省では大臣官房政策課環境政策室が、関連情報をまとめ「農林水産業 × 環境・技術 × SDGs」というホームページを開設し、農林水産・食品分野における SDGs について環境・技術分野を中心として情報の提供を行っている^[7]。また、食料産業局では SDGs のページを作り、食品事業者の取り組みを中心に、SDGs と食品産業のつながりを紹介しているが、農村振興局ではそのような紹介はしていない^[8]。

ただし、2020 年 3 月 31 日に改訂された「食料・農業・農村基本計画 ～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～」では SDGs について以下のような記述がされた。農村における SDGs の達成に向けた取り組みの推進として「農村では、森林、土壌、水、大気などの豊富な自然環境、それを利用した農業などの経済活動、そして人々の暮らしを支える地域社会という、SDGs の理念を構成する環境・経済・社会の三要素が密接に関連している。このことを踏まえ、再生可能エネルギーの活用や農畜産物等の地産地消等、地域資源を活用した地域経済循環の構築等により、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造に取り組むことができるよう、農村における SDGs の達成に向け、地域における人材の発掘、核となるステークホルダーの組織化等の環境整備を促進する。加えて、農村における SDGs の達成に向けた取り組み事例を普及さ

せることにより、環境と調和した活動に取り組む地方公共団体や企業等の連携を強化する。」
このように、農村は環境・経済・社会の三要素が密接に関連しており、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造をめざすことの重要性が指摘されている^[9]。

なお、地方公共団体では、地方創生の実現をめざし、SDGsに関する取り組みを行っている所が少なくない。内閣府は地方創生分野における日本の「SDGs モデル」の構築を進め、その一貫として、2018年度から「SDGs 未来都市」の選定を行っている^[10]。

第3節 国内の世界農業遺産地域におけるSDGsの取り組み

3.1. SDGsと世界農業遺産に関する先行研究

SDGsと農村振興に関する先行研究では、池上（2018）が、持続可能な開発という概念の歴史を振り返り、農業におけるサステナビリティについて論じている。戦後の日本農業はサステナビリティを喪失していったが、1970年代以降の有機農業、「環境保全型農業」及び「生きもの農業」を通じてサステナビリティへの注目が高まってきていると述べている^[11]。また、同じく池上（2019）は、国連の「国連家族農業の10年（2009-2018）」の決議や、「農村地域で働く農民及びその他の人々の権利に関する国連宣言」など、国際社会における家族農業や農民に焦点を当て、SDGsでも、彼らの役割を重視していると述べている^[12]。

長野（2017a）は、持続可能な開発は、Think globally, act locally という発想ならびに、「それぞれの地域で結果を出しつつあるよい取り組みをSDGsと関係づけることで、地域・社会ごとの事例を蓄積し、再発信によって社会実装を加速させる戦略（Share globally）に思える」と指摘している^[13]。また、「日本の農村問題は今後の高度経済成長国の共有課題であるので、日本の特異性に配慮しつつ、グローバルな文脈で発信することでSDGsに貢献できる。」と述べている。同じく長野（2017b）は、「今後の農業農村工学は自然資源を適切に管理しうる人口が、生業の多様性を保ちながら農山村に居住できる基盤の創出を目標にすべきである。また、日本と途上国を同列で考え、世界に展開することが可能になる。」と述べている^[14]。

これらに共通するのは、SDGsの目標達成には、家族経営など小規模農家による課題解決の手法や、生物多様性を活かした農業と関係が深いことを示唆しており、GIAHSとの共通点がかがわれる。なお、SDGsとGIAHSを関連づけ国内の認定地域を調査・分析した調査研究事例としては、大和田（2019）による報文「SDGsの視点からみた国内の世界農業遺産認定地域の活性化」以外には見当たらない^[15]。

3.2. SDGsと世界農業遺産に関する調査

第2章でその歴史や国内での展開状況について記述したGIAHSであるが、これは国連機関のプログラムということもあり、世界農業遺産等専門家会議委員や農林水産省が、GIAHS認定地域に対してSDGsに関し情報提供する機会が多い。世界農業遺産等専門家会議の委員

長である武内和彦氏は「GIAHSはその17の目標のすべてに何らかのかたちで貢献していると考えられる。GIAHS、NIAHSの認定地域は、認定を地域の活性化につなげるとともに、広く世界に目を向け、その持続的な開発に積極的に貢献していくことを期待している。」と述べている^[16]。このように認定地域の様々な農林漁業関連技術・社会技術は、当該地域の農村振興や課題解決のみならず、国内外の農林漁業や農山漁村の課題解決への貢献も期待されている。

そこで、国内11の認定地域を対象にSDGsへの取り組みに関して独自調査を行った。調査の目的は、国内GIAHS認定地域のSDGsへの取り組みの現状を明らかにし、各認定地域がアクションプランをSDGsの観点から検討することにより、アクションプランの改善を促進するとともに、地域活性化につながるプロセスを検討し、さらにGIAHSがSDGsの各目標にいかに関与できるか展望することにある。

国内認定地域におけるSDGsへの取り組み状況に関する調査は、2018年、2019年と2回実施した。1回目は2018年8月に記述式のアンケート調査を実施した。自由記述形式で、「貴地域ではSDGsにどのように取り組んでいますか。169のターゲットとの関連で、いくつか主な取り組みについてお聞かせください。」とたずね、関連するターゲット番号の記載も求めた（以下、SDGs調査2018）。各地域の回答は巻末の参考資料2（p118）に掲載している。その分析結果に基づき、2019年8月に改めて選択式でアンケート調査（以下SDGs調査2019）を行い、SDGsの17目標への取り組み状況、重視する目標などについて明らかにした。また、2019年アンケート調査の結果、SDGsに幅広く取り組まれていた3地域については、その特徴的な取り組みについてヒヤリング調査を行った。

3.2.1. 認定11地域のSDGsへの取り組み状況

まず、日本の認定11地域のSDGsへの取り組み状況（「SDGs調査2019」）であるが、「協議会としてアクションプランとSDGsの関わりを検討しているところである」と回答した地域が6（佐渡、能登、茶草場、国東半島宇佐、長良川、高千穂郷・椎葉山）となっている（図3-2）。「SDGsの視点を取り入れたアクションプランを実施している」と回答した地域は4（国東半島宇佐、長良川、大崎、にし阿波）、「SDGsの3側面から統合的に検討・取り組んでいる」と回答した地域はみなべ・田辺である。

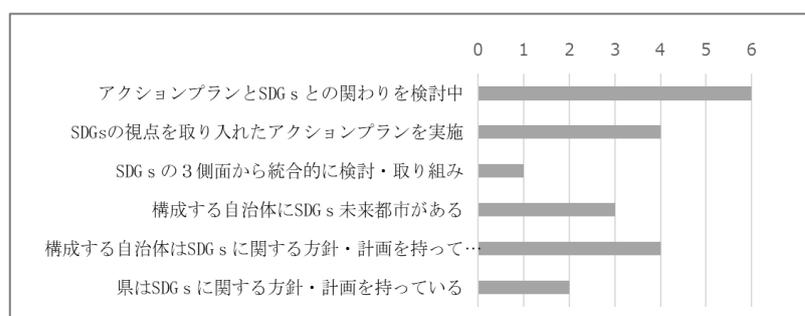


図3-2 SDGsへの関わりの状況（SDGs調査2019より、複数回答）

既述の「SDGs 未来都市」に関し、11 地域内では、石川県の珠洲市、熊本県の小国町、静岡県の浜松市、静岡市の 4 地域が選定されている。

3.2.2. 注力されている SDGs の目標

2019 年調査の結果から、17 の目標に関する取り組みでは、目標 2 と 15 について全地域が取り組んでいると回答した（表 3-2）。目標 2 は「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」（以下、持続可能な農業）であり、目標 15 は「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」（以下、陸の生態系）である。続いて多くの地域で取り組まれている目標は、6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」（9 地域）（以下、持続可能な水管理）、12「持続可能な生産消費形態を確保する」（8 地域）（以下、持続可能な生産消費）、4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」（7 地域）（以下、質の高い教育）の順であった。

表 3-2 認定地域別 SDGs 取り組み状況（SDGs 調査 2019 より）

認定年	地域名	目標																	合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		飢餓をなくす	持続可能な農業	健康と福祉	質の高い教育	ジェンダー平等	持続可能な水管理	クリーンエネルギー	働きがい、経済成長	産業と技術革新の基盤	不平等をなくす	住み続けられるまち	持続可能な生産消費	気候変動対策	海の生態系	陸の生態系	平和と公正	パートナーシップ	
2011	佐渡		○										○						3
	能登		○		○		○		○	○			○		○	○			8
2013	静岡 茶草場		○		○							○	○			○			5
	阿蘇		○				○									○			3
	国東半島 宇佐		○		○		○			○					○	○			6
2015	長良川		○		○		○		○	○		○	○		○	○		○	10
	みなべ・ 田辺	○	○	○	○		○		○	○		○	○		○	○			11
	高千穂郷・ 椎葉山		○		○		○	○	○			○	○	○		○			9
2017	大崎		○		○		○						○			○			5
	静岡 水わさび		○				○						○			○			4
	にし阿波		○				○		○				○			○		○	6
	合計	1	11	1	7	0	9	1	5	4	0	4	8	2	4	11	0	2	

目標 2「持続可能な農業」が全地域で重視されていることは農業遺産が農林業システムを認定しているものであることから自明であるが、目標 15「陸の生態系」に関して重視されている理由は、GIAHS の 5 つの認定基準に「農業生物多様性」が入っていることが関係していると考えられる。この目標 15 は、アクションプランにおいては環境保全型農業の推進

や、多面的機能支払い交付金活動での田畑の生きもの調査、在来作物の栽培等として実践されている。

地域別の特徴としては、SDGs 採択と同年の 2015 年に世界農業遺産に認定された 3 地域（岐阜県長良川地域、和歌山県みなべ・田辺地域、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域）は 10 前後の目標に取り組んでおり、他の年の認定地域より幅広く取り組まれている傾向にある。また、能登も 8 つの目標に取り組んでいると回答しているが、その他の地域は 3～6 つの目標に取り組んでいると回答している。すなわち、幅広い目標に取り組む傾向のある地域と、ある程度目標を絞り込んで取り組んでいる地域とに分かれていることが明らかになった。

3.2.3. 重視されている目標

重視している目標 3 つを選び、1～3 位まで順位をつけてもらったところ、目標 2 は全 11 地域が 1～3 位のいずれかを付けた（図 3-3）。次いで目標 15 は 7 地域が 1～3 位付けた。回答の 1 位に 3 点、2 位に 2 点、3 位に 1 点の重みづけをし、目標の重視度の加重平均を算出したところ、重視度が最も高かったのは目標 2「持続可能な農業」が突出している。以下、重視度は 15「陸の生態系」、4「質の高い教育」、12「持続可能な生産消費」と続く。これら、重視されている目標のうち、目標 15「陸の生態系」については第 4 章で、目標 4「質の高い教育」については第 5 章で詳述する。

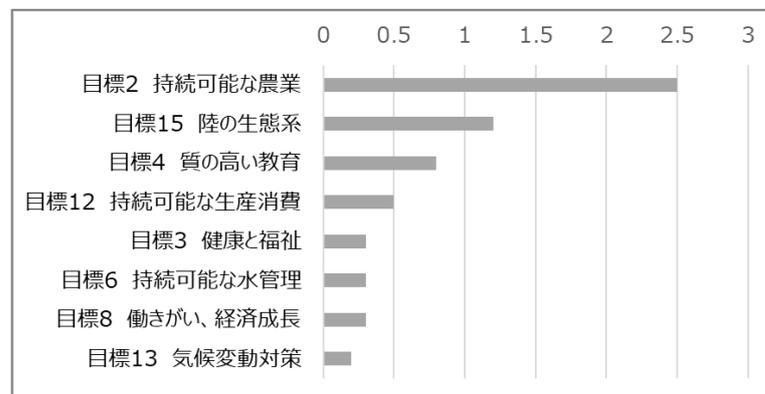


図 3-3 目標の重視度合 (SDGs 調査 2019 より)

第 4 節 2015 年認定 3 地域の取り組み

次に多くの目標に取り組んでいる傾向が明らかになった 2015 年に GIAHS に認定された 3 地域について、その取り組み事例を取り上げる。内容に関しては 2018 年調査結果及び 2019 年のヒヤリングに基づいている。また、それぞれの取り組みに関する SGD のターゲット番号を記載している。

4.1. 和歌山県みなべ・田辺地域

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会によれば、「みなべ・田辺の梅システム」は、養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に利用した梅栽培が行われている。対象地域は和歌山県

みなべ町、田辺市である^[17]。

「SDGs 調査 2019」では、11 の目標（1、2、3、4、6、8、9、11、12、14、15）に取り組んでいると回答している。それらを4つのテーマにまとめて記載する。特に目標3（ターゲット 3.d）健康増進に取り組んでいると回答しているのは本地域のみである。



図 3-4 梅システム（ホームページより）

- ・ **人材の育成**（ターゲット 4.4、8.6、9b）：和歌山大学と共同で、梅システムの重要性や保全について実践的な人材を育成する「梅マイスター育成プログラム」を開始した。副読本を作成し、小学校での学習に利用している。住民が主体となり、地域の課題、農業遺産の活用保全、それに対する対策を考案し実践する活動を通じての地域人材の育成を行っている。また、「山づくり塾」には山主、農家、林業者、炭焼き職人などが参加し、山づくりの知識・技術を習得している。
- ・ **梅による健康増進・商品開発**：梅の有する健康機能成分を PR し、国民の健康増進に繋げるため、機能成分の医学的研究、成果の公表を産学官が一体となり推進している。（ターゲット 3.d、9.b）。新たな梅加工技術開発等の研究支援を行っている。（ターゲット番号 9.b）
- ・ **国際貢献**（ターゲット 1.a、2.a、4.4、9b）：世界農業遺産を目指す国や発展途上国からの農業研修を受け入れ、GIAHS への理解を深め、農産物加工技術や栽培技術の習得、さらには、地元の若者との交流を通じ相互理解を深めている。
- ・ **環境保全活動**（ターゲット 6.6、14.1、15.2、12.5、11.6、7、13）：梅システムの重要な要素であるミツバチ（南高梅を受粉させる）の生息調査を大学と共同で実施している。薪炭林（ウバメガシ）の維持に繋がる択伐技術の普及活動を行っている。梅加工から生じる廃棄物を再利用した飼料等の開発・普及促進、企業の CSR 活動を利用した企業参加型の森林保全にも取り組んでいる。

なお、みなべ・田辺地域では 2019 年度、「未利用資源を活用した低炭素社会の実現と地

域の活性化」というテーマで、環境省の「地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」に採択された。これは民間事業者による梅干しを製造する際に出る廃液を活用した再生可能エネルギー（バイオマス発電）や、上記の環境保全活動などから組み立てられている。

4.2. 岐阜県長良川上中流地域

世界農業遺産清流長良川の鮎推進協議会によれば、「清流長良川の鮎一里川における人と鮎のつながり」の最大の構成要素である長良川は、水源林の育成や河川清掃などの人の管理により清流が保たれる「里川」であり、友釣り、鵜飼漁、瀬張り網漁等、鮎の伝統漁法が継承されている。対象地域は 岐阜市、関市、美濃市、郡上市の 4 市である^[18]。

「SDGs 調査 2019」では、10 の目標（2、4、6、8、9、11、12、14、15、17）に取り組んでいると回答している。それらを 3 つのテーマにまとめて記載する。なお、目標 17 グローバル・パートナーシップについて取り組んでいると回答しているが、内水面漁業を途上国に普及するという取り組みである。2018 年 4 月にローマの FAO 本部で開催された世界農業遺産フォーラムにおいて、古田肇岐阜県知事が日本を代表し「清流長良川の鮎」と題し、同地域の SDGs に関する実践について講演を行っており、その先進的な取り組みが高く評価された。



図 3-5 長良川システム（ホームページより）

- ・**鮎資源の確保**（ターゲット：2.4、2.5、6.6、15.4）：遺伝的多様性に配慮し、河川において親魚となりうる放流用種苗を「岐阜県魚苗センター」において生産し、漁業協同組合による種苗放流とともに、漁獲親魚からの採卵・受精によるふ化放流事業の取り組みみを通して、資源増殖を行っている。
- ・**伝統漁法・伝統文化の継承と後継者の育成**（ターゲット：4.4、11.4）：世界農業遺産「清流長良川の鮎」の発信拠点であるとともに、漁業等に関する体験学習の場として 2018 年

6月に「清流長良川あゆパーク」を整備し、GIAHS 関連の伝統文化・漁法等の継承及び後継者の育成に取り組んでいる。

- ・ **国際貢献** (ターゲット：2.a、4.4、14.7、17.16)：岐阜県水産研究所内に設置した「内水面漁業研修センター」において、開発途上地域からの研修生を受入れ、講義・視察・実習で構成される研修プログラムを実施し、開発途上地域の養殖技術向上や漁場管理手法の導入など、GIAHS ならびに内水面漁業の発展に貢献するよう取り組んでいる。

4.3. 宮崎県高千穂郷・椎葉山地域

高千穂郷・椎葉山世界農業遺産推進協議会によれば、「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」は、険しく平地が少ない山間地において、針葉樹による木材生産と広葉樹を活用したシイタケ栽培、和牛や茶の生産、焼畑等を組み合わせた複合経営が行われている。対象地域は高千穂町、五ヶ瀬町、日之影町、椎葉村、諸塚村の3町2村である^[9]。

「SDGs 調査 2019」では、9の目標(2、4、6、7、8、11、12、13、15)に取り組んでいると回答している。それらを4つのテーマにまとめて記載する。目標7(7.2)再生可能エネルギーに取り組んでいるという回答は本地域のみであり、山腹用水路を活用した小水力発電に取り組んでいる。



図 3-6 山間地農林業複合システム(宮崎県資料より)

- ・ **山腹用水路の活用** (ターゲット 6.a、6.b、7.2、12.2、15.1)：同地域には総延長約 500 キロメートルの山腹用水路が張り巡らされており、棚田が広がっている。日之影町大人地区では、地域住民主体で山腹用水路を活用した小水力発電所が建設され売電収益を集落の維持や歌舞伎・神楽の保存に役立っている。地域内ではその他の場所でも小水力発電の賦存量調査などが行われている。
- ・ **人材育成** (ターゲット 4.4、4.7)：高千穂高校や全寮制中高一貫校である五ヶ瀬中等では、少数精鋭のアクティブ・ラーニング型学習プログラム「GIAHS アカデミー」を通じ、地域の魅力と課題を生徒自身が発見・発信する機会を提供している。

五ヶ瀬町では2019年度総務省の「関係人口創出拡大モデル事業」に取り組み、五ヶ瀬中等の在校生・卒業生を対象にした関係人口を生み出す政策提案コンテストを実施し、入選企画については試行を行う計画である。

- ・**伝統的農法**（ターゲット 2.3、2.4、6.6、15.1、15.2）：椎葉村尾向地区において循環型自然農法である伝統的な焼畑農業が継承されており、雑穀が栽培されている。また、地元の小学校でも焼畑体験学習が行われるなど、地域で大切に伝承されている。
- ・**持続可能な森林管理**（ターゲット 13.1、15.1、15.2、15.4）：諸塚村では、全村域を対象としたFSCによる森林認証を取得し、環境保全に配慮した持続可能な森林管理を実践している。同村の木材はオリンピック・パラリンピックの国立競技場や選手村に使用されている。

4.4 その他のSDGs目標に関する取り組み

本論文では、目標15陸の生態系について4章で、目標4質の高い教育について5章で詳しく考察するが、その他の目標で比較的多くの地域で取り組まれていた目標6「持続可能な水管理」、目標12「持続可能な生産消費」について、どのように取り組まれているか、またその他目標の取り組みに関する状況を述べる。なお、2018年調査の回答には該当目標に関する記載は少ないので、表2-4「国内GIAHS認定地域の主な取り組みと成果」を含め、該当する取り組みを抽出した。

目標6は「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」であり、2019年調査では9地域が取り組んでいると回答している。例えば能登「棚田米の財源を活用した棚田の保全」、国東半島宇佐「水を確保するため、小規模なため池を複数連携させるシステムを確立し、農業生産の安定を図っている」、長良川「長良川源流の森林育成事業、魚付き保安林の拡大、『霞堤』や『輪中堤』など堤防を活用した防災システム」、高千穂郷・椎葉山「山腹用水路の保全、小水力発電活用」、大崎「冷害や洪水・濁水を耐え抜く巧みな水管理」、静岡水わさび「山の傾斜に沿った沢を階段状に開墾して作る『壘石式』わさび田」などが該当する。

目標12は「持続可能な生産消費形態を確保する」であるが、8地域が取り組んでいると回答している。佐渡「朱鷺と暮らす里づくり認証制度」、大崎「消費者との交流を通じた共に支え合う仕組みの構築」など消費者団体との提携（産直活動）が記載されている。

一方、全地域で取り組まれていない目標には5「ジェンダー平等」、10「人や国の不平等をなくす」、16「平和と公正をすべての人に」がある。例えばジェンダー平等については、実際には農山漁村では女性農業者が活躍している地域が多いので、回答者の意識が薄い、あるいは協議会として取り組んでいないので回答しなかったことが推察される。

第5節 農村振興に資するSDGs活用ステップ

以上の一連の調査結果を踏まえ、GIAHS地域におけるSDGsへの取り組みに関し「SDGs

活用5つのステップ」(図3-7)を構築した。これは GIAHS 認定地域を想定しているが、認定地域以外の農山村(以下、非認定地域)でも適用可能であると考え。ステップは1~5で構成されている。ステップ1はSDGsに関する自分の地域の現状把握である。ステップ2は現在は取り組んでいないが、他のターゲットで取り組めるものが無いか検討する、ステップ3は経済・社会・環境の3側面から検討する、ステップ4は世界の課題解決の視点、そしてステップ5はSDGsを超えてという視点である。はじめから全てのステップに取り組む必要は無く、まずはステップ1現状の把握を行うことも可能である。

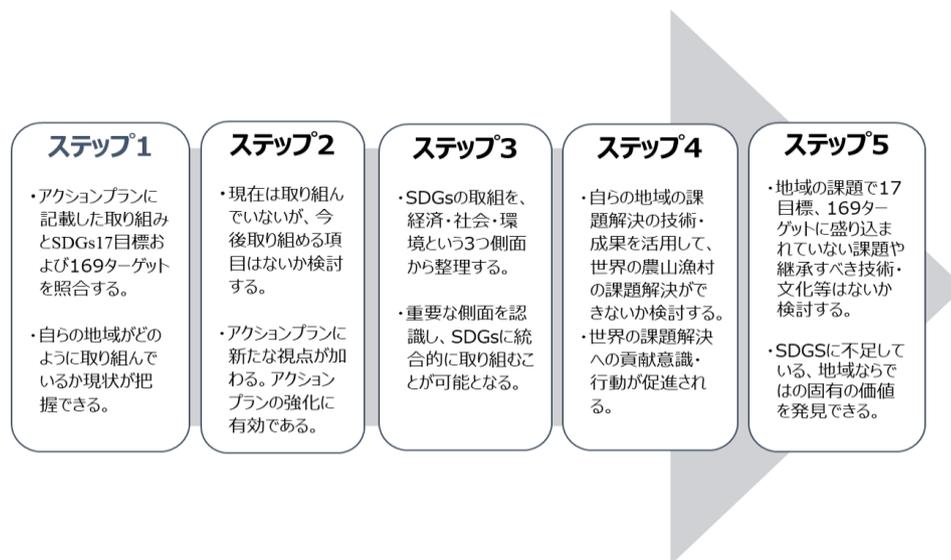


図 3-7 SDGs 活用ステップ

GIAHS や NIAHS 認定地域を想定した取り組み方法を記載する。

ステップ1は、現在取り組んでいる事項とSDGsの17の目標との照合を行う。目標だけでなく、169のターゲットも確認する。これにより、地域の取り組みがSDGsとどのような関わりがあるのか、現状を明らかにすることができる。

ステップ2は、現在取り組んでいない目標への対応である。「取り組んでいない理由」及び、「どのように取り組めるか」などの検討を行う。それにより、SDGsに関する今後の取り組み項目が明らかになる。農業遺産認定地域は継続的な評価や改善の仕組みとして、認定後に5年に1回、アクションプランのモニタリングが行われる。その際にSDGsの観点から取り組みを検討することで、改善点や新たな視点を得ることができる。

ステップ3は、地域でのSDGsへの取り組みを経済・社会・環境の三側面から統合的に検討することである。このステップに関しては第7章において宮城県大崎市を例に検討する。

ステップ4は、自らの地域が開発・実践・継承してきた技術が、世界の課題解決に貢献できないか検討する視点である。すでに和歌山県や岐阜県をはじめ、いくつかのGIAHS認定地域で明示的に取り組まれている。逆に、世界のGIAHS認定地域における農林漁業等の技術・成果を、自らの地域の課題解決に活かせる可能性もあるだろう。

そしてステップ5は、現在のSDGsの17の目標には盛り込まれていない項目の検討であ

る。地域の課題や継承したい項目、すなわち地域独自の 18 番目の目標を検討することも地域らしさを明らかにすることにつながるだろう。

上記のステップは非認定地域でも取り組むことができると記述したが、実際に 2019 年 11 月 26 日、日本農業遺産認定地域で試行した。埼玉県三芳町役場にて、武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会主催の SDGs&GIAHS 研修会が開催された。農家、非農家、行政、ボランティアなど同地域のステークホルダー約 50 名が参加し、グループに分かれて同地域のアクションプランを、SDGs の目標やターゲットから見直すという作業を行った。すなわちステップ 1 と 2 である。それにより、アクションプランを拡充させることができた。

このように、GIAHS 認定地域でも、非認定地域でも SDGs の視点から自分の地域の取り組みを振り返る際にこの「SDGs 活用ステップ」を導入することで、SDGs の取り組みを推進することはもとより、農山村地域の活性化や、持続可能な農山村地域づくりにつながる取り組みを総合的に検討することができる。「SDGs 活用ステップ」は、農山村地域における SDGs の取り組みを推進する方法論であると言えるだろう。

なお、先の先行研究で引用したように、長野(2017a)は Think globally, act locally と併せ、これからは、Share globally が重要だという指摘をしているが、GIAHS 認定地域においては、これに加え Share locally (地域内)、ならびに Share inter-regionally (国内の地域間)、そして Share globally (国際間) という視点を追加したい。その理由は、国内外の GIAHS 認定地域間で知見や経験の共有が各種会議等を通じて行われてきたように、SDGs に関する取り組みの知見や経験も共有され、各地で実践が拡大していくことが想定されるからである。

第 6 節 SDGs と GIAHS の関係性

本章の最後に、SDGs と GIAHS の関係性について考察する。GIAHS は 5 つの基準で審査され、また認定後に実施するアクションプランもその基準に則って作成されているところから、SDGs の 17 目標と GIAHS の 5 つの基準を照合したうえで、具体的な取り組み例としてアクションプランで取り上げられている項目 (第 2 章、表 2-5、表 2-7) と 169 のターゲットを照合し、表 3-3 に列記した。

表 3-3 SDGs 目標と GIAHS 基準の関連
—農山漁村における SDGs 取り組み一覧—

	SDGs 目標	GIAHS 基準	農山漁村で想定される主な取り組み
1	貧困をなくそう	1.食料と生計の保障	・低所得世帯向けセーフティネット機能
2	飢餓をゼロに (持続可能な農業)	1.食料と生計の保障	・小規模生産者の生産性及び所得の向上 ・主要農林水産物、在来作物、6次化の促進 ・環境保全型農林漁業の推進 ・各家庭での食料自給力の向上

3	すべての人に健康と福祉を	4.文化、価値観及び社会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・主要農産物の健康機能の活用 ・多世代による相互扶助、心身の健康
4	質の高い教育をみんなに(次世代の育成、技術的・職業的スキルの獲得)	3.地域の伝統的な知識システム 4.文化、価値観及び社会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・固有の農林漁業技術研修 ・起業支援 ・次世代(子供たち)へのふるさと学習 ・持続可能性学習
5	ジェンダー平等を実現しよう	3.地域の伝統的な知識システム	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の能力強化・活躍支援 ・男性の家事・育児参加
6	安全な水とトイレを世界中に(持続可能な水管理)	3.地域の伝統的な知識システム	<ul style="list-style-type: none"> ・水利施設の地域コミュニティによる協働管理・保全 ・山地・森林・河川・湖沼等を含む水に関する生態系の保護・回復活動
7	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	3.地域の伝統的な知識システム	<ul style="list-style-type: none"> ・小水力、バイオマスの熱利用 ・農山村エネルギーミックスによるエネルギーの地域内自給力の向上
8	働きがいも経済成長も	1.食料と生計の保障 3.地域の伝統的な知識システム 4.文化、価値観及び社会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・固有の農林漁業の推進 ・地域資源を活かした事業・起業・雇用促進 ・農泊、グリーン・ツーリズム ・持続可能な観光業 ・地域循環経済の形成
9	産業と技術革新の基盤をつくろう(レジリエントなインフラ整備)	3.地域の伝統的な知識システム 4.文化、価値観及び社会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型産業 ・農業の多面的機能を活かした防災・減災の仕組み ・農林漁業へのICT・AI活用
10	人や国の不平等をなくそう	4.文化、価値観及び社会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済促進 ・地域住民の能力強化、所得向上
11	住み続けられるまちづくりを	5.ランドスケープ及びシースケープ	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な移動システム ・総合的な災害リスク計画 ・農山村景観保全・再生活動 ・関係人口による支援、都市農村交流
12	つくる責任つかう責任(持続可能な生産消費)	4.文化、価値観及び社会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な生産消費のしくみ ・持続可能&自然と調和したライフスタイル普及
13	気候変動に具体的な対策を	3.地域の伝統的な知識システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策、適応策の実施 ・事業や暮らしのCO2の削減
14	海の豊かさを守ろう(海洋資源の管理)	2.農業生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋、沿岸、河川の水産資源管理、計画立案 ・絶滅危惧種の保護 ・外来種の駆除 ・生態系保全・回復、学習・普及活動
15	陸の豊かさも守ろう(陸の生物多様性、持続可能な森林)	2.農業生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、湿地、山地、田畑及び周辺地域の生態系の保全・回復、持続可能な利用、計画立案 ・農業生物多様性学習 ・普及活動 ・絶滅危惧種の保護 ・外来種の駆除
16	平和と公正をすべての人に	4.文化、価値観及び社会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なステークホルダーの参加による対話と協働、意思決定のためのプラットフォームづくり ・取り組みの情報公開など透明性を確保
17	グローバルパートナーシップで目標を達成しよう	6.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外での持続可能な地域づくりの経験・知見の共有

※農山漁村で該当する主な取り組みについてはSDGs169ターゲットを参考に記述した。

なお、169 ターゲットの中には文化（農耕儀礼、祭り、伝統芸能、食文化）や、グリーン・ツーリズム、地域の絆力（社会組織）に関する記載がほとんど無いことから、SDGs 活用ステップ 5「地域の課題で 17 目標、169 ターゲットに盛り込まれていない課題や継承すべき技術・文化等はないか検討する。」を適用し、目標 18 として追加することも重要であると指摘したい。各目標のターゲットに関しても、それぞれの国や地域で付加する課題について議論される余地があると考えられる。

また、GIAHS の基準と SDGs の目標を統合したような基準で、地域を認証する独自の認定制度を有している県独自の制度がある。静岡県「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」という認定制度である。県下 35 市町村が連合を組成し、県が支援をしている。2012 年から開始され、現在 137 地域が認定されている。同制度のホームページによれば、ふじのくに美しく品格のある邑づくりとは、「持続可能な地域づくりを通じて、農山村がもつ地域資源『地域の宝』を大切に思い、守り、活用し、次世代に継承する活動を行う、理想の農山漁村」と定義されている。また、その理念は「農業者と地域内外の人々が共に地域の将来を考えて行動し、幸福感を共有できるコミュニティを創造する取り組みで、静岡県内の農山漁村が笑顔と活力あふれる地域となることを目指している」^[20]。また、「邑（むら）」という字を使っている理由は、邑は人が多く集まる場所という意味を持っており、この取り組みを通じて、「明るい展望を持って農業に勤しむ農業者と、地域内外から集まった人たちが、持続可能な農山村づくりのために、ともに考え、行動し、笑い、幸福感を分かち合うコミュニティを形成したいという強い思いがあるため、「村」という行政的な区分ではなく「邑」の字を用いている」という。認定を希望する地域は申請書類に環境、社会、経済の 3 側面に関し記述し申請する。環境（農山漁村空間）は「地域の特産品や伝統的な農法、美しい景観や地域の生物など自慢できるもの」、地域社会（コミュニティ）は、「地域リーダーの存在や地域づくりのルール、また若者や女性、ボランティアなど様々な人々の参加による地域づくりの取り組み」、経済は「地域の宝・自慢の品を使い、新たな商品開発など地域経済の発展に向けた取り組み」となっている。併せて、地域住民が主体となって地域資源の保護・保全及び経済活動などへの活用に継続的に取り組んでいること、活動の将来計画があることが確認され認定される^[21]。

また、優れた取り組みを行っている地域は知事が顕彰する制度もあり、毎年複数か所が選定されている。その際の選定基準は上記 3 側面を深化させたものであり、環境面は、「地域を特徴づける農業の生産活動など農山漁村の暮らしの中で、生物多様性の保全などに配慮した計画的な土地利用や適正な資源の維持管理など、個性的で良好な農村環境、景観の保全」、社会面は「若者や女性、ボランティア等多様な主体の参画のもと、地域の自主的な創意工夫やノウハウを発揮して地域独自の規範を定めるなど、自助・共助の精神に満ちた農村社会の継承に取り組んでいること」、経済面は「担い手の育成を核とした生産力の強化や農業の 6 次産業化の推進、コミュニティビジネスの創出、都市農村交流の展開など農業の持続的

発展や地域経済の活性化に取り組んでいること」となっている^[22]。

上記のように、静岡県の本制度は、地域固有の地域資源に注力しており、その保全・活用・継承に関し制度を通じて促進している。固有の農林業システムに関する記述は無いものの、環境・社会・経済という3側面への注力を行っており、特に知事顕彰を受けた地域については、さらに明示的にSDGsへの取り組みや、地域固有のシステムやストーリーについて検討すると共に、農林漁業に関する歴史や食農文化にも注力することにより、より地域の持続可能性が高まると考えられる。

第7節 まとめ

第3章はSDGsと世界農業遺産について論じた。まず、持続可能な開発の概念及びSDGsの歴史的背景及び農村振興との関わりについて、国内各界におけるSDGsの取り組み状況について先行研究や各種資料から考察した。次に国内認定11地域のSDGsの取り組み状況に関する独自調査結果から、17目標のうち目標2「持続可能な農業」と15「陸の生態系」について全11地域が取り組んでいること、目標に対する重視度合いでは目標2「持続可能な農業」が最も高く、次いで目標15「陸の生態系」、目標4「質の高い教育」が重視されていることが明らかになった。また、SDGsが採択された2015年にGIAHSに認定された3地域が幅広い目標に取り組んでいる傾向があることも確認された。

これらの調査ならびに考察を踏まえ、農山漁村地域においてSDGsの取り組みを推進する「SDGs活用ステップ」を導き出した。この方法論は、GIAHS認定地域やNIAHS認定地域に対しては、SDGsの観点からその取り組み内容を検討することにより、アクションプランを改善し、農山漁村の振興や持続可能な地域づくりにつながる統合的な視点を得ることができるものである。また、この方法論は、非認定地域の農山漁村でも適用可能なものであることに言及した。

さらに、SDGsとGIAHSの基準を照合し、農山村において想定される具体的な取り組みを列記した。またSDGsとGIAHSの基準に準じた内容で地域を認定・顕彰している静岡県の取り組みを事例として取り上げ考察した。

引用文献

- [1] 外務省ホームページ 持続可能な開発 (閲覧2020年3月19日)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sogo/kaihatsu.html>
- [2] 国連広報センターホームページ 持続可能な開発 (閲覧2020年3月19日)
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/
- [3] 外務省ホームページ ミレニアム開発目標 (MDGs) (閲覧2020年3月19日)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>
- [4] Johan Rockström, Pavan Sukhdev (accessed 2020.4.26): How food connects all the SDGs,

- Stockholm Resilience Center, Stockholm University (閲覧 2020 年 4 月 26 日)、
<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>
- [5] 国連広報センター 持続可能な開発目標 (SDGs) とは (閲覧 2020 年 3 月 19 日)
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030_agenda/
- [6] 外務省 Japan SDGs Action Platform (閲覧: 2020 年 3 月 19 日)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/SDGs/effort/index.html>
- [7] 農林水産省 「農林水産業 × 環境・技術 × SDGs」 (閲覧 2020 年 3 月 20 日)
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/main.html>
- [8] 農林水産省 食料産業局企画課ホームページ SDGs×食品産業 (閲覧: 2020 年 3 月 19 日) <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/SDGs/>
- [9] 「食料・農業・農村基本計画」2020 年 3 月改訂、P71 (閲覧: 2020 年 4 月 18 日)
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-13.pdf
- [10] 内閣府 地方創生推進室 自治体 SDGs (閲覧: 2019 年 10 月 31 日)
<http://future-city.go.jp/SDGs/>
- [11] 池上甲一「SDGs 時代におけるサステナビリティと日本農業: 農業・農村のサステナビリティ科学に向けて」村落社会研究ジャーナル 25 巻 1 号 p17~34、2018
- [12] 池上甲一「SDGs 時代の農業・農村研究—開発客体から発展主体としての農民像へ—」国際開発研究 28 巻 1 号 p1~17、2019
- [13] 長野宇規「Transdisciplinary、SDGs と農村計画」農村計画学会誌 Vol.36、No.2、181~184、2017
- [14] 長野宇規「SDGs と今後の農業農村工学」農業農村工学会誌、85(2)、119~122、2017
- [15] 大和田順子「SDGs の視点からみた国内の世界農業遺産認定地域の活性化」農業農村工学会、水土の知、vol.87、No.10、p 23~26、2019
- [16] 武内和彦「世界農業遺産と国連大学」、イヴォーン・ユー、永田明編(2018)「世界農業遺産への道のり~国連大学と地域の歩み~」、国連大学サステナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット、p12~13
- [17] みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会 (閲覧: 2019 年 10 月 31 日)
<https://www.giahs-minabetanabe.jp/>
- [18] 世界農業遺産清流長良川の鮎推進協議会 (閲覧: 2019 年 10 月 31 日)
<https://giahs-ayu.jp/>
- [19] 高千穂郷・椎葉山世界農業遺産推進協議会 (閲覧: 2019 年 10 月 31 日)
<https://takachihogo-shiibayama-giahs.com/>
- [20] 静岡県「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」 (閲覧: 2020 年 8 月 10 日)
<https://www.fujinokuni-mura.net/>

- [21] 静岡県、美しく品格のある邑選定・登録要領、2012年9月7日から施行
- [22] 静岡県、美しく品格のある邑づくり知事顕彰実施要領、2012年9月19日から施行

参考文献

- [23] 田中治彦・三宅隆史・湯本浩之「SDGsと開発教育」学文社、2016
- [24] 佐藤真久・田代直幸・蟹江賢史「SDGsと環境教育」学文社、2017
- [25] 大和田順子「SDGsと地域づくり」6章持続可能な農 学文社、p110～127、2019
- [26] 池上甲一「SDGs時代の農業・農村研究」国際開発研究第28巻第1号、p1～17、2019

第4章 世界農業遺産と農業生物多様性

第4章、第5章、第6章では、「SDGs 調査 2019」の結果から SDGs 目標 15「陸の生態系」、目標 4「質の高い教育」、目標 2「持続可能な農業」が認定地域で重視されている度合いの高かった項目であったことから、これらの目標についてそれぞれ取り上げる。

第4章では GIAHS と生物多様性（SDGs 目標 15 陸の生態系）について取り上げる。SDGs 目標 15 は全 11 地域が取り組んでおり、重視度合いも高い。目標 15 は「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」である。GIAHS では基準の二番目に農業生物多様性が位置づけられている。

第1節では農林水産省の政策における生物多様性の位置づけ及び、農業における生物多様性に関する国内外の先行研究を調査する。第2節では国内の GIAHS 認定地域における生物多様性に関する取り組みを「SDGs 調査 2018」等の結果から類型化する。第3節では地域認証制度に着目し、先行研究を調査したうえで、事例として GIAHS 認定地域から農業生物多様性に多面的に取り組んでいる静岡県の茶草場農法、ならびに宮城県大崎地域を取り上げる。

第1節 農業生物多様性の概念

生物多様性（Biodiversity）とは、農業農村工学会編「改訂農村計画学」によれば、「生物学的多様性（biological diversity）を短縮したものであり、遺伝子レベル、種レベル、生態レベルの3層構造として捉えられている。まず特定の生物種は遺伝子の変異と組み換えにより遺伝的多様性（genetic diversity）を獲得し、つぎに遺伝的多様性をもつ一つの主の個体群に種分化が起こり、種多様性（species diversity）が創り出され、多数の種からなる群集を作り、さらに共進化によって機能的多様性が生み出され、多様化した生物による生態系が形成される。」と解説されている^[1]。

また、「農地は、定期的で継続的な稲作（生態系にとっては攪乱）によって形成される固有の農地生態系である。水田生態系とは農地生態系の一つであり水田、水路、溜池、畦畔、周辺農地（畑地、果樹園、牧草地など）、林野（屋敷林、社寺林、雑木林など）、河川、後背湿地、遠隔地の越冬場や繁殖地と直接・間接につながって保持される開放的な二次的自然の系」である^[1]。

近年、農業と生物多様性の関連は国の政策でも重視されるようになっており、農林水産省生物多様性戦略（2012年改訂版）によれば、農林水産業と生物多様性のあり方として、「農林水産業と生物多様性は密接に関係しており、(1) 農林水産業が生物多様性を生み出してきたこと、(2) 農林水産業が生物多様性によって支えられてきたこと、したがって (3) 農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性を守らなければならないことを認識することが重要である。」としている^[2]。

その経緯を振り返ると、農林水産省では生物多様性保全を重視した農林水産業を推進するため、2007年7月に農林水産省生物多様性戦略を策定した。その後、2010年10月に、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が日本で開催され、「名古屋議定書」が採択されるとともに、生物多様性の保全に関する2010年以降の新たな世界目標となる戦略計画2011-2020（愛知目標）や、農業の生物多様性に関する多くの重要な決定がなされた。また、日本からの提案により、2011年から2020年を「国連生物多様性の10年」とすることが2010年12月に国連総会において採択された。

2020年3月に公表された「農業・農村・基本計画」においても、「我が国が有する豊かな「自然資本」（自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方）について、保全に留まらず創造し増大させるため、環境負荷の低減、景観や文化を育む農村を含めた地域の振興、消費者への普及・啓発などを通じて、環境創造型の農業を推進する。このため、田園地域や里地・里山の保全・管理を推進する。また、生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取り組みを推進する。」と、具体的な推進策が示され、政策として重視されていることが明らかである^[3]。

農村の生物多様性に関する先行研究では、国内では大澤ら（2008）によれば、農業生物多様性の定義は「狭義には、食料と農業に直接または間接的に貢献する物（品）種群を中心として、その遺伝的多様性からランドスケープレベルの多様性を対象とするが、FAOや欧州連合の定義は広義の農業生物多様性の典型であり、上記の定義に加え、農業生態系内、及び周辺環境にある農業と食料に直接的にも間接的にも貢献しない生物相とその生息環境も含めて考えている。」と述べている^[4]。

表 4-1 農村の生物多様性の保全・再形成における計画論的展開方向

	山間地	中山間地	平地	都市近郊
①食料供給 〔国民全体〕	豊かな生物相を活かした粗放的・高付加価値の生産活動の構築（林産資源・山の恵みも含む）	ランドスケープの多様さや、その有機的関連性を活かした多品目、多品種からなる生産活動の展開	環境負荷の高い生産性優先農業から生物多様性を利用した環境保全型農業へ、生産性と環境保全機能のバランスのとれた生産体系の確立と敷衍	都市住民のニーズに合わせた環境保全型農業の実践、および都市住民のそれら食料供給への参加
②多面的機能（特に保全生物学的役割）〔国民～農村住民〕	その自然域との境界的性質の再定義、自然域／農村域を行き来する生物の対応（特に害獣被害の防止と生息数管理）	農村（田園・里山など）らしさを特徴付ける、地域のオリジナルな生物多様性を見定めとその保全	多様な景観構成要素のネットワークによる地域生物相の回復、平地農耕地への依存度の高い生物の保全	残存農地における逃避地的機能の強化、農村－都市境界部における生物相保全・利活用モデルの提示
③生活圏創出（農村住民にとっての土地利用の秩序化） 〔農村住民・移住希望者〕	1. 人為放棄による自然化の促進とそれに伴う自然域の生物相保護への寄与 2. デカップリング政策などによる粗放的管理での農村域の生物多様性維持	1. 土地利用のモザイク性の維持・回復による多様な生物生息空間の確保 2. 農村の生物多様性の高さを活かした新たな農的生活圏イメージの模索	1. 都市化の抑制あるいは適正な土地利用誘導による農村としての景観維持 2. ランドスケープの多様性の増進、および広さを持つ立地を活かした緑地計画・ビオトープ計画などの展開	1. 混住性を活かした緑豊かな良質な生活環境・生活コミュニティの形成 2. 緑環境の創出における適正な計画目標（地域生物相の回復）の設定
④共生空間の地域管理（生物多様性を介した農村-都市交流） 〔農村住民・都市住民〕	都市住民の側からの管理主体へのインセンティブの付与、特に自然域の生物資源を活かしたツーリズム活動	ランドスケープの多様性やその農的な関わり方（価値観を含む）を活かしたツーリズム活動	食料供給や有機物循環の場が見えるツーリズム活動、多様な管理主体の確立とその協働	都市住民による農地・里山管理活動の推進、都市の負荷の緩衝・改善の場として農村があることの啓発
⑤文化的・生態的価値 〔国民～農村住民〕	農村社会と不可分の地域資源としての農村の生物多様性の再認識 （伝統的な生物資源利用・食文化・民俗風習・誇りなどの掘起しとその回復・再構築）			

注：〔 〕内は、関心の中心となる主体。

出典：「これからの農村計画における新しい「生物多様性保全」の捉え方」大澤 啓志、大久保 悟、楠本 良延、嶺田 拓也、農村計画学会誌 2008年 27巻 1号 p.17

また、同論文では健全な農村の振興を計画する農村計画学において、「農村社会と不可分のものとしての生物多様性が国際的にみても農業生物多様性の本質である」とし、表 4-1 の通り農村の生物多様性を地域類型（山間地、中山間地、平地、都市近郊）ごとに、5つの機能、すなわち①食料供給、②多面的機能（特に保全生物学的役割）、③生活圏創出（農村住民にとっての土地利用の秩序化）、④共生空間の地域管理（生物多様性を介した農村都市交流）、⑤文化的・生態的価値、を設定し、利用と保全の方向性を提示している。

海外においては、農業における生物多様性を「農業生物多様性」(agrobiodiversity) と呼び、FAO (2005) の「Building on Gender, Agrobiodiversity and Local Knowledge – A Training Manual」によれば、「農業生物多様性は生物多様性の重要な一部である。農業生物多様性は、数千年にわたり農民や牧民、漁民が慎重に選択し独創的に開発してきたものである。文化的に多様な人々によって環境や、遺伝資源、管理方法、実践が繰り返されてきた結果である。そして、地元の知識や文化も農業生物多様性の不可欠な要素である」とされている（図 4-1）^[5]。

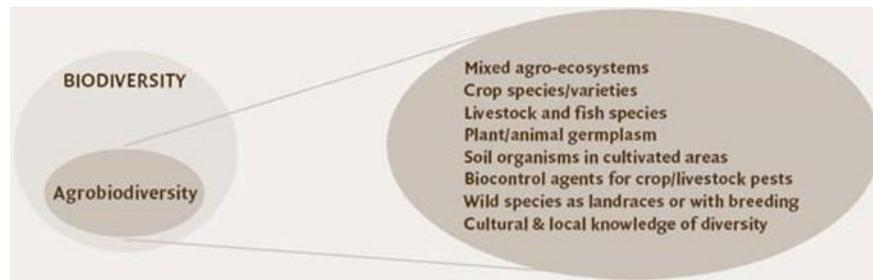


図 4-1 農業生物多様性 (FAO)

また、EU は、2020 年 5 月に、生物多様性の損失を食い止めるための新たな「生物多様性戦略」、及び食料安全保障や健康的な食を守る持続可能な食料システムへの移行に向けた「農場から食卓まで」と題する戦略を採択した^[6]。両戦略が目指すのは、自然、農家、事業者、消費者の協働による競争力のある持続可能な社会である。「生物多様性戦略」は、生態系や河川等の再生、生息地や種の健全化、授粉生物の減少対策、汚染の低減、都市の緑化、有機農業や生物多様性を守る農業慣行の拡充などを内容とする拘束力のある目標設定を提案し、陸域と海域の 30%以上を保護管理下に置き、農地の 10%以上で豊富な生物多様性を取り戻すための具体的方法も示している。「農場から食卓まで」は、EU の食料システムの環境負荷を低減し回復力を強化するための取り組みを定めており、農薬使用量を半減することや施肥量を 20%以上削減すること等の目標を掲げている。

これらの先行研究や EU の新たな政策によれば、農業生物多様性は農産物生産の過程での生物の活用のみならず、農地周辺の環境や、農村社会の文化・農耕儀礼なども含む広い概念として捉えられるようになってきていることが明らかである。

このように農業生物多様性の概念が重視されるようになり、既述のように、2016 年に FAO において GIAHS がプロジェクトからプログラムに格上げになった際に、2つ目の基準が「生物多様性」から「農業生物多様性」に変更され、「申請する農林水産業システムは、食料及

び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること」となった。

第2節 国内の世界農業遺産地域における生物多様性の取り組み

「SDGs 調査 2018」によれば、SDGs 目標 15「陸の生態系」に関し、11 地域では表 4-2 のような取り組みを行っているという回答があった。なお、本論文では陸の生態系を生物多様性と解釈し、森林・里地里山・河川（内水面漁業）に関連する取り組みも含めている。追加で行ったヒヤリング調査を加え、GIAHS 地域における生物多様性に関する取り組みを整理した。

なお、SDGs の 169 ターゲットのうち、15.1 は「2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。」15.4 は「2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。」15.5 は「自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。」15.8 は「2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。」15.a は「生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。」15.c は「持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。」である。

表 4-2 認定 11 地域における SDGs 目標 15「陸の生態系」関連の取り組み

地域農業システム名	内容	分類	SDGs ターゲット
「トキと共生する佐渡の里山」	・朱鷺と暮らす郷づくり認証制度：いきものを育む農法（「江の設置」など7つの取り組みの何れかを実施）により栽培されたお米であることなど一定の項目でお米を認証し栽培プロセスの質を担保している。	環境保全 調査 認証制度	15.1 15.5
「能登の里山里海」	（珠洲市回答） ・地域循環共生圏（持続的な地域保全活動）の構築 ・「能登 SDGs ラボ」の設立運営	環境保全	15.c 15.1 15.5
「静岡の茶草場農法」	・茶草場認定制度：茶草場農法に取り組む農家を認定する制度を創設し、茶草場面積の維持・増加を図り、生物多様性保全につなげている。現在認定されている茶畑の面積は 1、186 ヘクタール、茶草場の面積は 422 ヘクタール、農家数は 493 戸にのぼる（2018 年 8 月現在）	認証制度	15.4
	・生物多様性調査の実施・保全活動：「静岡の茶草場農法」認定地域及び県内の幅広い地域で専門家の協力により、生物多様性調査を実施している。フジバカマを除いた秋の七草やカケガワフキバッタなど固有の動植物が把握されており、さらに生態系の保全につなげている。 ・応援制度：「静岡の茶草場農法」に賛同し、応援	調査 保全 応援制度	15.5 15.a

	する民間企業等に対し、寄付金制度を創設した。作業応援ボランティア受入サポート窓口も設置し、2社の作業応援ボランティアの取り組みを仲介した。		
「阿蘇の草原の維持と持続的農業」	・湿地に生息する希少種の保護・回復：(公財)阿蘇グリーンストックにおいて、井手湿地とそこに生息する希少種を保全するため、年1～2回の草刈りと搬出作業を行っており、その結果希少野生植物の生息数が増加した。	保全・回復(再生)	15.1
	・希少動植物の盗掘パトロール：認定NPO法人阿蘇花野協会及び環境省にて希少野生動植物の盗掘パトロールや草刈り等の保全活動を実施。また、熊本県でも希少野生動植物保護春季一斉パトロール及び希少野生動植物盗掘防止夜間巡視活動をとって実施しており、取り組み内容、保護の必要性の広報活動等について意見交換を実施。	保全	15.5
「クヌギ林がため池が東の半島・宇佐の農林水産循環」	・クヌギ広葉樹林の循環的利用としいたけ栽培：森林農業としての原木しいたけ生産は、斬新的に土地と土壌の質を改善させるような持続可能な食糧生産システムを確保できる強靱な農業の実践である。原木しいたけ生産農家は、15年サイクルでクヌギ広葉樹林の伐採と萌芽更新を繰り返しながらしいたけ生産で生計を維持できているが、このことが森林土壌の改善につながり、また、そこに生きる生物の多様性の維持にも役立っている。	土壌改善 保全	15.2 15.5
「清流長良川の鮎川における人と鮎のつながり」	・資源確保のための放流・ふ化事業の推進、天然遡上アユを増加する取り組み：遺伝的多様性に配慮し、河川において親魚となりうる資源添加効果のある放流用種苗を「岐阜県魚苗センター」において生産し、漁業協同組合による種苗放流とともに漁獲親魚からの採卵・受精によるふ化放流事業の取り組みを通して資源増殖を行っている。魚付きの林整備。	環境改善 (再生)	15.4
「みなべ・田辺の梅システム」	・環境保全活動：梅システムの重要な要素であるミツバチ(南高梅を受粉させる)の生息調査を大学と共同で実施している。薪炭林(ウバメガシ)の維持に繋がる択伐技術の普及活動を行っている。その他、梅加工から生じる廃棄物を再利用した飼料等の開発・普及促進、企業のCSR活動を利用した企業参加型の森林保全にも取り組んでいる。	調査 保全	15.2
「高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム」	・循環型農法「焼畑」の拡大(椎葉村)：椎葉村内においては、1件の農家を中核としたグループにより、その農家が所有する約50haの森林において、循環型自然農法である伝統的な焼畑農業が継続されている。また、地元の尾向小学校では30年にわたり焼畑体験学習が行われるなど、地域で大切に伝承されている。 ・FSC森林認証(諸塚村)：諸塚村では、全村域を対象としては日本初となる、FSCによる森林認証FSC-C012945を取得し、継続可能な森林管理を実践している。また、その管理された森林から出材された、クヌギやナラの木などの原木によるシイタケの生産について、加工・流通過程の管理に関する認証であるFSCの「CoC認証FSC-C001800」を世界で初めて取得している。	土壌改善	15.1 15.2
		保全	15.1 15.2 15.4
「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝	・フィールドミュージアム：地域全体を「屋根のない博物館」としてとらえ、地域資源の魅力の再発見を通じた動的な保全と活用を行う。具体的には大崎地域の場合「水管理システム」や、ランドスケープ	体験	15.1 15.2 15.5 15.8

統的水管理システム	の中核となっている屋敷林「居久根」、伝統的な食文化や農文化などの地域資源を巡り体験するコースやプログラムの構築を検討する。 ・生きものと共生する農業の価値理解促進：将来の担い手となる子供たちを対象に「おおさき生きものクラブ」（2013年～）を実施するなど生きものと共生する農業や、地域の自然、生態系への価値理解の促進に取り組んでいる。 ・認証制度：減農薬または無農薬及び生きもの調査等による認証制度	学習 認証制度	15.5 15.1
「静岡水わさびの伝統栽培」	・生態系の保全及び多様な主体の参加：専門機関による生物多様性調査、及び地元高校生を対象に生物多様性調査ワークショップを実施していく。	調査	15.5
「にし阿波の傾斜地農法システム」	・認定地域及び専門家の協力により、茅場等の生物多様性調査を実施している。	調査	15.5

11 地域の取り組みに関し、表 4-2 記載の取り組み及び表 2-5 「国内 GIAHS 認定 11 地域の主な取り組みと成果」から農業生物多様性への取り組みを類型化した。（表 4-3）

表 4-3 農業生物多様性に関する取り組み類型

タイプ 1. 住民参加の生きもの調査（植物や昆虫、鳥など）による現状把握
①水田とその周辺 ②畑・果樹園とその周辺 ③森林
④河川 ⑤湖沼 ⑥海（海岸、海中）
タイプ 2. 専門機関・研究者による調査・研究
タイプ 3. 生物多様性に関するビジョン・計画の作成
タイプ 4. 生物多様性の維持・保全活動
タイプ 5. 生物多様性の改善・再生活動（土壌や水質・環境の改善）
タイプ 6. 生物多様性に関する学習活動
① 座学による学習 ②現場での体験学習
タイプ 7. 生物多様性に関係する認証制度
タイプ 8. 生物多様性の応援・補助制度

出典：「SDGs 調査 2018」及び関連資料より抽出・類型化

本類型化により、今後農業遺産に申請する地域は、農業生物多様性に関するアクションプランを立案する際に、この項目に沿って検討することで総合的に検討することが可能となる。また、農業遺産に認定されていない地域においても、重要度が増している農林漁業における生物多様性に関し、取り組みを検討する際の指針とすることができる。

この類型に関する各認定地域の取り組み状況は表 4-4 の通りである。最も幅広く取り組んでいる静岡県茶草場農法ならびに宮城県大崎地域を事例研究の対象として選定した。

表 4-4 生物多様性に関する認定地域の取り組み状況

	佐渡	能登	茶草場	阿蘇	国東	長良川	みなべ	高千穂	大崎	わさび	にし阿波
タイプ1. 生きもの調査（植物や昆虫、鳥など）による現状把握	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
タイプ2. 専門機関による研究	○		○	○	○		○	△	○	○	○
タイプ3. 生物多様性に関するビジョン・計画の作成	○								△		
タイプ4. 生物多様性の維持・保全活動	○		○	○		○	○		○		
タイプ5. 生物多様性の改善・再生活動（土壌や水質の改善）			○	○	○	○			△		
タイプ6. 生物多様性に関する学習活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タイプ7. 生物多様性に関する認証制度	○	△	○		△	△			○		
タイプ8. 生物多様性の応援・補助制度			○						○		
小計	6	2.5	7	5	4.5	4.5	4	2	7	3	3

※○は取り組んでいる、△は関連する取り組みを行っている。

第3節 先進地域における生物多様性の取り組み

3.1. 地域認証制度

GIAHS 認定地域では複数の地域で生物多様性を基準に組み込んだ独自の認証制度が創設・運営されている。佐渡市の「朱鷺（トキ）と暮らす郷づくり認証制度」、静岡県認定地域における「茶草場認定制度」、宮城県大崎地域のブランド認証制度などが代表的である。

そこで第3節では認証制度について、まずは先行研究を確認する。大元（2017）が「認証とは、『顔の見える関係より広域的な対象』への安全性や環境配慮などの『価値』の発信と伝達を目的にしており、そのためには根拠と信頼担保の機能を兼ね備えていることが求められる」と定義している⁷⁾。

認証制度には国際的なもの、国内限定、及び地域限定認証がある。国際認証には例えば森林の持続可能な管理と利用のための森林管理協議会による「FSC 認証」（Forest Stewardship Council）、水産物の持続可能な利用のための漁業認証である環境管理協議会による「MSC 認証」（Marine Stewardship Council）、魚や貝の養殖に対する水産養殖管理協議会による「ACE 認証」（Aquaculture Stewardship Council）などがある。これらは国際市場で取引されるものを対象にしており、末端では食品であれば小売店の店頭に並び、消費者がラベル等を通じて確認をすることができる。

国内限定の認証には日本農林規格に関する法律（JAS 法）に基づく JAS マークや、地理的表示制度（GI マーク）などがある。

地域限定の認証制度は都道府県や基礎自治体、農業協同組合などが制定しており、前述の GIAHS 認定地域の認証も該当する。また、前述の文献では「地域の気候、生態系、土壌環境などの特徴を活かし、地域の状況に即した基準を設けた認証制度で、特定の生態系の保全だけではなく、地域全体の持続可能性を目指す取り組み。また、経済的利益を中心的目的とせず、地域的な課題の解決を組みこみ、社会、文化、環境的な地域づくりを重視し、経済と農環境の多様性、地域農水産物の加工と販売を向上させる仕組み。」と定義されている^[7]。

3.2. 静岡県・茶草場農法地域における取り組み

次に、静岡県・茶草場農法地域と、宮城県・大崎地域における生物多様性の取り組みに関し考察する。

まず、2013年に認定された静岡県（掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町）の茶草場農法地域の農業生物多様性に関する取り組みを取り上げる。以下は静岡の茶草場農法推進協議会へのヒヤリングや協議会提供の資料をもとにまとめた。

この地域では伝統的にススキやササを茶園に敷く農法が行われてきた。この茶草場農法は、1. 茶園土壌の保湿・保温に役立つ、2. 土中の微生物の繁殖を助ける、3. やがて分解されて堆肥になる、4. 土壌の流出を防止する、5. 雑草の繁茂を抑制する、といった効果がある。茶草を定期的に刈り取る農法であり、キキョウや、カワラナデシコ、ササユリなど300を超える草地生植物や、固有種、絶滅危惧種が存在していることが稲垣ら（2008）の調査により明らかになっている。昆虫ではカケガワフキバツタという固有種がおり、ススキの新芽を食べるといふ。かつては日本全国で行われていた農法であるが、当該地域の茶農家は、手間がかかるがお茶の味を良くするには欠かせないとして茶草場農法を続けてきたことが、結果として豊かな生物多様性を保全することにつながっている^{[8][9]}。

協議会では、GIAHS 認定後、茶草場農法実践者の認定制度を創設した。茶農家が経営している茶園の面積に対する茶草場の面積に応じ、50%以上が「三葉」（葉のマークが三つ）、25～50%未満が「二葉」、5～25%未満が「一葉」の3段階に分けて生産者を認定する。また、認定者の商品には、葉のマーク入り表示シールを貼付し、消費者が見分けられるようになっている。対象の茶草場面積は GIS を使い科学的な計測によって測定するなど審査は厳格に行われている^[10]。現在認定されている茶畑の面積は1,013ヘクタール、茶草場の面積は378ヘクタール、農家数は414戸にのぼる（2020年6月現在）。また、制度ができたことで茶草場農法を復活させようという地域も出現している。

これらの農業生物多様性をモニタリングしていくために、農家自らが農作業の傍ら確認できる調査の手法を構築している。稲垣（2016）らは、「生物多様性」という概念や、種の



図 4-2 茶草場認証マーク

多様性の調査は農家の方には簡単ではない。そこで、植物種の多様性と相関の強い指標植物種の中から、農家や一般市民が判別しやすい植物種としてタムラソウ、ツリガネニンジン、ワレモコウの3種を選定した。現在この指標植物の調査は、静岡県環境保全型農業直接支払交付金の要件として採用され、農家に義務付けられている」と県独自の制度を紹介している^[11]。

一方、GIAHS に認定されたことで、地元の女性や若者たちも、それまで長年茶栽培の一環として行ってきた周辺の草地の草刈りにより、貴重な動植物が保全されていることを認識し、「茶草場」の価値を独自に表現するようになっていった。その一例が、茶農家の女性による茶草場ポスターの制作である。自ら写真撮影から文章、シンボルマークまで作成した。

草地といえば、同じく世界農業遺産の阿蘇も草地である。放牧、採草、野焼きなどにより草原を集落単位で共同管理し、畜産だけでなく稲作や畑作と緊密に結びついた形で草原を活用するなど、長年にわたり“草資源”を活用するシステムが維持されている。それに伴い、希少な動植物が集中的に生息している。従来、生物多様性が豊かな場所というと、有機農法の水田や広葉樹林などがイメージされやすいが、GIAHS 認定により、茶草場や草原、茅場、葦原など“草地”の価値が、地域住民をはじめ、地域内外の消費者に対しても認知向上につながっていると考えられる。

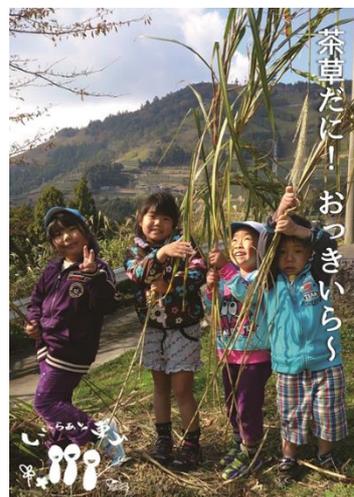


写真 4-1 茶草場ポスター

3.3. 宮城県・大崎地域における取り組み

3.3.1. ブランド認証制度

宮城県大崎地域は 2017 年に「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的水管理システム」で GIAHS に認定されたが、2019 年度に「世界農業遺産ブランド認証制度」を創設した。(同地域の GIAHS については 6 章で詳述する) 制度の目的は、多くの人と「大崎耕土」の価値を共有し、地域の農業を次世代につないでいくこととされている^[12]。また、大崎地域全体で、環境や生きものへの配慮を行いながら、生産者の取り組みを支援する制度として、今後は消費者との交流事業などを行い、産地と消費者が、共に農業を活性化していく仕組みを作りたいとしている。

ブランド認証実施要綱において「『豊饒の大地『大崎耕土』世界農業遺産ブランド』とは、世界農業遺産に認定された「大崎耕土」の農業農村の営みによって培われ、受け継がれてきた農産物や農耕文化（食文化、儀礼、工芸品等含む）、生物多様性、農村景観などの世界農業遺産「大崎



図 4-3 ブランド認証マーク

「耕土」の価値を高め、共有し、他地域の産品と差別化したもの」と定義している^[13]。初年度は「米」の認証を行ったが、その米はササニシキやひとめぼれ、ささ結びなど古川農業試験場で育種された品種に限っている。

ブランド認証の要件には必須要件と選択要件がある。必須要件には、「農薬や化学肥料の使用について、宮城県慣行栽培比5割以下に節減し、田んぼの生きもののモニタリング調査（取り組み初年度は講習会受講）を実施すること。選択要件として、17の取り組みのいずれか1つを実施することとしている。特筆した環境負荷の軽減、農業農村の多面的機能を支える取り組み、産地交流による世界農業遺産の周知・価値観の共有、品種の多様性の保全、GAPへの取り組み、特筆すべき生物多様性の向上の取り組みみなどである。

初年度の認証には358人が参加し、650haの水田で栽培が行われ、3,100トンのお米が認証された。初年度の認証申請者に対して実施された「田んぼの生きもの調査研修」を受講した農家に対し、「認証制度に関するアンケート調査」^[註1]を実施した。どのような意識で認証制度に取り組もうと思ったか、田んぼの生物多様性についてどう思うかなど、意識と行動についてたずねた。配布枚数計44人に対し回答者は計37人である。「認証を取ろうと思った理由」（複数回答）で、最も多かったのは「田んぼの生物多様性を広めるため」（45.9%）、次いで高かった項目は「誇りを持って米作りができるから」「高い品質と安全につながるから」「消費者の共感・支持を得やすいから」が32.4%で並んだ。

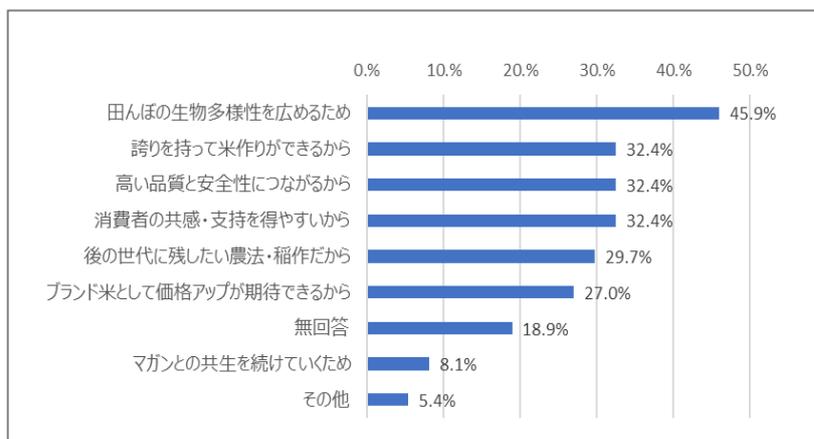


図 4-4 認証を取ろうと思った理由(n=37、複数回答)
(認証制度に関するアンケート調査より)

「生物多様性」という言葉の認知は「言葉の意味を知っている」（43.0%）となっている。また、田んぼの生物多様性について「とても重要だと思う」（67.0%）と回答されており、田んぼの生物多様性について一定の理解がされている。

また、田んぼの生物多様性について「積極的に関わりたい」（27.0%）、「ある程度かかわっていききたい」（46.0%）と、前向きな姿勢がうかがわれる。この調査結果について大崎市世界農業遺産推進課の担当者と意見交換をしたところ、「認証制度に先頭を切って申請した意欲的な農家だということもあるだろうが、本地域において20年以上にわたり取り組んできた

「自然共生型農業」や、消費者と交流型の田んぼの生きもの調査などの結果として、農家に
おける水田の生物多様性に関する価値への理解が進んでいることを裏付ける結果とみるこ
とができるのではないか」という見解であった^[注2]。2020年度以降も生きもの調査研修参加
者の意識・行動について調査し、同地域の自然共生型農業の推進と農家の意識・行動の因果
関係を明らかにしていきたい。

3.3.2. 子供を対象とした生物多様性学習

宮城県大崎市には、市内の小中学生が参加する「おおさき生きものクラブ」という生物多
様性学習プログラムがあり、生きものや環境との「ふれあい」、「体験」を通して、持続可能
な地域づくりを支える次世代の育成を行っている。2013年に始まり、環境教育や体験学習
を行っている地元の七つのNPOと連携し、四季折々の体験プログラムを会員向けに年間10
数回実施している（表4-6）。会員は学校を通じて募集し、登録した家族であり、毎年150～
200人の申し込みがある。プログラムの内容は、国内有数の渡り鳥の飛来地「蕪栗沼・周辺
水田」、「化女沼」などラムサール条約湿地での数万羽のマガンのねぐら入り観察。農薬・化
学肥料を使用していない水田での生きもの調査。屋敷林「居久根」の役割を学ぶとともに、
竹の伐採や竹細工の体験。豊かな農地の水源である山の木々の管理など、農業や林業を含む
幅広い内容で、大崎耕土 GIAHS の総合的な学習につながっている。また、小学四年生以上
の希望者が参加する専門プログラムは、専門的な知識の習得に留まらず、ビオトープの管理
作業など主体性を持って取り組む活動になっている。

表 4-6 おおさき生きものクラブ年間プログラム（2019）

5月	春の食べられる植物体験	（化女沼）
6月	シナイモツゴを守ろう	（鹿島台）
7月	田んぼの生きもの調査	（田尻）
8月	用水路で生きもの採集	（鳴子）
9月	いぐねの里の自然体験	（三本木）
10月	鳴子の里山づくり体験	（鳴子）
11月	ガン類のねぐら入り観察	（蕪栗沼）
12月	ガン観察	（化女沼）

2019年9月に三本木地区で開催された「いぐねの里の自然体験」に参加した親子（保護
者20人、子供26人（調査実施日時：2019年9月29日10:00～12:00）を対象にアンケート
調査を実施した^[注3]。まず、大人の回答から特徴的な項目を以下に紹介する。「おおさき生き
ものクラブ」の活動への参加理由（複数回答）としては「子供に生きものや自然に興味をも
ってほしかった」（60.0%）が最も高く、次いで「自分が生きものや自然に興味があった」
（55.0%）、「子供が参加を希望した」（40.0%）と続く。活動に参加したお子さんの変化（図
4-5、複数回答）として「生きものや自然への関心が高まった」という回答が90%となっ
ており、活動の効果が表れているといえるだろう。

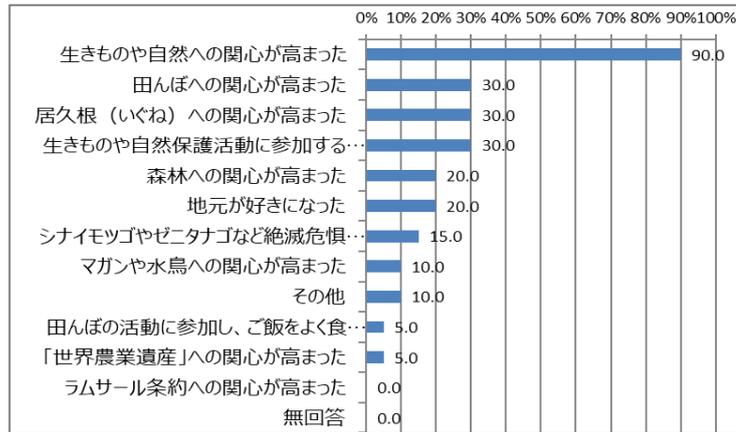


図 4-5 お子さんの関心が高まった項目(大人、n=20、複数回答)
(生物多様性関連活動に関するアンケート調査より)

参加した子供に対しても活動に参加して変化したこと(複数回答)を聞いているが(図 4-6)、「生きものや自然についてもっと知りたくなった」(65.4%)が最も高く、次いで「生きものや自然を守る活動に参加したくなった」(53.8%)、「家族で生きものや自然について話をするようになった」(46.2%)、「森林についてもっと知りたくなった」(42.3%)と続く。「大崎が前より好きになった」という回答も3割程度あった。

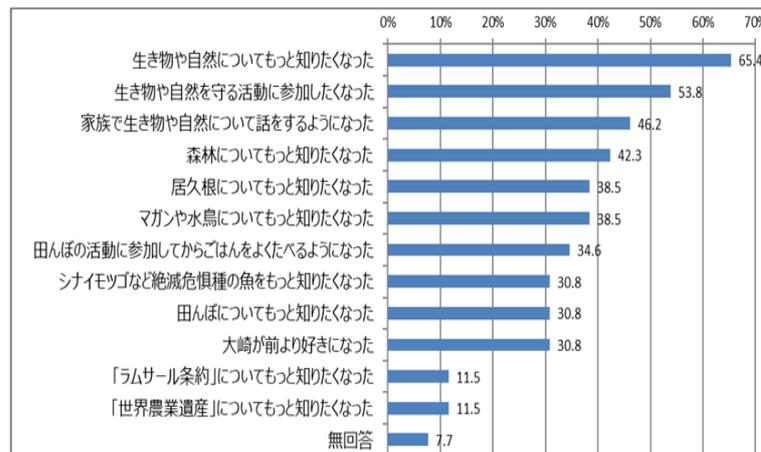


図 4-6 関心が高まった項目(子供、n=26、複数回答)
(生物多様性関連活動に関するアンケート調査より)

また、この回は居久根をテーマにした活動で、「居久根」の生物多様性や保全に関する活動への参加意向についてもたずねたところ、「積極的にかかわりたい」(35.0%)、「ある程度関わっていききたい」(40.0%)と、合わせると75.0%にのぼり、参加意欲が高いことが明らかになった。

なお、この活動に参加している層は市の中心部である古川周辺に居住する非農家が多く、「生きものクラブ」の活動を通じて、非農家に対して GIAHS や農業生物多様性に関する価値理解促進や、保全活動への参加に関するポテンシャルが高いことが明らかになった。

第4節 まとめ

第4章では、SDGs 目標 15（陸の生態系）に関し、GIAHS 認定地域における農林漁業を通じた生物多様性の保全に関する取り組みを取り上げた。

まず農林水産省の政策における生物多様性の位置づけ、ならびに先行研究調査から、国内外の農業・農村振興政策において農業生物多様性が重視されるようになっており、また、農業生物多様性は農産物生産の過程での生物の活用のみならず、農地周辺の環境や、農村社会の文化・農耕儀礼なども含む広い概念として捉えられるようになってきていることが明らかになった。続いて国内の GIAHS 認定地域における生物多様性に関する取り組みを整理し、類型化した。

事例研究では、生物多様性に関し幅広く取り組んでいる静岡県の茶草場農法地域及び宮城県大崎地域を取り上げた。静岡県の茶草場農法においては、茶草場の生物多様性調査に基づき、農家が判別しやすい指標種を選定するとともに、認証制度や応援制度を設けるなど、包括的に茶草場の生物多様性に関する認知・普及・付加価値化が図られていることが明らかになった。宮城県大崎地域においては認証制度を取得するために田んぼの生きもの調査研修に参加した農家において、生物多様性保全意識が高いことが明らかになった。農家、非農家に関わらず、生物多様性に関する体験学習や保全活動、認証制度への参加により、農業生物多様性や GIAHS への理解や共感が広がる可能性が確認された。

また、両地域では、生物多様性の重要性や価値を可視化するために地域認証制度を設けており、農家自身が生物多様性の価値を認識するとともに、生物多様性の価値が消費者にもわかりやすい表現でコミュニケーションされていることが明らかになった。

GIAHS 認定地域の取り組みの考察・分析から導き出した農山漁村での生物多様性関連の取り組みの類型は、今後農業遺産に申請する地域が、農業生物多様性に関するアクションプランを立案する際に、この項目に沿って検討することで総合的に検討することが可能となる。また、農業遺産に認定されていない地域においても、重要度が増している農林漁業における生物多様性に関し、取り組みを検討する際の指針となるだろう。

注1. 「認証制度に関するアンケート調査」調査実施日：2019年6月21日、鹿島台、参加者26人、回答者22人／7月2日、古川、参加者17人、回答者15人。参加者計44人、回答者計37人

注2. 田んぼの生きもの調査に関する考え方については、2019年8月28日、世界農業遺産推進課 課長補佐 高橋直樹氏及び、同課自然環境調査員 鈴木耕平氏にヒヤリングを行った。

注3. 「生物多様性関連活動に関するアンケート調査」調査実施日：2019年9月29日、三本杉、参加者子供26人、保護者20人（全員回答）

引用文献

- [1] 農業農村工学会編「改訂農村計画学」農業農村工学会刊、2003
- [2] 農林水産省「農林水産省生物多様性戦略」2012年2月2日改定、pp.5
(閲覧 2020年2月6日)
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_senryaku/pdf/senryaku.pdf
- [3] 「食料・農業・農村基本計画」2020年3月改訂、P71 (閲覧：2020年4月18日)
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-13.pdf
- [4] 大澤啓志、大久保悟、楠本良延、嶺田拓也「これからの農村計画における新しい「生物多様性保全」の捉え方」農村計画学会誌、27巻1号 p.14-19、2008
- [5] FAO (2005) : Building on Gender, Agrobiodiversity and Local Knowledge – A Training Manual. FAO, Rome.
- [6] 菅正治「農薬の使用半減、有機農業を3倍に＝EUが初の包括戦略＝」時事通信社「Agrio」、2020年6月9日、308号、P2~5
- [7] 大元鈴子「ローカル認証—地域が創る流通の仕組み—」清水弘文堂書房、2017
- [8] 静岡県 静岡の茶草場農法 (閲覧 2020年1月5日)
<https://www.chagusaba.jp/wp/archives/category/about>
- [9] 稲垣栄洋、大石智広、高橋智紀、松野和夫「除草の風土 [13] 静岡県の茶園地帯に見られる管理された茶草ススキ草地」雑草研究、53巻2号 pp.77-78、2008
- [10] 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会、茶草場農法実践者認定制度 (閲覧：2020年2月10日) <https://www.chagusaba.jp/wp/archives/category/nintei>
- [11] 稲垣栄洋、楠本良延「静岡の茶草場農法」農村計画学会誌、35巻3号、pp.365-368、2016
- [12] 大崎耕土 世界農業遺産 (閲覧 2020年4月20日) <https://osakikoudo.jp/>
- [13] 豊饒の大地「大崎耕土」世界農業遺産ブランド認証実施要綱、2019年5月施行

参考文献

- [14] 馬奈木俊介・地球環境戦略研究機関編「生物多様性の経済学」昭和堂、2011
- [15] 古沢広祐、蕪栗沼ふゆみずたんぼプロジェクト、村山邦彦、河名秀郎「環境と共生する農 有機農法・自然栽培・冬期湛水農法」ミネルヴァ書房、2015
- [16] 夏原由博編 「にぎやかな田んぼ」京都通信社、2015

第5章 世界農業遺産に関する学習・人材育成

第5章では GIAHS 認定地域における SDGs 目標4「質の高い教育」を取り上げる。目標4は「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」であるが、GIAHS に関する学習（以下、GIAHS 学習）や人材育成と農村振興の関わりについて考察する。

まず第1節では認定11地域で目標4に関する取り組み内容について「SDGs 調査2018」の回答から抽出し、GIAHS や地域課題の解決に関する学習及び人材育成に関する取り組みを類型化する。第2節～第4節では、GIAHS を活用した学習及び地域課題解決に関する人材育成の事例として、宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の五ヶ瀬町にある全寮制の県立中高一貫校「五ヶ瀬中等教育学校」（以下、五ヶ瀬中等）の事例を取り上げる。同校がこれまでに取り組んできた探求学習と、2019年度に参画した関係人口創出・拡大事業を統合した「地域課題解決型探求学習」について論じる。また、そのプロセスをP2M（プロジェクト&プログラムマネジメント）という学理を適用し構造化を試みる。さらに、第5節では農村におけるソーシャル・キャピタル（以下、SC）に着目し、関係人口や農村振興とSCの関わりについて論じる。そのうえで、第6節にて地域課題解決力を育む「地方創生人材育成モデル」を導き出す。

第1節 国内の世界農業遺産地域における GIAHS 学習・人材育成の取り組み

国内の GIAHS 認定地域における GIAHS や持続可能な地域・社会に関する学習、次世代育成の取り組みについて「SDGs 調査2018」及び関連資料より整理する（表5-1）。

SDGs の目標4に関する回答がある地域は6地域あり、いずれも169ターゲットのうち、4.4ならびに4.7を選び記載している。4.4は「2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。」、4.7は「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」である。すなわち、働きがいのある仕事や技能や、持続可能な開発のための知識・技能、持続可能なライフスタイルに関連した取り組みが挙げられている。

表5-1 認定11地域におけるSDGs目標4「質の高い教育」関連の取り組み

地域	内容	分類 (対象者)	SDGs ターゲット
「トキと共生する佐渡の里	・地元の子供たちを対象とした「佐渡 Kids 生きもの調査隊」、「世界農業遺産 佐渡めぐり塾」の開催を行っている	地元子供 地元高校	4.7

山]	・新潟大学 朱鷺・自然再生学研究センターと連携し、高校生参加による商品開発、加茂湖の葦を材料とした葦船製作、地域住民と協働での加茂湖再生、2つの集落で地域の課題解決を目指す未来会議の開催などに取り組んでいる	生	
「能登の里山里海」	金沢大学と連携し 11 年にわたり取り組んできた人材育成事業「能登里山里海マイスター」の受講者数は 282 人、そのうち修了生が 165 人にのぼる。受講者は地元のみならず、奥能登への移住者、県内・県外居住者も参加している。これらの人材をベースに、国連大学の協力を得て「能登 SDGs ラボ」を金沢大学能登学舎内に開設し、経済・社会・環境の三つの分野間の相乗効果を高めることで、地域経済の活性化を図ることを目指している	能登半島 大人	4.7
「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環	次世代継承教育事業：地域の自然環境や伝統文化、農林水産業、景観等についての探求的・協働的な学習を通して、地域の抱える問題と課題を明らかにし、その課題の解決に向けて主体的に行動する力を育成するとともに、地域と自分とのかかわりを考えながら積極的に行動しようとする態度や郷土を愛する心を育てている 1. 小学生（地域内全 67 校で実施）：地域内の 6 年生を対象に、農業遺産をわかりやすく解説する教材本を用いて、世界農業遺産を題材とした授業を実施 2. 中学生（地域内全 23 校で実施）：しいたけ生産者など地域の方を特別講師として学校へ招聘し、地域内の 2 年生を対象に 3 時間程度の授業を実施。学習した成果を発表する中学生サミットを実施 3. 高校生（地域内全 9 校で実施）：シチトウイ、米など地域を支えている方に取材を行い、話し手の言葉を書き起こしたのち、話し手の語り口で一つの文章にまとめる「聞き書き」を実施。学習した成果を発表会で披露	地元小中 高校生	4.1 4.3 4.7
「清流長良川におとける人とながり」	・伝統漁法・伝統文化の継承と後継者の育成：「清流長良川あゆパーク」を整備し、GIAHS 関連の伝統文化・漁法等の継承及び後継者（川にかかわる人）の育成に取り組んでいる ・内水面漁業に関する研修生受け入れ等の国際貢献：岐阜県水産研究所内に設置した「内水面漁業研修センター」において、開発途上地域からの研修生に対して、講義・視察・実習で構成される研修プログラムを実施し、開発途上地域の養殖技術向上や漁場管理手法の導入など、GIAHS 及び内水面漁業の発展に貢献するよう取り組んでいる	子供（地域内外） 一般 途上国	4.4 4.4
「みなべ・田辺の梅システム」	・副読本を作成し、小学校での学習に利用している ・和歌山大学と共同で、梅システムの重要性や保全について実践的な人材を育成する「梅マイスター育成」プログラムを開始した ・住民が主体となって、地域の課題、農業遺産の活用保全、それに対する対策を考案し実践する活動を通じての地域人材の育成を行っている ・「山づくり塾」には山主、農家、林業者、炭焼き職人などが参加し、山づくりの知識・技術を習得 ・世界農業遺産を目指す国や発展途上国からの農業研修を受け入れ、GIAHS への理解を深め、農産物加工技術や栽培技術の習得、さらには、地元の若者との交流を通じ相互理解を深めている	小学生 一般 地域住民 農家 林業者 途上国	4.4 4.4

「高千穂郷・椎葉山地山間林業システム」	<ul style="list-style-type: none"> ・地元中学生が研究発表を行う「中学生サミット」の開催 ・地元高校生を対象に、世界農業遺産に関連する多様な資源を活用した教育プログラム「GIAHS アカデミー」を実施。少数精鋭のアクティブ・ラーニング型学習プログラムを通じ、地域の魅力と課題を生徒自身が発見・発信する機会を提供。小中学校への出前講座や各種媒体で発信することで、様々なスキルを身に付け、自己と地域の将来を描き実現することのできる人材の育成に取り組んでいる 	地元小中高生	4.4 4.7
「持続可能な農業を支える大規模的システム」	<ul style="list-style-type: none"> ・「フィールドミュージアム」：地域全体を「屋根のない博物館」としてとらえ、農業遺産関連の地域資源を活用したスタディツアー等学習プログラムを行う ・小学生向け副読本制作（小学校の授業で使用） ・生きものと共生する農業の価値理解促進：将来の担い手となる子供たちを対象に「おおさき生きものクラブ」（2013年～）を実施するなど自然共生型農業や、地域の自然、生態系への価値理解の促進に取り組んでいる。小中学生の希望者が参加。小学生は親子参加 	一般 小学生 地元小中学生	4.4 4.7

上記のように、複数の地域で地元小中高校生を対象とした GIAHS 学習が行われている。これらはふるさとに対する愛着と誇りを醸成する「ふるさと学習」として行われており、地域固有の農林漁業や、地域にある課題に対し関心を持ち、地域の一員として課題解決に取り組む、地域を大切にすることを培うことを目指している。また、地域住民向けには GIAHS を活かした地域づくりの研修が行われ、農家に対しては技術の継承に関する研修が、途上国の人を対象とした研修も複数地域で行われている。認定地域での各種取り組みを対象者や内容により整理する（表 5-2）。

表 5-2 GIAHS 学習・人材育成に関する取り組み類型（その 1）

タイプ 1. 次世代農林漁業者継承者を対象とした農林漁業技術や 6 次化に関する研修
タイプ 2. 地元の子ども・学生など次世代を対象とした GIAHS 価値理解学習
① 学校における授業を通じた地元の小中高校生対象の GIAHS 学習
② 学校における有志が参加する課題解決型探求学習
③ 有志が参加する学校外での GIAHS 学習
タイプ 3. 地元住民（農家、非農家）を対象とした GIAHS 価値理解学習
① GIAHS に関する知識学習 ② GIAHS を活かした地域づくり研修
タイプ 4. 外国人（農林漁業者・自治体関係者・研究者）対象の農林漁業技術研修

出典：「SDGs 調査 2018」及び関連資料より抽出・類型化

第 2 節 地域課題解決型探求学習

第 1 節において、これまでに GIAHS 認定地域が行ってきた GIAHS 学習・人材育成に関する取り組みを整理したが、第 2 節では五ヶ瀬中等の探求学習を事例研究として取り上げる。同校では学習に地域の課題研究を取り入れてきたが、地域固有のテーマとして GIAHS についても扱ってきた。高千穂郷・椎葉山地域が GIAHS に申請した際、ローマの FAO 本部

で行われた最終プレゼンテーション（2015年12月）に同校の学生も参加し、将来世代としてのコミットメントを提言するプレゼンテーションを英語で行い、高く評価された^[2]。また、同校では2019年度より関係人口創出・拡大事業に取り組んでいるが、この取り組みは、在校生や卒業生が、GIAHS 学習を深め、地域課題の解決法を探求・実践し、その過程を通して地域課題や地方創生を担う人材として育っていく、という仮説を立て、関係人口創出・拡大事業の参与観察を行った。

2.1. 宮崎県五ヶ瀬町「五ヶ瀬中等教育学校」

宮崎県高千穂郷・椎葉山地域（高千穂町、五ヶ瀬町、日之影町、諸塚村、椎葉村の3町2村）は、2015年12月にGIAHSに「高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム」として認定された。その五ヶ瀬町では、2019年度総務省の「関係人口創出・拡大事業」のモデル事業に「県立中高一貫校の在校生・卒業生を対象とした関係人口案内人育成事業」（以下、五ヶ瀬町関係人口創出・拡大事業）を申請し、採択され取り組んだ。

五ヶ瀬町は九州のほぼ中央、宮崎県の北西部にあり、宮崎の西の玄関口に位置し、東部は高千穂町、南部は椎葉村、北部から西部は熊本県に接している。町名は町内を流れる五ヶ瀬川に由来する。町の約88%を森林が占め、平均標高が620メートルと高く、平均気温は13℃と冷涼な地域であり、国内最南端のスキー場がある。近年、人口減少（2009年10月4,445人→2019年10月3,537人）が急速に進み、高齢化率も41.5%（2019年10月）と高く、産業や集落の維持のための担い手不足という課題に直面している。

五ヶ瀬中等は、1994年に開校し、2019年に創立25年を迎えた。宮崎県内全域から1学年40人が入学し、240人の学生及び教員とその家族など合わせて300人ほどののぼり、町民の約1割を占める。6年間の学習過程において、多くの町民が協力し、様々な体験学習やホームステイを行っている。学生は五ヶ瀬町の地域課題を自ら抽出し、仮説を立て、解決策を考えるフォレストピア学習という課題探求学習を行っている。いわば学生は6年間、町の子供として育ち、五ヶ瀬町を「第二のふるさと」と思っている者が少なくない。

また2014～18年は文部科学省のスーパーグローバルハイスクール(SGH)の指定を受け、アクティブ・ラーニングや哲学対話を取り入れると共に、イギリスや途上国へのスタディツアーなども行い、「グローバルフォレストピア学習」を通じ、課題探究学習の質を高めてきた。この5年間に取り組んだ哲学対話については指導にあたった梶谷によれば「哲学対話が学校教育にも高校生の寮生活にも、地域との交流にも根づいて文化のようになってきて」という^[3]。

この間に世界農業遺産の申請（宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の申請は2014年、認定が2015年12月）があり、国内審査ならびにFAOからの現地審査において同校は訪問先の一つとなった。認定後、同校では学習にGIAHSに関する内容を取り入れるようになった。

同校は2019年からは文部科学省「令和元年度 地域との協働による高等学校教育改革推進事業」（グローバル型）に指定されている^[3]。研究開発の概要は、GIAHS（世界農業遺産）

地域ならではの価値を創造し、地域の未来を切り拓く「野性味あふれる地球市民（Global citizen）」を育成するため、次の3点を軸とした研究開発に取り組むとしている。

1. 地域との協働による「共学」の実現（地域課題研究の実践）
2. SGH 事業の成果に基づいた「共創」の実現（探求カリキュラムの開発）
3. 本事業終了後を見据えた「自走的な仕組み」の実現（地域人材の育成）

併せて同校ではSDGsに関しては各教科をはじめ、特にこの研究開発事業において常に意識し学習を進めている。

この、文科省の「地域との協働による高等学校教育改革の推進」は、2018年3月に公示された新しい高等学校学習指導要領を踏まえ、Society 5.0の社会を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018（2018年6月15日閣議決定）」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018（2018年6月15日閣議決定）」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取り組みを推進するもので、地域魅力化型、グローバル型、プロフェッショナル型がそれぞれ指定されたものである³⁾。

2.2. 全寮制中高一貫校在校生・卒業生を対象とした関係人口案内人育成事業

五ヶ瀬町は、地域の課題解決や地域づくりを担う人材が不足しているという町の課題の解決策として「関係人口」に注目した。五ヶ瀬中等の在校生や卒業生を関係人口案内人として育成し、課題解決策を考え実践するしくみを構築することを目指し、関係人口創出事業に2019年7月から着手し、2020年度も継続して実施しているところである。関係人口の概念及び、総務省の「関係人口創出・拡大事業」については第3節にて述べる。

五ヶ瀬町関係人口創出事業の具体的内容は、五ヶ瀬中等の卒業生（主には現在大学生）及び、高校1～2年生を対象とし、「五ヶ瀬町の関係人口創出」をテーマに政策提案コンテストを実施し、優れた提案についてはプロジェクトチームを結成し実践活動を行うというものである。卒業生は3泊4日のスタディツアーに参加し、政策提案をまとめる。コンテストに入選し、実践活動を行っている取り組みは表5-3のとおりである。

本事業は地域外の居住者が地域の課題を一緒に担う、あるいは応援する、すなわち関係人口を創出することが目的であるが、在校生に対しては一連のプログラムを通じ関係人口案内人として育成し、卒業後も五ヶ瀬町に関わり続けたい、地域の課題解決に取り組み、五ヶ瀬町に貢献したいという意識を醸成するとともに、探求学習を課題の探求から、課題解決の探求へと転換することを意図している。

なお、五ヶ瀬町関係人口創出事業の推進体制は、五ヶ瀬町役場企画課が事務局を務め、五ヶ瀬中等の担当教員が在校生や卒業生への窓口になり、NPO 法人五ヶ瀬自然学校が中間支援組織としてスタディツアー、政策提案コンテストの実務を担当、地域力創造アドバイザー（総務省が認定する専門家）2名が支援、実践活動については教員や関係者が分担してメンターを務めている。

表 5-3 政策提案コンテストで入選した関係人口創出プロジェクトの概要

企画名	想定される関係人口	2019 年度の実績及び 2020 年度予定	提案者
			今後の担当者
卒業生を中心とした関係人口ネットワークの構築 (通称：わらじプロジェクト)	九州内外の大学生（卒業生の同級生や友人）	すでに 2020 年 2 月 14 日に提案者の大学（神戸）から 10 名、熊本の同級生ら 7 名が参加し、在校生を先生にわらじを作るキャンプが実施された。2020 年度のスタディツアーの企画やネットワークづくりを推進する	神戸の大学 2 年生
			卒業生による継続
キャンプ事業による関係人口の増加 (通称：ワイルドキャンプ)	九州内の小学生	小学生を対象としたワイルドキャンプを 3 月 20～21 日に計画（新型コロナ感染の為延期）。小学生を対象にすることで、生きる力を育むとともに、五ヶ瀬中等への進学希望者を募る意味もある。	高校 2 年生
			高校の後輩が引き継ぐ
IT×GOKASE	宮崎市内の IT 企業	廃校となった中学校のテレワークオフィスとしての利活用。本社は東京、支社が宮崎市内にある IT 企業のサテライトオフィスとして提案。2020 年度はモニターツアーを実施し、活用上の課題やメリットを調査する。	高校 2 年生
			地元の地域協議会が引き継ぐ
アグリプロジェクト	宮崎・熊本県内の親子	町内の耕作放棄地や棚田などを活用し、地元住民と共に農業体験を行う親子を募集。学生はボランティアスタッフとして参加する	高校 2 年生
			高校の後輩が引き継ぐ
農村民泊から関係人口を増やす (通称：農泊×アート)	県内外の短歌愛好家	保護者である俵万智氏にアプローチ。この提案を機に、提案者は初めて短歌を詠んだ。寮の自室の窓から見える雲海を詠んだもの「底冷えでふと目が覚める午前五時 窓の外には山山の海」俵氏より紹介された若手歌人の来訪に向けてアプローチ中	高校 2 年生
			引継ぎ者は未定
教育（共に行く）プロジェクト	県内外の教員・保護者	”教育の五ヶ瀬”をアピールすべく、公立小中学校と、県立五ヶ瀬中等のオープンスクールを同日に開催予定（10 月 17 日）。同校勤務を希望する教員向け、五ヶ瀬中等への進学希望者への広報。SGH や探求学習で有名な同校の視察訪問者を全国から募る	同校 1 期生の教員による提案
			提案教員が継続して担当

2019 年度の五ヶ瀬町関係人口創出事業の成果としては、役場・学校・中間支援組織の連携による体制が構築できたこと、大学生や在校生が参画できるしくみができたこと、具体的に 6 つのプロジェクトが開始されたことを挙げるができる。しかしながら実践活動については緒についたばかりであり、具体的に地域外から関係人口が五ヶ瀬町に継続的に来訪し、地域課題の解決を共に行うという状態まで到達するには時間を要すると考えている。五ヶ瀬町は事業 2 年目の 2020 年度は、さらに地域住民との連携を重視し、学生と関係人口及び地域住民との協働による課題解決の取り組みを推進する計画である。

第3節 関係人口創出・拡大事業

第3節では、改めて「関係人口」の定義ならびに総務省における「関係人口創出・拡大事業」について考察する。

3.1. 関係人口の概念

地方の特に農山漁村は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しており、移住・定住促進や、地域おこし協力隊等の活用など新たな担い手を獲得する政策が実施されている。近年は、「関係人口」(図5-1)と呼ばれる地域外の人材が地域の課題解決や地域づくりの担い手となることが期待されている。

総務省では、2016年度から「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」を開催し、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」に着目した施策に取り組むことの重要性が議論された。この検討会を受け、2018年度から「関係人口創出・拡大事業」モデル事業を開始した^[4]。

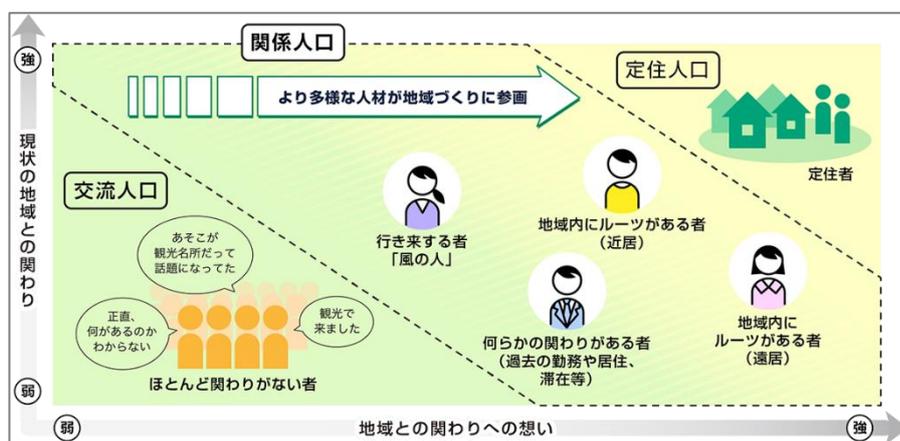


図5-1 関係人口概念図(総務省「関係人口ポータルサイト」より)

関係人口という言葉は「東北食べる通信」の初代編集長である高橋や、雑誌「ソトコト」編集長の指田らが使うようになったことに端を発している。高橋(2019)は「観光は一過性で地域の底力にはつながらないし、定住はハードルが高い。交流人口と定住人口の間に眠る「関係人口」を掘り起こすのだ。」と述べている^[5]。指田(2019)は「「関係人口」とは、言葉のとおり「地域に関わってくれる人口」のこと。」「いくつかの地域ではそうした関係人口が目に見えて増えており、そこでは中心となる人が地域づくりを始めるようになった。」と述べている^[6]。

論文で「関係人口」を論じているものは未だ無いが、都市農村交流や、地域づくりにおける外部人材の活用に関する先行研究として、小田切(2013)は「我が国における内発的発展論の農山村への具体化は、地域づくりという形を取り、その手法として都市農村交流が焦点となり、さらにそれは地域サポート人材による協働的交流として実践されている」と述べている。また、内部と外部人材による「共発的発展」というキーワードにも言及している^[7]。

3.2. 関係人口創出拡大事業（総務省）

2019年度の「関係人口創出・拡大事業」モデル事業の採択団体は表5-4のとおり、6パターン計44団体が採択されている。そのうち、中高大学生が関係している取り組みは、パターン(1)①関係進化型（ゆかり型）「その地域にルーツがある者等を対象とする取り組み」に五ヶ瀬町の事業は分類されている。その他ではパターン(3)裾野拡大型「都市住民等の地域への関心を醸成する取り組み」に学生が関わる事業が4団体あり、富山県氷見市が地元中学生と都市部（横浜・川崎）中学生の協働による地域課題の解決策を検討しながら氷見市への関心を高めるもの、京都府福知山市が福知山公立大学の協力を得て、地域の中高生と都市圏の大学生の意見交換やアンケート調査を行うもの、奈良県下北山村が都市部の大学生が地域住民との交流を通じて、空き家を改修し拠点を創ることで継続的に下北山村と関わりを持つ事業が含まれている^[8]。

表 5-4 タイプ別モデル事業採択団体数

パターン	特徴	採択団体数
パターン(1)① 関係深化型（ゆかり型）	その地域にルーツがある者等を対象とする取り組み	6
パターン(1)② 関係深化型（ふるさと納税型）	ふるさと納税を行った者（寄附者）等を対象とする取り組み	1
パターン(1)①② 双方に取り組む団体	県人会などその地域にルーツがある者やふるさと納税等を行った者等を対象とする取り組み	4
パターン(2) 関係創出型	これから地域との関わりを持とうとする者等を対象とする取り組み	7
パターン(3) 裾野拡大型	都市住民等の地域への関心を醸成する取り組み	21
パターン(4) 裾野拡大（外国人）型	訪日外国人の地域への関心を醸成する取り組み	5
		44

出典：総務省ホームページ 平成31年度「関係人口創出・拡大事業」モデル事業の採択団体概要を元に筆者が作成

なお、同事業初年度であった2018年度の事業に関する「関係人口創出事業モデル事業調査報告書」によれば、採択された30のモデル事業の成果を分析し、地域と関係人口を仲介・コーディネートする中間支援機能の必要性を指摘している^[9]。中間支援機能とは、「関係人口創出を効果的に進めるため、地域側・関係人口側の様々なニーズや状況を受け止めて、協働による地域づくり活動の企画や、相互のニーズを翻訳・整理しながら活動を運営・支援する立場」であり、「行政、地域、関係人口の間で、関係人口が「ふるさと」と、より深く関わるプロジェクトをプロデュースしたり、関係人口と「ふるさと」それぞれの想いやニーズを把握した上でコーディネートする機能」であるとしている^[9]。また、継続的な仕組みづくりが必要であると指摘されており、要素として「情報の発信・共有、双方向の情報交流」「場の創出」「人材確保・育成」「体制構築」「事業資金の確保」などが挙げられている。

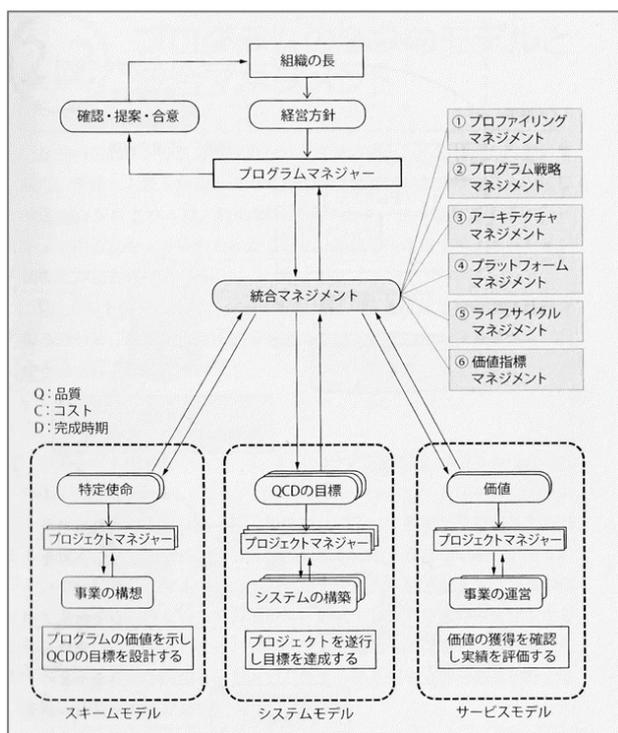
第4節 P2Mによるプロジェクトデザイン

第4節では2019年度に五ヶ瀬町が取り組んだ「関係人口創出・拡大事業」について、プロジェクト&プログラムマネジメント（以下、P2M）というマネジメントの手法を活用し、全体像を整理し、継続する仕組みづくりの構築を行う。

4.1. P2M の概念

P2Mは、1998年から3年間、経済産業省委託の調査研究・開発事業として財団法人エンジニアリング振興協会に設置された「プロジェクトマネジメント導入開発委員会」により開発されたマネジメントの手法である。2001年には産学官の関係者の協力により、日本型のプロジェクトマネジメント知識体系として「プロジェクト&プログラムマネジメント標準ガイドブック（P2Mガイドブック）」が公表された。標準ガイドブックによれば、従来のプロジェクトマネジメントが、予め明らかである期待成果を実現することに主眼がおかれていたのに対し、P2Mは外部環境の変化を意識したうえで、複雑な使命に問題解決の道を開き、事業価値を向上する発想に基づいている。「P2Mではプログラムとは、組織戦略から要求される使命により構想された価値創造を目的として、複数のプロジェクトが有機的に結合された事業」と定義されている^[10]。

プログラム統合マネジメントの全体像は図5-2の通りである。



出典：『実践プログラムマネジメント』
P26

図 5-2 P2M プログラムマネジメントの全体像

図5-2にある統合マネジメントは、1~6のステップにより、プロジェクトやプログラムの全体を構想し、実行し、新たな価値を創出し、いずれ定常業務化していくプロセスである（表5-5）^[11]。

表 5-5 プログラム統合マネジメントのステップとマネジメント知識

マネジメント知識	内容及び主な手法
ステップ 1. プロファイリングマネジメント	ミッションを具体的な作業に落とし、シナリオを作成する ・ロジックツリー、KJ法、ブレインストーミング等
ステップ 2. プログラム戦略マネジメント	シナリオを実施する戦略を作成する ・クロス SWOT 分析、ポートフォリオ法
ステップ 3. アーキテクチャマネジメント	3S モデルを構築する ・システムモデル、スキームモデル、サービスモデル
ステップ 4. プラットフォームマネジメント	プラットフォームとは情報や関係者が集う場リアル及びバーチャルな場を形成する
ステップ 5. ライフサイクルマネジメント	プログラムの進行管理を行う ・ステージ・ゲート法、ブースト・ゲート法
ステップ 6. 価値指標マネジメント	価値指標に基づき評価を行う ・財務指標、バランススコアカード

「実践プログラムマネジメント」(2014)によれば、「企業の経営活動は定常業務と特命業務活動を組み合わせ、継続的に企業価値を高めている。この特命業務活動は、以下の3つのモデル(スキームモデル、システムモデル、サービスモデル)から構成される」と説明されている^[11]。3つのモデルの頭文字 S から「3S モデル」と呼ばれている。

1. **スキームモデル**: 「SWOT 分析」などを通じ、自分の組織が置かれている外部の環境と、自分の組織内部の状況を把握し、何をどこでいつまでに実行するか目標を決め、実現に必要な技術・資金・人的リソースなどを集めてくる。この段階でプログラム全体の「ロジックモデル」にて全体構想を作成することがよいとされている。
2. **システムモデル**: スキームモデルで作成された方針や目標をどのように実行するか決め、特別な組織を作って実行する。プロジェクトの集合体でもある。
3. **サービスモデル**: システムモデルで作られた成果を利用し、ミッションに合致した付加価値を創出するための計画を実行し、付加価値を創出し、定常業務として定着するまで実行する。併せて創出された付加価値の評価を行う。

また、同書によれば、ロジックモデルとは、「現在置かれている外部環境を想定し、内部環境を資源として活用し、効果をもたらす戦略を進める際の、10年後のありたい姿を描く。そして、それを生み出すための中期的アウトカムを規定し、さらにそのためのプロジェクト終了後のアウトカムを規定。その成果を生むアクションプランを設定するというやり方で、プロジェクトもしくはプログラムの姿を描く方法である」^[11]。

4.2. 五ヶ瀬町の関係人口案内人育成事業への P2M フレームワークの適用

五ヶ瀬町の関係人口創出事業の取り組みを継続し、地域課題解決のしくみに進化させるために一連のプロセスを P2M フレームワークの 3S モデルを適用し構造化した(図 5-3)。

また、将来のビジョンを共有し、そこからバックキャストして取り組むことを決めるために、ロジックモデルを関係者と作成した（表 5-6）。

今回の関係人口創出事業は、五ヶ瀬町にとっては地方創生に関する特命ミッションと位置付けることができる。3S モデルのそれぞれについて説明する。

スキームモデルでは、そのミッションを遂行するために五ヶ瀬町は五ヶ瀬中等学校、地元の NPO 団体、及び専門家による組織を作り、推進体制を整備し、総務省の事業から財源を確保した。システムモデルには、「関係人口案内人育成プロセス」を位置づけた。このプロセスは、第 2 節 2.2 に既述したように、五ヶ瀬中等の卒業生及び在校生を対象とし、「五ヶ瀬町の関係人口創出」をテーマに 3 泊 4 日のスタディツアー（大学生対象）、「政策提案コンテストを実施するとともに、優れた提案についてプロジェクトチームを結成し実践するというものである。サービスモデルとしては、政策提案コンテストから生み出された各プロジェクトの実践を通じ、地域住民と協働して地域課題の解決に取り組むこと、及び事業の成果測定・評価等を位置づけた。



図 5-3 五ヶ瀬町・関係人口創出事業の P2M モデル

各プロジェクトでは、例えば卒業生を中心としたネットワークが構築され、大学生や若い世代が継続的に五ヶ瀬町に訪れ、共に課題解決策の実施を行うことができるようになるだろう。遊休地の活用や、地元農業に関しても、在校生が定期的に手伝いに行くようになるとともに、近隣に居住する親子にも GIAHS 地域での農業体験の機会を提供することができ、また農家にとっても人手不足や販路の開拓につながることを期待されている。

ロジックモデル（表 5-6）では、2019 年度・20 年度の事業を通じたアウトプットやアウトカムイメージを記載している。

表 5-6 五ヶ瀬町関係人口創出事業のロジックモデル

戦略		想定事項（内部・外部の環境の変化）		
【ミッション】 ・地方創生戦略として地域の課題解決を担う人材「地方創生人材」を獲得・育成するしくみを構築する 【個別戦略】 ・五ヶ瀬中等在校生・卒業生を対象とした関係人口創出のしくみづくりを行う。次世代の人材育成を行える町にする ・学生・関係人口と地域住民の協働による課題解決のしくみづくりを行う ・GIAHSを活かした地域づくり		【外部】 ・探求学習（文科省）、関係人口創出（総務省）などの政策が実施 ・SDGsの広がり ・地方創生 ・全国で人口減少、高齢化が進む 【内部】 ・人口減少、高齢化が進む ・農家の高齢化、耕作放棄地の増加		
資源	活動	短期のアウトプット	短期と長期のアウトカム	インパクト
・人材：五ヶ瀬中等の在校生・卒業生、教職員／NPO 五ヶ瀬自然学校／地域づくりに熱心な地域住民 ・夕日の里：20年以上GT ・五ヶ瀬川：清流、魚、豊富な水量 ・森林資源 ・質の高い農産物：有機釜炒り茶、米、野菜 ・最南端のスキー場 ・ワイナリー ・神楽、荒踊りなど農村文化	・2019年度： 五ヶ瀬中等の在校生・卒業生を対象とした関係人口案内人のしくみ構築（スタディツアー、政策提案コンテスト、地域課題解決プロジェクトの試行） ・2019年度：オンラインによる事前学習、スタディツアー、政策提案コンテスト、住民と協働した地域課題解決プロジェクトの実践、プラットフォームづくり	2019年度： 政策提案コンテスト応募数12 選定された課題解決プロジェクト6 2020年度： オンラインによる学習・合宿「ウハウウの蓄積」他県大学からの参加 在校生・大学生による政策提案とその試行 地域住民との協働実施	1～3年後： 関係人口案内人育成のしくみが軌道に乗る 様々な関係人口が来訪するようになる 「地方創生人材育成プロセス」が他地域でも活用される 4～6年後： 様々な関係人口が町内各地に訪問している	7～10年後 ・卒業生がリターンし起業している。 ・様々なタイプの関係人口が地域課題解決の担い手として定着している

以上のように、関係人口創出に関わる取り組みを P2M のフレームワーク（3S モデル及びロジックモデル）を適用することにより、プログラムの全体像及びプロセスを明確にすることができた。それにより関係者の理解が進み、2年目の事業の採択にもつながるなど有効性が確認されている。また、同校の学生はこれまで課題の研究は行っていたが、解決策の企画や実践までは行ったことがなかったが、本事業を通じて実際の解決策の企画・実践にも携わるなど探求を深めている。また、本事業は地元新聞やテレビなどメディアにも注目され、イベントのたびにニュース番組で放映されるなど、五ヶ瀬町のイメージアップにもつながっている。

第5節 関係人口と農村のソーシャル・キャピタル

続いて第5節では、農村地域及び関係人口におけるソーシャル・キャピタルについて考察する。ソーシャル・キャピタルをここで取り上げる理由は、GIAHSの4番目の基準に関わるものである。基準4は、「申請する農林水産業システムに関連した文化的アイデンティティ及び風土が、地域に定着し、帰属していること」とあるが、どのような社会組織により、その農林漁業システムや農山漁村の暮らし・文化が支えられているかということが問われている。すなわち、水管理、固有の文化、景観を支えているのは住民同士の関係性であり、そのコミュニティの絆力を換言するとソーシャル・キャピタルであると考え、ここで取り上げることにした。

5.1. ソーシャル・キャピタルとは

ソーシャル・キャピタル（Social Capital、社会関係資本）（以下、SC という）とは、社会学、政治学、経済学、経営学などにおいて用いられる概念で、OECD（経済協力開発機構）

によれば「集団内部あるいは間での協働を促進するような、共通の規範、価値観、理解を伴うネットワーク」であるとされている。アメリカの政治学者ロバート・パットナムが、著書「Bowling Alone」において、アメリカでは SC が減退していると指摘し、コミュニティの崩壊と再生について警鐘をならした。これが大きなきっかけとなり、SC という新しい概念が、世界的に注目を集めるようになった^[12]。

国内でも、内閣府国民生活局が 2003 年に研究会を行っているが、「ソーシャル・キャピタルとは、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴であり、共通の目的に向かって協調行動を導くものとされる。いわば、信頼に裏打ちされた社会的な繋がりあるいは豊かな人間関係と捉えることができよう」。アンケート等の結果から「ソーシャル・キャピタルの培養と市民活動の活性化には、互いに他を高めていくような関係がある」、「ソーシャル・キャピタルは相対的に大都市部で低く、地方部で高い」等の分析を行っている^[13]。その後の各省庁においても、地域経済・地域社会・生涯学習・市民活動等の分野に係わる研究において、SC との関係性が検討されるようになった。

SC に関する研究は国内外で多くなされているが、結合型と橋渡し型という 2 つのタイプが代表的である^[19]。

結合型ソーシャル・キャピタル：組織の内部における人と人との同質的な結びつきで、内部で信頼・協力・結束を生むもの。例えば、家族内や民族グループ内のメンバー間の関係。

橋渡し型ソーシャル・キャピタル：異なる組織間における異質な人や組織を結び付けるネットワーク。例えば、民族グループを超えた間の関係とか、知人、友人の友人などとのつながり。その繋がりはより弱く、より薄い、より横断的であり、社会の潤滑油とも言うべき役割を果たすとみられている。

5.2. 農村のソーシャル・キャピタル

農林水産省でも 2006 年、農村振興局に「農村におけるソーシャル・キャピタル研究会」が設置され、議論が行われた^[14]。研究会では農業・農村振興政策の対象を「『農村、あるいは農村と都市の複数の主体が、農村の活性化のための目標を共有し、自ら考え、力を合わせて活動したり、自治・合意形成などを図る能力または機能』と考え、「農村協働力」と呼ぶことも可能」と SC を定義した。

これら各省庁での SC の取り組みは、2007 年 2 月に関係府省閣僚会合において決定された「地域活性化政策体系」に引き継がれ、地域活性化のための具体的施策の一つとして「地域の担い手（ソーシャル・キャピタル）支援」が盛り込まれ、続いてその施策メニューを体系化した「地域再生総合プログラム」でも、SC の再生・活用を内容とした「地域のつながり再生プログラム」が重点項目の一つとなった。

農村の SC に関する先行研究によれば、末松ら（2007 年）は、農村部における SC の再生

を、今後のわが国の主要政策課題のひとつと位置付けること、そのために農村から SC のルネッサンスを宣言することの必要性を提言した^[15]。

また、田野井（2007）は、農林水産省農村振興局農村政策課農村整備総合調整室長として「農村のソーシャル・キャピタルの指標化」に取り組み、全国 52 の農業集落に住む約 5 千戸（有効回・答数 3、981）を対象にアンケート調査（2006 年）を行い、調査集落ごとの SC の指標値（農村 SC 得点）を明らかにした。その結果、「協働型 SC」と「互助型 SC」に分類した。また、「都市<平地<中間<山間の順に農村 SC 得点の平均値は高くなり、農家率等も含め、農村的特徴が強い地域ほど農村 SC 得点が高いことがわかった」としている^[16]。

その後、農林水産省では同調査を 2009 年、2016 年と計 3 回行っている。川村（2018）によれば、2009 年の調査ではソーシャル・キャピタルを「集落内部のつながりを『結束型 (Bonding)』、集落を超えたつながりを『橋渡し型 (Bridging)』、行政と地域のつながりを『結合型 (Linking)』と 3 つに分けた^[17]。調査の結果では 2009 年と 2016 年の比較において同じ集落で結束型と結合型の SC は低下したが、橋渡し型の指標については大きな変化がなかった、すなわち「集落を超えた地域活動が維持されていることが推察される」こと、また多様な主体が参画して新たな価値を生み出す「開かれた農村協働力」の可能性を指摘している。

この「農村協働力」は、竹田（2018）によれば、食料・農業・農村基本法制定以降の農村振興政策の中では、全国的に展開された直接支払制度である「多面的機能支払」において実施されていたが、その後、農村協働力という用語は、主に土地改良関連の政策の中で使用されるようになり、多面的機能支払の評価において明示的に使用されることはなくなったと分析している^[18]。

農林水産省の政策としては、このように扱われている「農村協働力」であるが、例えば、田中ら（2009）は、農村協働力の現状と課題の把握及びその向上に必要な支援策を検討することを目的とし、山形県、滋賀県、山口県、熊本県のそれぞれ 5 集落程度を対象として調査を実施し、「外部の人の力を借りて不足する機能を補完することは可能であると考え。たとえば、他出した若者や周辺集落との連携、地域通貨などを活用したボランティアなどとの交流による協働の喚起などの橋渡し型 SC の構築である」。また、「大学や農協、土地改良区、企業、NPO など地域と関わるさまざまな主体が、農村振興という目標に向かい橋渡し型 SC の一翼として連携できるシステムの構築も有効」と農村振興の広い範囲で活用できると提言している^[19]。

また、浅野（2018）は、農村には圃場や灌漑施設などの「社会資本」、人の働きかけが不可欠な二次的自然である「自然資本」、そこで働く農家という「人的資本」があるが、農業農村整備事業を行うことによって、これら 3 つの資本が融合し「農村協働力」という「社会関係資本」が高まると、農村協働力の可能性について論じている^[20]。

以上のように、農村政策において地域コミュニティの結束力として SC は注目され、指標の開発や、タイプ分けが研究されてきた。特に地域内外の多様な主体が参画して新たな価値を生み出す「開かれた農村協働力」に注目し、本章で考察した「関係人口」が、地域の内部

のひと協働し、地域課題の解決を共に担うことの重要性が今後さらに増すことか考えられることから、改めてこの橋渡し型のソーシャル・キャピタルを「都市農村協働力」と新たに命名し、概念を明確化したい。

第6節 「都市農村協働力」を育む人材育成プロセス

第4節では五ヶ瀬町における関係人口創出事業の構造を検討し、第5節では関係人口の核となるソーシャル・キャピタルについて考察した。そのうえで、第6節ではこれらを統合し、地方創生に資する人材育成について検討する。

これまで大学生と地域の協働による域学連携活動や、高校生による地域の課題解決を通じた探求学習などが行われきたが、総務省の関係人口や文科省の探求学習は、それぞれ国の政策として重視されており、学生と地域住民、関係人口の協働による地域課題の解決ならびに、参画する学生や住民の成長など地方創生人材の育成への期待が高まっており、そのためのプログラムデザインや人材育成モデルが求められている。

6.1. 地方創生に資する人材の育成

五ヶ瀬町及び五ヶ瀬中等教育学校では、関係人口創出事業を通じ、地域課題の解決を担う人材、すなわち地方創生に資する人材の育成に取り組んでいると換言できるだろう。この事業から導き出したモデルが「地方創生人材育成モデル」である（図5-4）。

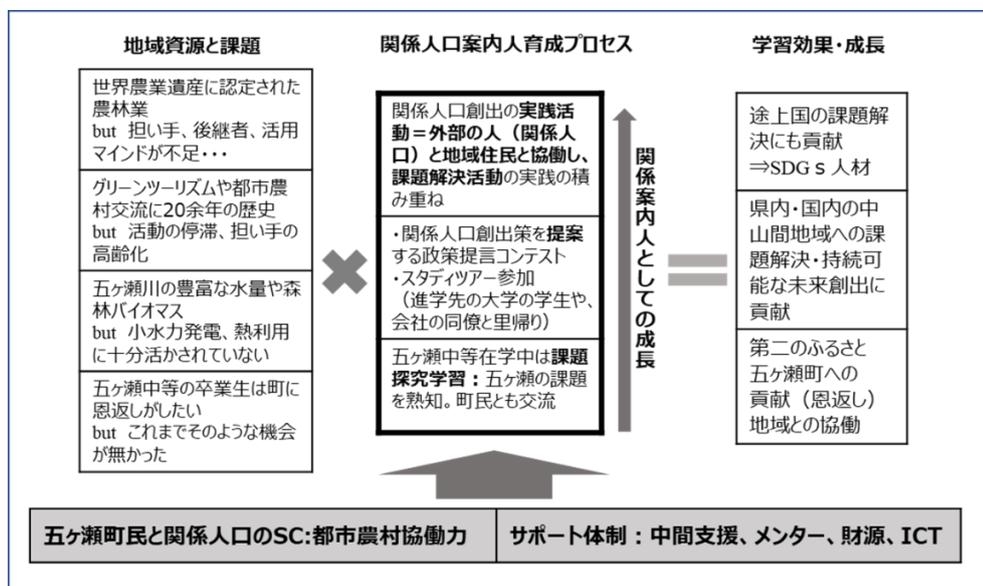


図5-4 地方創生人材育成モデル

それは、もともと県内各地から来たよそ者の子供たちが、中高6年間での探求学習や、関係人口創出事業に関わることにより、「関係人口案内人」として、地域課題の解決への参画を通じ「都市農村協働力」を培うものである。フィールドに出て地域住民と共に活動することはもとより、「哲学対話」の手法を取り入れ、学生同士が教え合い、刺激し合い、学習の意欲を高め合っている。また、それぞれ学生が発案した課題解決プロジェクトについてゴー

ルを設定し、地域住民の協力を得ながら実践し、新たな地域価値を共創するようなプログラムデザインである。

五ヶ瀬町の関係人口創出事業を通じ、在校生や卒業生は、関係人口案内人として、自らが立案したそれぞれのプロジェクトを通じ、地域の外から人を呼び、地域住民と共に活動する。このことが、持続可能な地域という未来を創出する探求学習の質の向上であり、地方創生人材として成長していくことにつながっていくのではないだろうか。

また、この地方創生人材は第二のふるさと五ヶ瀬町の地域活性化のみならず、そのスキルやネットワークを活かし、関わりのある県内外の地域の課題解決活動でも力を発揮することができるようになるだろうし、さらには途上国など海外の課題解決、すなわち SDGs の目標達成にも貢献できる人材へと成長していくことが可能ではないかと考える。

また、成長するのは学生だけでなく、協働する地域住民や、関係人口としてかかわる地域外の人にも当てはまると考えられる。学生は授業において GIAHS や SDGs について学んでいるが、地域住民を対象とした研修の機会はあまりない。プロジェクトを通じて学生が住民に働きかけ、GIAHS や SDGs について問いかけることにより、鏡効果として地域住民においても GIAHS や SDGs に関する価値理解が促進されるのではないかと考えられる。この点についても今後検証を行っていきたい。

地方創生に資する人材の育成については特定非営利活動法人イシュープラスデザインの筧（2019）が、数多くの実践を踏まえ、持続可能な地域づくりに「対話型デザイン教育」が有効であると提案している^[21]。対話型デザイン教育とは、次の 3 つの条件を満たす授業を意味する、と報告している。

1. 生徒同士が、教え合い、刺激し合い、学の意欲を高め合う授業
2. 生徒自らが、自分なりのゴールを設定し、自ら行動する授業
3. 人・地域・社会が抱える課題解決に取り組み、具体的なカタチにする授業

この 1~3 の要素は、五ヶ瀬町の関係人口案内人育成プロセスや、地方創生人材育成モデルにも内包されている。

6.3. GIAHS 学習・人材育成に関する取り組み類型の拡張

以上、関係人口と探求学習の統合、関係人口に関わる SC として「都市農村協働力」について論じてきたが、これらを踏まえ表 5-2 で整理した「GIAHS 人材育成に関する取り組みの類型」にタイプ 5「交流者（関係人口）を対象とした GIAHS 学習・支援人材の育成」を追加することが導きだされる（表 5-7）。交流者としては地元の学校の卒業生や地元出身者、地元で勤務したことがある者など縁者と、地元の農産物を購入している生協など地域外の人を対象となる。また、その人たちを対象として、学習の内容としては座学による学習、地元住民と協働した体験、そしてそれらに基づく課題解決活動が実施されるというプロセスが想定される。

表 5-7 GIAHS 学習・人材育成に関する取り組み類型（その 2）

タイプ 1. 次世代農林漁業者継承者を対象とした農林漁業技術や 6 次化に関する研修
タイプ 2. 地元の子ども・学生など次世代を対象とした GIAHS 価値理解学習
① 学校における授業を通じた地元の小中高校生対象の GIAHS 学習
② 学校における有志が参加する課題解決型探求学習
③ 有志が参加する学校外での GIAHS 学習
タイプ 3. 地元住民（農家、非農家）を対象とした GIAHS 価値理解学習
① GIAHS に関する知識学習 ② GIAHS を活かした地域づくり研修
タイプ 4. 外国人（農林漁業者・自治体関係者・研究者）対象の農林漁業技術研修
タイプ 5. 交流者（関係人口）を対象とした GIAHS 学習・支援人材の育成
① 縁者（出身者、転勤者など）対象：講義+体験+地域課題解決活動
② 地域外の一般対象：講義+体験+地域課題解決活動

なお、この地方創生人材育成モデルは、第 4 章の農業生物多様性と同様、GIAHS 認定地域以外の農山漁村地域でも適用することは可能である。すなわち、地域固有の農林漁業の価値・技術・文化等をテーマとしたふるさと学習や、その継承を行う技術研修に加え、地域の関係人口と共に地域課題の解決に取り組む探求学習として実施することが可能であろう。

第 7 節 まとめ

以上、第 5 章では GIAHS 地域における SDGs 目標 4 「質の高い教育」関連の取り組み事例を取り上げ、GIAHS に関する学習や GIAHS を活用した人材育成及び、関係人口と地方創生人材育成の可能性について検討した。

まず第 1 節では GIAHS 認定地域における目標 4 関連の取り組み内容について「SDGs 調査 2018」の回答から抽出し、GIAHS 学習及び人材育成に関する取り組みを 4 つのタイプに類型化した。

続く第 2 節～第 4 節では、GIAHS を活用した人材育成の事例として宮崎県高千穂郷・椎葉山地域の五ヶ瀬町にある全寮制県立中高一貫校のフォレストピア学習ならびに GIAHS 学習を取り上げた。そのうえで同校がこれまでに取り組んできた探求学習と、2019 年度に参画した関係人口創出事業を通じた学習を統合した「地域課題解決型探求学習」について論じた。また、そのプロセスを P2M（プロジェクト&プログラムマネジメント）という手法を適用し構造化を試みた。

第 5 節で農村におけるソーシャル・キャピタル「農村協働力」に着目し、“橋渡し型ソーシャル・キャピタル”を「都市農村協働力」と命名した。併せて関係人口の取り組みを通じて高校生や大学生が「都市農村協働力」を培い、未来の地域づくりに参画する「地方創生人材育成モデル」を導き出した。以上をふまえ、人材育成に関する取り組み類型にタイプ 5 「交流者（関係人口）を対象とした GIAHS 学習・支援人材の育成」を新たに追加した。

引用文献

- [1] 梶谷真司「デザインとの協同による共創哲学の理論と実践 2018 年度 実施状況報告書」<https://kaken.nii.ac.jp/ja/report/KAKENHI-PROJECT-18K00033/18K000332018hokoku/>
- [2] 大和田順子「宮崎など 3 地域が世界農業遺産に＝山間地農林業複合システムが継承するもの＝」時事通信社「Agrio」0091 号、2016 年 1 月 5 日、P1～3
- [3] 文部科学省 令和元年度「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」指定校の取組について（グローバル型）（閲覧 2020 年 3 月 14 日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1420967.htm
- [4] 総務省関係人口ポータルサイト（2020 年 3 月 12 日閲覧）
<https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html>
- [5] 高橋博之「都市と地方をかきまぜる 「食べる通信」の奇跡」p107、光文社新書、2016
- [6] 指出一正「ぼくらは地方で幸せを見つける ソトコト流ローカル再生論」p219、ポプラ新書、2016
- [7] 小田切 徳美「地域づくりと地域サポート人材－農山村における内発的発展論の具体化－」農村計画学会誌、32 巻 3 号、pp.384-387、2013
- [8] 総務省ホームページ 平成 31 年度「関係人口創出・拡大事業」モデル事業の採択団体概要（2020 年 3 月 12 日閲覧）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei08_02000175.html
- [9] 総務省 地域力創造グループ地域自立応援課 「平成 30 年度「関係人口」創出事業モデル事業調査報告書」2019 年 3 月、P204、209
- [10] 日本プロジェクトマネジメント協会「新版 P2M プロジェクト&プログラムマネジメント標準ガイドブック」P3～7、P22～67 日本能率協会マネジメントセンター、2007
- [11] 吉田邦夫、山本秀男「実践プログラムマネジメント」p35～41、p24～28、p46～48、日刊工業新聞社、2014
- [12] ロバート・D. パットナム、Robert D. Putnam 他「孤独なボウリング－米国コミュニティの崩壊と再生」2006
- [13] 内閣府「平成 14 年度 ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」（閲覧 2020 年 3 月 24 日）
<https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/2009izen-chousa/2009izen-sonota/2002social-capital>
- [14] 農林水産省農村振興局 農村におけるソーシャル・キャピタル研究会「農村のソーシャル・キャピタル～豊かな人間関係の維持・再生に向けて～」、2007 年 6 月、P8
- [15] 末松広行、莊林幹太郎「農村からのソーシャルキャピタル・ルネッサンス宣言に向けて」水土の知、75 巻 2 号 p. 89-91、2007
- [16] 田野井雅彦「ソーシャル・キャピタルと農業・農村振興政策」農業農村工学会誌、75 巻 10 号 p. 911-914、2007

- [17] 川村文洋「土地改良長期計画と農村協働力」農村計画学会誌、36 卷 4 号 p496-499、2018
- [18] 竹田麻里「多面的機能支払と農村協働力 ー政策評価の視点からー」農村計画学会誌、36 卷 4 号 520-523、2018
- [19] 田中邦彦、石田勲、上野眞也「農村協働力向上による農村振興」水土の知、77 卷 6 号 p. 473-476、2009 年
- [20] 浅野耕太「見えざる国富と農村協働力」農村計画学会誌、36 卷 4 号、p487-489、2018
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/170203.html>
- [21] 笥裕介「持続可能な地域のつくり方」、英治出版、2019

参考文献

- [22] 文部科学省 地域との協働による高等学校教育改革の推進（閲覧 2020 年 3 月 14 日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm
- [23] 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説」
- [24] 宇沢弘文「社会的共通資本」岩波新書、2000
- [25] 稲葉陽二、吉野諒二「ソーシャル・キャピタルの世界」ミネルヴァ書房、2016
- [26] 梶谷真司「考えるとはどういうことか」幻冬舎新書、2018

第6章 世界農業遺産による地域マネジメント

本章では、世界農業遺産による地域マネジメントについて取り上げる。「SDGs 調査 2019」では国内 GIAHS 認定地域の全地域が取り組んでいると回答した目標は 2 と 15 であった。15「陸の生態系」については第5章で考察したとおりであるが、本章では目標2「持続可能な農業」について考察する。目標2は最も重視されている目標でもある。目標2は、「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」であるが、記述式で行った「SDGs 調査 2018」では必ずしも全地域が目標2に関する取り組みやターゲット番号を記述してはいなかった。

そこで、目標2に関しては、全地域に共通し、かつ GIAHS のアクションプランや SDGs への取り組みを進めるうえで欠かせない地域マネジメントの観点から考察することとした。第2章の GIAHS 認定から10年の課題として挙げられている項目のうち、根本的な課題は何かを検討した結果、農家を始め GIAHS のステークホルダーが「その価値を認識し、地域づくりに活用する」「それぞれの取り組み内容・成果・課題を共有する」「アクションプランの策定や実践・評価にかかわる」ためには対話や協働の機会が重要であり、そのためのマネジメントの仕組みを構築することが必須であると考えた。そこで、宮城県大崎地域を事例に第5章で用いた P2M 理論を適用して考察する。

第1節では大崎地域における申請から認定までの経緯をふりかえり、なぜ大崎地域は世界農業遺産の認定を目指したのか明らかにする。第2節は大崎耕土世界農業遺産の特徴を整理し、第3節で同地域のコアコンピタンスである「自然共生型農業」がいかにも生まれ、広まり、農業振興策の核となっていくのか分析する。第4節では P2M 理論を活用した地域活性化に関する先行研究を調査する。そして、第5節で地域マネジメントの型となる「大崎 GIAHS プログラム」について P2M フレームワークを適用する。第6節ではプログラム全体のロジックモデルを整理し、運用のためのプラットフォームを構築する。

なお、調査方法として、大崎地域における「自然共生型農業」の萌芽から拡大については、主にラムサール条約認定に関する既往調査・研究・資料にて把握した。世界農業遺産に関する取り組みは大崎地域世界農業遺産協議会議事録（第1回～第4回）調査や、関係者のヒヤリング（NPO、大崎市世界農業遺産推進課）を行った。

第1節 宮城県大崎地域の世界農業遺産

1.1. 認定の経緯

宮城県大崎市は、県北部に位置する人口約13万人の地方都市である。伊達藩の“^{ほんごくまい}本石米”の生産地として江戸時代から食糧生産に寄与し、里地里山の美しい景観とともに、日本を代表する米どころの一つである。市内に所在する宮城県古川農業試験場では、ササニシキやひとめぼれなどの品種が開発されてきた。また市内にはラムサール条約湿地^[註1]「蕪栗沼・周辺水田」、「化女沼」があり、10万羽を超えるマガンなど渡り鳥が飛来する、国内で最大級

の渡り鳥の楽園である。

大崎市では、これまで約20年にわたり、生きものと共生する農業（以下、自然共生型農業）に取り組んできた。大崎市（旧田尻町）は、農業政策として農業を減らし、田んぼの生きものを重視する農法をはじめ、マガンによる食害があった場合の「食害補償条例」、冬期湛水に対する補助制度など「自然共生型農業」を推進してきた。特に

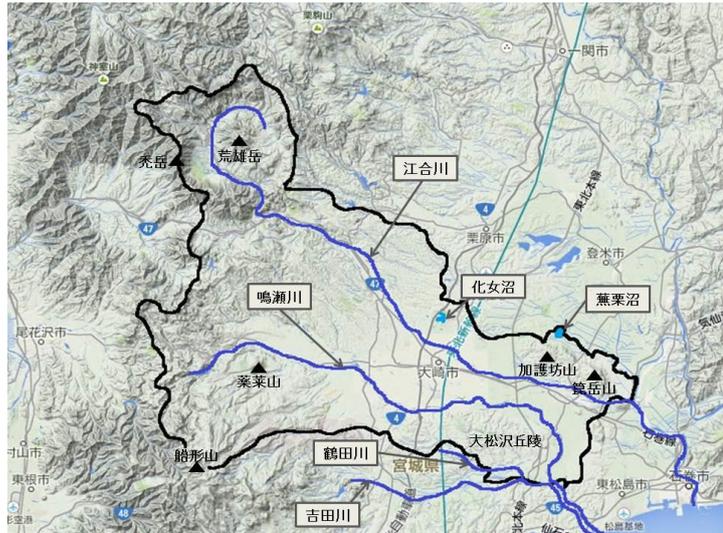


図 6-1 大崎地域の認定エリア（推進協議会作成）

蕪栗沼の周辺水田地域においては、渡り鳥の越冬に関し、環境の保全と水田農業を核とした多様な主体の連携・協働が進められてきた。2006年には1市6町が合併し大崎市が誕生した。その後、2011年に起きた東日本大震災の復興計画の一環として、地域の絆力を高めるとともに、市内全域及び周辺自治体を含めた広域において自然共生型農業を拡大し、地域のブランド力を上げていく意図から GIAHS の認定を目指した。江合川、鳴瀬川流域の1市4町（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町）が連携し、2014年より申請を準備し、2017年3月に「日本農業遺産」（農林水産省）、12月に GIAHS に認定された^[1]。その後アクションプランを推進しているところである。

1.2. 大崎耕土世界農業遺産の特徴

同地域は、江合川、鳴瀬川の流域に広がる野谷地や湿地を水田利用することで、水田農業地帯として発展してきた。その一方で、東北の太平洋側に特有の冷たく湿った季節風「やませ」による冷害や、山間部の急勾配地帯から平野部の緩勾配地帯に遷移する地形的要因による洪水、渇水が頻発してきた地域でもある。こうした厳しい自然環境下で食料と生計を維持するため、「水」の調整に様々な知恵や工夫、多くの苦労を重ねながら、稲作を中心に大豆や野菜などを生産する「大崎耕土」と称される豊饒の大地を継承してきた。

次に、GIAHS の5つの基準に則った大崎地域の GIAHS の内容を概観する^[1]。

1.2.1. 農業を支える巧みな水管理・知識システム

厳しい自然環境下での水田農業を可能とするため、中世以降、取水堰や隧道・潜穴、ため池、用排水網など、営農の前提となる用排水の確保に力を注ぎ、水温を巧みに活用した育苗や深水管理、昼間止め水などの複数の「やませ」対策技術を確立してきた。また、洪水時の備えとして、遊水地を設け、浸水被害の軽減を図ってきた。これらの巧みな水管理は、伝統的な相互扶助組織「契約講」を基層とする水管理組織によって現在も行われている。

1.2.2. 生物多様性と共生する農業

巧みな水管理による水田農業は、水田の持つ湿地生態系に依存するガン類をはじめとする多様な生きものの保全に貢献するとともに、カエルやクモ、トンボなどの土着性天敵による害虫被害抑制という農業上の共生関係を構築している。同地域では、ガンなど渡り鳥と共生する農業や、田んぼの生きもの調査に20数年来取り組んできた。また、食の安全・安心や生物多様性の重要性を認識し、生態系機能を活かした害虫管理による有機栽培米や環境保全米の生産、6次産業化を図り、産地と消費者グループとの交流を通じた信頼の構築と、共に支え合う新たな流通の仕組みを構築してきた。

1.2.3. 伝統的な農文化

農家の暮らしでは、水の恵みをもたらす山々を信仰する自然崇拜的な民間信仰や、豊穡への祈りと感謝を表す様々な農耕儀礼や民俗芸能が生まれ、農作業の疲れを癒す「湯治」文化も育まれた。また、厳しい農作業の節目の楽しみである「餅料理」や酒、味噌、醤油などの発酵食、水田によって得られる巧みな水管理の副産物であるドジョウ、フナ料理など、多様で豊かな食文化が現在も継承されている。

1.2.4. 豊かなランドスケープ

巧みな水管理の主体である農家の暮らしを支えるのは、屋敷を取り囲んで洪水や冬の北西風から守る屋敷林「居久根」である。申請書には、同地域の居久根は約24,000か所となっている。居久根は、多様な樹種や草本類で構成され、日々の身近な食料生産の場として利用されるとともに、「水田に浮かぶ森」として、周辺の水田や水路網とつながり、多くの動植物の生息環境を提供する独特のランドスケープを形成している。

以上のように、大崎耕土の世界農業遺産は、江戸時代から続く水管理のしくみや相互扶助、生きものと共生する“自然共生型農業”をベースとし、米や野菜の生産、醸造業など農産物の付加価値向上（経済面）、田んぼや屋敷林などの農業生物多様性の推進（環境面）、地域の絆力・誇りの醸成（社会面）など統合的に取り組むものである。また、農家をはじめ地域の住民がこれを誇りに思い、先人の知恵・技術を後世に継承するとともに、都市部の生協や市民とも連携し、農産物の購入や交流活動を行い、持続可能な地域づくりを実践している。

第2節 大崎市における「自然共生型農業」形成のプロセス

2.1. ラムサール条約から世界農業遺産へ

大崎地域における地域ブランディングを推進するうえでのコアコンピタンスは「自然共生型農業」であると考えられる。第2節では、その導入・拡大の経緯について振り返る。

大崎地域の自然共生型農業導入の経緯は、ガンなど水鳥の国内最大の越冬地であることに由来する。呉地（2015）によれば、1995年頃、水鳥の保護に関する活動が盛んになり、宮城県も蕪栗沼を水鳥の保護区にする計画を提案した。一方、農家はガンによる稲モミの被害

を危惧し、この計画に反対した。翌 96 年には蕪栗沼全体の浚渫工事の計画が県によって行われようとしていることが明らかになり、地元の NPO である「日本雁を保護する会」が沼の保護と賢明な活用を目指す活動を呼びかけた。これを機に、地元の農家も沼やガンを地域の宝と思うようになっていった。食害問題については旧田尻町が食害補償条例（1999 年）及び、冬期に田に水を張り「新たな沼」を創出する「ふゆみずたんぼ」への支援制度（2003 年）を設けた。これらの活動によって蕪栗沼と、隣接する栗原市、登米市にある伊豆沼にガンの分散化が進み、越冬地としての健全化が保たれた^[2]。

こうした活動が実を結び、2005 年に「蕪栗沼・周辺水田」が「ラムサール条約」^[注 2]の登録湿地となった。同条約の湿地名称に「水田」が付いたのは、これが世界で初めてである。水田は熱帯雨林やサンゴ礁とならぶ生物多様性のホットスポットであり、全国調査で 5,688 種の動植物が確認されている。こうした調査を踏まえ「日本雁を保護する会」らが関係機関に名称に「水田」を付けることを働きかけ、実現したのである^{[3][4]}。

続いて 2008 年に「化女沼」（旧古川市）もラムサール条約登録湿地となった。これら認定を追い風に大崎市では、自然共生型農業の拡大を図っていこうと考えた。

2006 年に大崎市は合併し、旧田尻町で取り組んできた自然共生推進の業務は産業経済部産業政策課の中に「自然共生推進係」として位置づけられ、自然共生型農業の推進は市全域の政策となった。後に大崎市の伊藤康志市長は、大崎地域世界農業遺産推進協議会の会議において「蕪栗沼はラムサール条約湿地に登録されてまもなく 10 年を迎えるが、登録までの長い年月の間、農家・行政・NPO など各団体の様々な葛藤のプロセスを経て、登録後は「世界の蕪栗沼」として高い評価・関心を得ている」と語っている^[5]。しかしながら、ラムサール条約登録後に推進してきた「自然共生型農業」の実施は市内のごく一部にとどまっており、合併後の全域にこの考え方を広めていくためには、他の国際的な制度の認定が必要であると考えたのである。

2011 年に国内で GIAHS 制度への申請が開始され、佐渡と能登が認定された。2011 年 3 月に起きた東日本大震災で大崎市は大きな被害を受け、その後、復興の地域づくりを進める中で、大崎市全域で「自然共生型農業」を推進し、今後の農業振興の基盤を確立するために、GIAHS への申請が俎上に上がった。2014 年に申請したが、国内審査を通過することができなかった。その後、事務局体制の強化を図り、範囲を広げて調査を重ね、2016 年に再度申請し、国内審査を通過。2017 年 3 月に「日本農業遺産」に認定。その後、FAO の現地調査を経て、2017 年 12 月に GIAHS に認定された。

認定後 2018 年 3 月に産業経済部内に「世界農業遺産推進課」を設置。協議会は申請時に作成したアクションプランの実践を進めている。同年 8 月、推進協議会の傘下に「アクションプラン推進会議」が設置され、「フィールドミュージアム構想検討部会」、「認証制度検討部会」、「人材育成検討部会」「居久根検討部会」という 4 つの分科会を設け、主要な保全計画の推進を図っている。人員も同年 10 月に宮城県及び加美町から職員が増員（同人数を先の組織に大崎市からも出向させている。）されている。

2.2. 「自然共生型農業」の形成

ここでは、同地域のコアコンピタンスである「自然共生型農業」の形成プロセスを分析する（表 6-1）^{〔17〕}。表に整理したように、大崎地域の価値の基盤となっている「自然共生型農業」はラムサール条約への登録（第 1 期）・活用（第 2 期）、そして GIAHS への申請・認定（第 3 期）というプロセスを通じて導入・拡大・浸透していった。ラムサール条約への登録に際して形成されたコミュニティは、世界農業遺産申請やその後のアクションプランの推進に際しても引き継がれつつあるが、規模や範囲が拡大しており、使命や目的への共感の醸成及び、取り組みを推進するマネジメント体制が課題である。

表 6-1 「自然共生型農業」の形成プロセス
—ラムサール条約登録から世界農業遺産認定まで—

期間	主な取り組み	取り組み主体	取り組みの意味
第 1 期： ラムサール登録以前 (～2005年)	1971年：マガン・ヒシクイが国の天然記念物に指定	国	国による価値の認定
	1997年：第 1 回「蕪栗沼遊水地懇談会」が宮城県の主催で開催され、地域住民や農業者、NPO、有識者、行政関係者が参加し、蕪栗沼の治水と自然環境の保護について議論が始まる。	地域住民、NPO、行政等	ステークホルダーによる協議
	1997年：田尻町グリーン・ツーリズム委員会が「2万羽の雁を見る会」を開催	グリーン・ツーリズム関係者	グリーン・ツーリズムによる価値の共有
	1998年：田尻町大貫小学校で「蕪栗沼を題材としたふるさと学習」が始まる	小学校	ふるさと学習による次世代育成
	1998年：「蕪栗ぬまっこくらぶ」が任意団体として設立される（後に NPO 法人化）	NPO	蕪栗沼関連コミュニティのプラットフォーム機能を担う組織
	1999年：田尻町定例会議で、ガン・カモ類による稲への食害保障条例を可決	田尻町（行政）	自治体による支援制度化
	2002年：渡り鳥と共生する国際シンポジウムの開催	田尻町（行政）	価値の普及のための国内外への発信
	2003年：蕪栗沼に隣接する仲菰地区で農家が集団で有機農法・冬期湛水水田を始める	農家	冬期湛水・有機稲作技術の開発
	2005年：「蕪栗沼・周辺水田がラムサール条約湿地」に登録	田尻町（行政）	世界的認証の取得
2005年：「NPO 法人田んぼ」設立	NPO	人と生きものが共生する農業・地域づくりの価値を可視化・推進する組織	
第 2 期： ラムサール登録以降 (2006年～)	2006年：市町村合併、大崎市の誕生	大崎市（行政）	大崎市に自然共生推進係という担当部署が設置
	2008年：自然共生推進係新設（当初は産業経済部農林振興課内に。2010年から同部産業政策課内に係が異動）		
	2008年：ラムサール条約第十回締約国会議で「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」に関する決議（水田決議）が採択	IUCN（国際自然保護連合）	水田＝湿地という考え方を世界に提唱

	2008年：「化女沼」がラムサール条約に登録。化女沼が国指定鳥獣保護区に指定	大崎市	世界的認証の取得
	2011年：東日本大震災		
	2013年：「おおさき生きものクラブ」設立		大崎市内全域で自然共生をテーマとした次世代育成
第3期： 世界農業遺産申請 (2014年～)	2014年：世界農業遺産認定に向けた検討会開催	大崎市、周辺4町	マネジメントの目標に設定
	2016年：137団体による大崎市内の多面的機能支払交付金活動組織	大崎市	生物多様性を育む営農活動の拡大
	2017年3月：日本農業遺産認定	大崎地域	国内認証の取得
	2017年11月：世界農業遺産認定	大崎地域	世界認証の取得
	2019年1月：世界農業遺産認定記念・化女沼ラムサール条約登録10周年「大崎市ラムサールフェスティバル」開催		ステークホルダーによる価値の共有化

出典：「大崎市ラムサールフェスティバル 2015」、「大崎市ラムサールフェスティバル」(2019年)パンフレット等をもとに筆者作成

第4章でも述べたように、近年、農業と生物多様性の関連は国の政策でも重視されるようになってきている。農林水産省生物多様性戦略に「国土の大きな割合を占める水田については、ラムサール条約で水田は湿地として位置付けられ、同様に COP10 の農業の生物多様性に関する決議の中でも、水田は何世紀にもわたり多様な生きものの棲み家を提供する特有の生態系を維持していることなど、農業の生物多様性に果たす役割について広く認識された」^[8]と記載されているように、大崎地域から提案された「水田＝生物多様性を育む湿地」という考え方は、農業の生物多様性の重要性を世界に広めていった。

第3節 P2M 理論を適用した地域活性化に関する先行研究

ここでは、第5章でも適用した P2M 理論に関し、コミュニティ、コミュニティマネジメント及びプラットフォームについてどのように論じられているか整理する。

まず、コミュニティについてであるが、「新版 P2M プロジェクト&プログラムマネジメント標準ガイドブック」(2007)によれば、「コミュニティとはステークホルダーが共通のテーマや目的・目標に向けて交流し、協働して、新たな価値を創造する共通の場であり、この場を通じてプログラムの共通観が醸成され、各プロジェクトチームの中にその共通観が深く組み込まれていく」と述べられている^[9]。

また、同ガイドブックによれば、P2M におけるプログラムのマネジメントは、「当初はきわめて抽象的あるいは曖昧であるミッションの概念からスタートして、プログラムという自律分散と統合の具体的な仕組みをつくり出し、これを実行することで価値実現を目指す活動」であり、「その中心となるのは、『プログラム統合マネジメント』とそれを可能にするコミュニティを整備する『コミュニティマネジメント』である述べられている^[9]。また、「コミュニティマネジメントとは、人間系、文科系、情報系の総合的な視点によりコミュニティ

を定義し、認識し、設計し、立ち上げ、改良し、プログラム全体の組織的なコンピテンスを強化し、価値基盤を強化する活動である。」とも述べられている^[9]

続いて、P2M を地域活性化に適用する研究についてであるが、「プラットフォーム」及び「コミュニティマネジメント」に注目している論文をレビューした。

中山ら（2011）は、観光産業の CO2 削減と地域活性化について、P2M のプラットフォーム理論を地域に応用させた「地域活性化環境プラットフォーム」を提案し、その有効性について考察している。地域活性化環境プラットフォームとは、地域内外の人々がコミュニティを形成し協働する共通の場である。また、P2M のコミュニティマネジメントとプラットフォームマネジメントを融合させた考え方が必要になると論じている^[10]。

荒井ら（2012）は、コミュニティマネジメントのための「価値共創プラットフォーム戦略」を提案している。価値共創プラットフォームには「情報の受信・共有・発信」（情報系基盤）、「ステークホルダーの関与促進」（文化的基盤）、「キュレーション」（文化的基盤）、「エンパワメント」（人間系基盤）という 4 つの戦略があるとしている。^[11]

これらの先行研究において提示された地域活性化において、ステークホルダーが価値を共有し、地域資源を活用した自律的事業を創出する場、すなわち、地域内外の人々がコミュニティを形成し協働する場としてのプラットフォーム等の考察をふまえ、本論文では GIAHS による地域マネジメントならびにプラットフォームについて考察する。

なお、農業遺産を通じた農村振興手法の提案に、P2M の適用が有効であると考えた契機は、小原（2014）による「P2M はハードルの高い社会難題に全体調和視点で問題解決を探る方法論である。その本質は社会価値、環境価値、経済価値（「全体調和価値」と呼ぶ）を共有して、「あるべき姿」をバックキャストで描き、「課題設定と解決案をセット」にして中長期と短期に発生する難題を克服するマネジメントである。」にある^[12]。農業遺産の 5 つの基準及び SDGs が、社会・環境・経済的側面から統合的に持続可能な社会の実現を目指すアプローチであり、P2M も同じ考え方に立脚するマネジメント手法であることから採用した。

第 4 節 大崎地域世界農業遺産におけるコミュニティマネジメントの考察

4.1. 大崎 GIAHS プログラムの 3S モデル

GIAHS 地域は、認定後にはその農林水産業システムを“動的に保全”するための「アクションプラン」を作成するが、大崎耕土のアクションプランの概要は表 6-2 の通りである^[13]。この表の中の対象者という項目は筆者が加えたものであるが、この対象者である農家や地域住民こそが GIAHS の主役であり、彼らが GIAHS を自らのことと認識することが、GIAHS の浸透・普及の鍵を握っていると考えられる。

表 6-2 大崎 GIAHS アクションプラン概要

基準	脅威と課題	取り組み	実施者	対象者 (担い手)	指標		
					現状	目標	
1. 食料及び生計の保障	高齢化、後継者不足による農業基盤の脆弱化	新規就農者の確保・育成	JA、県、市町	農家	新規就農者の育成数（累計） 39人	100人 (256%)	
		集落営農等の設立支援	JA、県、市町	農家	集落営農組織育成数（累計） 335組織	400組織 (119%)	
		CSAの促進	協議会、JA、大学、市町	農家、消費者	CSAに関する調査実施の有無	無し	実施
		認証制度の確立	協議会、JA、県、市町	農家	認証の件数（累計）	－	300件
		6次産業化の支援	県、市町、地元企業	農家	6次産業化商品開発件数（累計）	－	50件
2. 農業上の生物多様性	二次的自然環境の悪化による生態系への影響	自然共生型農業の普及と機運醸成	協議会、JA、NPO、県、市町	農家	環境保全米栽培面積（年間実績） 3,679ha	4,700ha (128%)	
		生きものモニタリング普及	協議会、NPO、JA、大学、県、市町	農家	農家参加型モニタリング実施箇所（累計）	－	100箇所
		次世代育成プログラムの拡充	協議会、NPO、市町	地元の子どもたち	おおさき生きものクラブ会員数	169人	250人 (148%)
		ため池等における希少生物の保全対策	NPO、改良区、県、市町	NPO、農家、地域住民	シナイモツゴ等希少生物の生息目視確認	－	同左
	伝統的な農作物の栽培減少	遺伝資源保全と販路の多角化支援	協議会、農協、生協、地元企業、県、市町	農家	伝統野菜の栽培面積（年間実績） 0.2ha	0.3ha	
3. 地域の伝統的な知識システム	水管理技術の継承体制の脆弱化	水管理基盤保全組織の育成	改良区、県、市町	農家、住民（非農家）	水管理基盤保全組織の農地カバー率（年間実績） 66%	71%	
		契約講に関する調査、活用	協議会、市町		栽培技術習得者数（累計）	－	300人
4. 文化、価値観及び社会組織	農耕文化の継承体制の脆弱化	総合調査の実施と教育分野への活用	協議会、NPO、研究団体、大学、市町	地域住民農家	語り部育成人数（累計）	50人	
		発酵と食文化研究講座の開催	協議会、農協、市町	地域住民農家料理店発酵事業者	発酵と食文化研究講座修了者数（累計）	－	100人
	冷害適応技術の継承体制の脆弱化	栽培技術指導者の育成	農協、改良区、NPO、県、市町	農家	農耕文化の継承数	50件	同左

	化 相互扶助 機能の低下	契約講の相互 扶助機能に関する調査、活用（再掲）	協議会、 市町	農家、地 域住民	—	
5. ランド スケープ 及びシー スケープ の特徴	ランドス ケープの 価値の埋 没による 保全機能 の低下	フィールドミ ュージアム構 想の検討	協議会、 大学、農 協、改良 区、NPO、 宮城県、 市町	農家、地 域住民	GIAHS ツーリ ズム交流人口 （年間実績） 3,633 人	10,000 人 (275%)
		GIAHS ツー リズムの実施	協議会、 NPO、宮 城県、市 町	地 域 住 民、グリー ン・ツーリズム 担い手		
	住環境の 変化に伴 う居久根 の伐採	多様な主体の 参画による保 全活動の推進	協議会、 森 林 組 合、NPO、 市町	居久根所 有者、地 域住民	居久根のある 家の戸数 24,300 戸	同左
		伝統的な保全 管理手法の導 入	協議会、 森 林 組 合、NPO、 市町	居久根所 有者、地 域住民		
6. 国際貢 献等	—	共有の場づく り（国際会議 等の招致）	協議会、 NPO、農 協、改良 区、大学、 県、市町	国内外の 農業遺産 関係者	国際会議の招 致 —	招致
		農業システム の普及		海外の研 修生	海外研修生受 入数（累計） 23 人	200 人 (870%)

出典：協議会資料「世界農業遺産の保全計画 保全活動一覧」をもとに作成。同計画の実施時期は2017～21の5年間。対象者（担い手）及び増減比は筆者が加筆。

表 6-2 の大崎 GIAHS アクションプランを P2M フレームワークの「3S モデル」（スキームモデル、システムモデル、サービスモデル）を適用し、図 6-2「大崎 GIAHS プログラムのマネジメントモデル」として整理する。

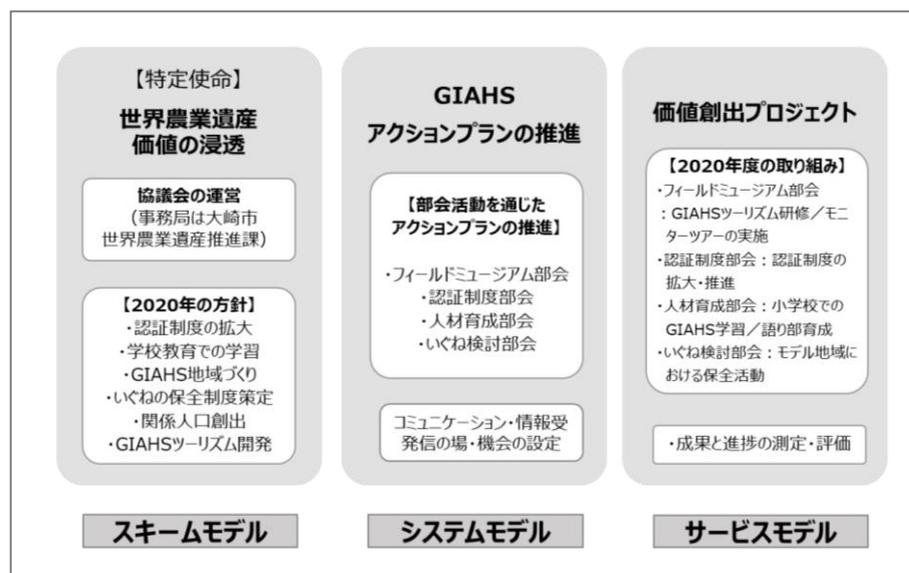


図 6-2 大崎 GIAHS プログラムのマネジメントモデル

スキームモデルとしては、特定使命を「世界農業遺産の価値の浸透」とし、運営組織である協議会及び事務局体制と2020年度の方針を位置付けた。システムモデルにはアクションプランならびにコミュニケーションの場・機会を位置づけている。そして、スキームモデルは価値の創出として具体的な取り組みである GIAHS ツーリズム、ブランド認証制度、小中学校での GIAHS 学習や語り部の育成など人材育成、居久根の保全制度の4つの取り組みと、それらの成果測定・評価を位置付けた。

4.2. 大崎 GIAHS プログラムによるコミュニティマネジメント

関係者の努力により3年の準備期間を経て認定された同地域の GIAHS であるが、認定後の課題として郷古ら（2019）らは、「GIAHS 大崎耕土の価値が見えにくい」「保全のための具体的な活動が行われていない」ことを挙げており、その解決策として「大崎耕土の価値が可視化される」「現実的かつ段階的な活動が行われる」ことに取り組むべきと指摘している^[4]。併せて、この他の課題として「関係者のコミュニケーションが不十分であること」を指摘したい。その理由は、協議会の推進や部会の推進にあたって会議は開催されるものの、参加者が双方向で議論できるような場にはなっておらず、また、直接の対話やインターネットを介した対話も行われていない。そのことにより、ステークホルダーそれぞれの取り組みの成果や課題が共有されず、GIAHS の価値も理解も進まない状況である。この課題を改善するために、P2M フレームワークの「ロジックモデル」及びプログラムプラットフォームの考え方を適用し、本プログラムに関わるコミュニティのマネジメント構造とプロセスについて考察する。まずは、表6-3のようなロジックモデルを作ることによって、プログラムの10年後のありたい姿を描き、そこからバックキャストして、今後のアクションプランの進捗を検討することが可能になる。

表 6-3 大崎 GIAHS プログラムのロジックモデル

戦略		想定事項（内部・外部の環境の変化）		
【組織のミッション】 ・大崎地域GIAHSのアクションプランを達成し、大崎地域の持続可能な農業を継承していく 【個別戦略】 ・GIAHSによる「自然共生型農業」を、認証制度を通じて拡大・定着させる。安心・安全で生きものに優しく美味しい大崎耕土の農産物というイメージを浸透させる。 ・各地のフィールドミュージアムを活用したジアスツーリズムを浸透させ、交流・関係人口の拡大を図る。 ・「居久根」を保存・活用する制度を作り景観を維持していく。 ・「おおさき生きものクラブ」等GIAHS学習を通じ次世代を育成する。		【外部】 ・社会のニーズ：SDGsの取組拡大 ・ライフスタイルの変化：エシカル消費、オーガニックや生物多様性に配慮した農産物への志向が高まる ・国の政策、公的支援：農業遺産制度や認定地域への支援 【内部】 ・農家数の減少・高齢化：ICTなどを活用したスマート農業も導入し農業の効率化を図る ・GIAHSを推進する体制が整い、関係者の機運が高まりつつある		
資源	活動	短期のアウトプット	短期と長期のアウトカム	インパクト
・人材：意識の高い農家／国内有数のNPO、CSAグループ ・共感者：30年を超える生協との連携 ・財源：ふるさと納税（企業版含め）／寄付 ・連携先：生協、企業のCSV活動 ・生きもの：居久根や田んぼの生きもの、渡り鳥等	・2018年度～：世界農業遺産のアクションプランを実施するための「アクションプラン推進会議」の設置 ・2019年度～：認証制度、居久根保全活用制度、ツーリズムルート開発、映像・マップ制作	2018年度：推進会議によるフィールドミュージアム、ツーリズム、認証制度の考え方の整理 2019年度：フィールドミュージアムマップ・映像、ツーリズム周遊ルート開発、認証制度開始、居久根保全制度の検討	1～3年後：周遊ルートや体験などジアスツーリズムが開始されている。認証制度に則った米が販売されている。プラットフォーム機能が稼働している。 4～6年後：第一回モニタリングが行われ目標の多くが達成されている。	7～10年後 ・認証制度が定着し、ブランド化が浸透し、販路も安定。後継者も確実に確保できている。 ・ジアスツーリズムにより交流人口も維持されている。 ・農家や地域住民は農業遺産を誇りに思い、自発的に普及に努めている。

出典：協議会等資料をもとに筆者作成

続いて、GIAHS コミュニティマネジメントを円滑に進めるためのプラットフォームに関する検討であるが、プログラムマネジメントにおけるコミュニティとは、吉田ら（2016）によれば、「ステークホルダーが共通のテーマや目的・目標に向けて交流し、協働して、新たな価値を創造する共通の場」であり、「異質の人材が横断的にコミュニティを形成することは、自己実現・自主意欲・自己能力によって想像力を発揮するための基盤となる。」「コミュニティは個人とチームを結合させた考え方であり、専門能力の発揮・形成、学習の機会、仕事への満足、創造性の発揮を実現させる。」と報告されている^[15]。

農業遺産のコミュニティの場は、農山漁村であり、農林漁業従事者と関連事業者、及び地域住民等から構成されている。大崎 GIAHS プログラムのように行政が推進する場合、企業と異なり、内部の各部署でなく、外部の様々なステークホルダーとの協働による推進が必要である。アクションプラン（表 6-2）の実施者及び対象者（担い手）として記載している 1 市 4 町、JA、NPO、土地改良区、森林組合、生協、県、農家、地域住民、事業者等がステークホルダーに該当する。大崎地域の非農家住民は、灌漑施設や用水路の管理や道路の草刈り、お祭り、各家庭の屋敷林の保全・管理、そして渡り鳥や田畑の生きものなど希少な動植物の保全に関わっている。すなわち、実際の農業の担い手である農家はもちろん、用水管理や居久根の保全・管理など非農家住民も重要なステークホルダーである。こうしたステークホルダーが有機的に共創していくためには、どのようなコミュニティマネジメントが有効であろうか。農家や地域住民こそが GIAHS の主役であり、彼らが自由な発想で協働する場を作り、関連する情報の受発信を行い、そこで新たな知識やサービスを創出することが GIAHS の浸透・普及には欠かせないと考える。

4.3. 大崎 GIAHS プログラムのプラットフォーム

次にコミュニティマネジメントを行うプラットフォームであるが、P2M におけるプラットフォームは、「改訂 3 版 P2M プロジェクト&プログラムマネジメント標準ガイドブック」（2014）によれば、「プラットフォーム」は、プログラムを推進するために作られる協働作業の「場」と定義している。「直接対話をする『場』だけではなく、インターネットを介した協働の『場』もプラットフォームである。」と述べている^[16]。また、吉田ら（2014）によれば、「プラットフォームのデザインは、メンバーの人的交流を促進し、コラボレーションによる知識生産性を高める重要な手段となる。」ものであり、「プラットフォームが持つ共用手段の有用性を理解して、プログラム全体の組織的能力を支援し、価値創造の基盤を強化する管理活動である」と述べている^[15]。この考え方を適用すると「大崎 GIAHS プログラム」のプログラムプラットフォームは図 6-3 のように考えらえる。

図 6-3 大崎 GIAHS プログラムのプラットフォーム



このプラットフォームの運用を通じて、アクションプランを推進し、認証制度による農産物の付加価値化、学校教育における GIAHS 学習、地域における GIAHS を活かした地域づくり、居久根の保全活動、GIAHS ツーリズムを通じた関係人口創出等が推進される。また、プラットフォームではステークホルダーのコミュニケーション機能を新設することで、対話と協働が進むことが期待される。これらの各プロジェクトやコミュニケーションを推進することにより、成果として新たな価値が創出され、ブランドイメージが強化され、大崎地域の農村振興につながっていくものと考えられる。

また、この GIAHS をテーマとした地域マネジメント及びプラットフォームの考え方は、大崎以外の GIAHS 認定地域にも適用可能であり、SDGs 目標 2「持続可能な農業」を実現する有力な手法となることが期待される。ただし、その効果は実際に大崎地域においてこのプラットフォームを構築・運用し、効果測定を行うことによって初めて検証されるものであり、引き続き取り組んでいきたい。

第 5 節 SDGs 経済・社会・環境の 3 側面統合による地域の持続可能性

第 6 章の最後に、SDGs の目標 2「持続可能な農業」を実践するためには、地域マネジメントの推進と併せ、取り組みの全体像を経済・社会・環境の三側面から統合的に捉えることの重要性について考察する。SDGs に関し、日本政府は、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、推進していくための「5つの主要原則」を定めている。そのうちの一つである「統合性」は、「経済・社会・環境の三分野の全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組む」と記載されている^[17]。第 3 章で提示した「SDGs の活用ステップ」のステップ 3 として「SDGs の取り組みを、経済・社会・環境という 3 つ側面から整理することで、重要な課題を認識し、SDGs に統合的に取り組むことが可能となる。」と記述したように、これらの 3 側面から取り組みを検討するこ

とで、重要な側面を認識し、今後の方向性を導き出すことが可能となる。

そこで、大崎地域の取り組みを経済・社会・環境的側面から整理し、関連する SDGs の目標アイコンを配置した図を作成した（図 6-4）^{〔注 1〕}。



図 6-4 SDGs の三側面からの統合的アプローチ

経済的側面の中心は農村の経済活動の活性化であるが、GIAHS 認定後に導入した地域認証制度を活用した認証ブランド農産物を都市部生協等に販売、フィールドミュージアムを核とした GIAHS ツーリズムによる交流人口の拡大、また在来作物の栽培面積の拡大と農産物の六次産業化、GIAHS の活動を支える基金やふるさと納税のしくみを構築するなどが挙げられる。社会的側面は人々の絆力や人材の能力を高めるもので、非農家を含めた地域住民による GIAHS を活かした地域づくり活動や、水管理の維持、学校における GIAHS 学習、地元小学生を対象とした生物多様性を学ぶ「おおさき生きものクラブ」を通じた次世代育成、また、地元高校の同窓会や大崎出身者の会など団体との協働による関係人口の創出・拡大が挙げられる。環境的側面では、認証制度を通じて自然共生型農業を拡大するとともに、田んぼの生きもの調査や生物多様性保全活動、居久根の保全活動などを通じて住民の生物多様性意識と行動を高めていく。また、水管理のハード・ソフト面の技術で途上国の支援を行うことなどが挙げられる。

経済面と社会面の関わりでは、例えば経済面の基金などがたくさん集まれば、社会面の人材育成や GIAHS 学習などの財源に振り向けることができる。社会面の地域住民や出身者などによる GIAHS の共感者・応援者が増えれば、ツアー参加者や認証ブランド品の売り上げが上がるなど経済面を促進する。環境面と経済面の関わりでは、地域外の人たちがツーリズムや農産物を購入することでさらに大崎地域の環境や生物多様性が促進される。途上国へ

の技術指導や移転によって途上国の農村部の経済に貢献することもできる。社会面と環境面の関わりでは、GIAHS に共感する人が増えれば環境・生物多様性保全活動への参加者が増え、活動に参加する人が増えれば生きものや自然が豊かな暮らしによる地域への誇りが増していくことなどが推察される。

このように、経済・社会・環境の三側面から統合的に考えることは、GIAHS 認定地域はもとより、いずれの農山漁村地域でも適用できるものであり、今後さらに重視されていくと考えられる。

注 1. SDGs の三側面のフレーム図は、SDGs 未来都市の申請書類に提示されているものを活用している。

第 6 節 まとめ

第 6 章では、宮城県大崎地域における GIAHS の申請から認定までの経緯をふりかえり、同地域で育まれてきた「自然共生型農業」の重要性について明らかにした。次に、GIAHS 認定後の課題を整理し、課題の改善ならびに、大崎 GIAHS による地域マネジメントを行うためのプラットフォームに関し、P2M 理論を用いてロジックモデルを検討し、「大崎 GIAHS プログラムのマネジメントモデル」ならびに「大崎 GIAHS プログラムのプラットフォーム」を構築した。このマネジメントモデルとプラットフォームの運用を通じて、アクションプランが効果的に推進されるようになる。また、プラットフォームではステークホルダーのコミュニケーション機能を新設することで、対話と協働が進むことが期待される。これらの各プロジェクトやコミュニケーションを推進することにより、大崎 GIAHS の浸透が図られ、新たな価値が創出され、ブランドイメージが強化され、大崎地域の農村振興につながっていくものとする。

また、最後に、取り組み全体を SDGs の主要な原則である経済・社会・環境の三側面からの統合的推進に関し大崎地域を例に考察した。この視点も持続可能な農業・農村を実現するうえで欠かせないものである。

注 1. 「ラムサール条約」とは環境省によれば、1971 年 2 月 2 日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された湿地に関する条約。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。条約の目的である湿地の「保全(再生)」と「ワイズユース(賢明な利用)」、これらを促進する「交流、学習(CEPA)」の 3 つが条約の基盤となる考え方。

引用文献

[1] 大崎市ホームページ、世界農業遺産(GIAHS)情報(閲覧:2020年3月20日)

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/37.html>

- [2] 呉地正行「水田の特性を活かした湿地環境と地域循環型社会の回復：宮城県・蕪栗沼周辺での水鳥と水田農業の共生をめざす取組」（社）国際環境研究協会「地球環境」12(1) P49-64、2007年
- [3] 呉地正行、水田は生物多様性の宝庫、東京新聞連載「SDGs 東北の未来へ」26回、2019年5月16日掲載
- [4] 呉地正行、ガンの分散化に成功、東京新聞連載「SDGs 東北の未来へ」28回、29回、2019年6月6日、20日掲載
- [5] 大崎地域世界農業遺産推進協議会第4回会議（2014年11月17日）議事録
- [6] 大崎市「大崎市ラムサールフェスティバル2015」パンフレット
- [7] 大崎市「大崎市ラムサールフェスティバル2019」パンフレット
- [8] 農林水産省「生物多様性戦略」、p3、2012年2月2日改定
- [9] 日本プロジェクトマネジメント協会企画「新版 P2M プロジェクト&プログラムマネジメント標準ガイドブック」日本能率協会マネジメントセンター、2007、pp150、p84、p152
- [10] 中山政行、野地英昭、林 和希、十河直人、亀山秀雄「P2M 理論を応用した地域活性化環境プラットフォーム構築」国際 P2M 学会誌 Vol. 5、No. 2、pp. 53-62、2011
- [11] 荒井祐介、木嶋恭一、出口弘「地域活性化のコミュニティマネジメントとしての価値協奏プラットフォーム戦略」国際 P2M 学会誌 Vol. 7、No. 1、pp. 1-13、2012
- [12] 小原重信「P2M 視点による六次化産業化論～自然共生産業への発展進化の鍵と有効性を考察する～」国際 P2M 学会誌 Vol. 8、No. 1、pp. 1-19、2013
- [13] 大崎地域世界農業遺産推進協議会：世界農業遺産への認定に係る申請書（2014、2017）協議会資料「世界農業遺産の保全計画 保全活動一覧」
- [14] 郷古雅春、武元将忠、渡邊真、千葉克己「GIAHS 大崎耕土の持続可能性に向けた課題と取組み」農業農村工学会、水土の知、vol.87、No.10、p 19～22、2019
- [15] 吉田邦夫・山本秀男編著、亀山英雄・小原重信・綿木久雄著「イノベーションを確実に遂行する実践プログラムマネジメント」、p22-29、p44～53、p39 日刊工業新聞社、2014
- [16] 日本プロジェクトマネジメント協会企画「改訂3版 P2M プロジェクト&プログラムマネジメント標準ガイドブック」日本能率協会マネジメントセンター、p710-717、2015
- [17] 首相官邸 SDGs 推進本部決定「SDGs 実施指針改定版」2019年12月20日一部改定

参考文献

- [18] 岩渕成紀「ふゆみずたんぼを利用する環境と暮らしの再生プロジェクト」（NPO 田んぼ）日本河川協会「日本水大賞報告書」P41-48、2007年
- [19] 荒尾稔「冬期湛水（ふゆみずたんぼ）による人と水鳥との共生 蕪栗沼の奇跡」（日本雁を保護する会・里山シンポジウム実行委員会）「印旛沼流域水循環健全化調査研究報告書」P113-120、2012年10月

- [20] 大和田順子「生物多様性を活用したサステナブル・コミュニティの形成～宮城県大崎市「蕪栗沼ふゆみずたんぼプロジェクト」を事例として～」第35回計画行政学会大会予稿集 2012年9月
- [21] NPO 田んぼ「ふゆみずたんぼの10年とこれから」報告書、2014
- [22] 細野助博、風見正三、保井美樹編「新コモンズ論」中央大学出版会、2016
- [23] 國領二郎、プラットフォームデザイン・ラボ編著「創発経営のプラットフォーム」日本経済新聞出版社、2011
- [24] 石田秀輝・古川柳蔵「バックキャスト思考」ワニ・プラス、2018
- [25] 中島紀一「有機農業・自然農法と自然共生型農生態系の形成：自然とともにある農業への転換」有機農業研究 vol.10、No.1、p36-48、2018
- [26] 大和田順子、風見正三「P2M フレームワークを適用した世界農業遺産による農村振興手法の提案 -宮城県大崎地域における自然共生型農業による地域ブランディングの考察-」、国際P2M学会誌、Vol.14、No.2、pp163-183、2020

第7章 結論

第1節 各章のまとめ

本研究では、日本の農山漁村が直面する人口減少・高齢化による地域の担い手不足、耕作放棄地の増加などの課題に対し、伝統的な農林水産業の価値を評価し、農林漁業及び農文化、景観等をシステムとして維持・保全を促す FAO の GIAHS に注目した。国内に導入されて10年が経とうとしているが、国内の GIAHS の成果や課題について総合的に論じている研究は少なく、その成果や課題はあまり明らかにされておらず、制度が有効に生かされているとはいえない現状である。

また、SDGs に関しては国内において各省庁の政策に位置付けられ、企業や一部の自治体、教育機関などで積極的に取り組まれている。農林水産省でも食料産業局では食品メーカーと SDGs の関連や取り組みについて紹介されるなどしてきたが、農村振興局では農村振興や農村地域における SDGs に言及されることが2019年度までは少なく、SDGs と農村振興の関わりについて論じている研究も限られている。

そこで、本研究の目的は、上記の背景を踏まえ、国内の GIAHS 認定全11地域を対象に、これまでの成果と課題の整理、ならびに SDGs に関する取り組み状況の独自調査をふまえ、その考察から GIAHS の農村振興に関する可能性と限界性について論じ、SDGs の視点から持続可能な農業・農村づくりに寄与する GIAHS の役割を明らかにすることと設定した。

具体的には、1. GIAHS の歴史、ならびに国内認定地域の取り組みの成果と課題を明らかにする。2. SDGs の歴史、国内での取り組みの進捗ならびに、国内 GIAHS 認定地域における SDGs への取り組みの現状と課題を明らかにし、認定地域をはじめ農山漁村が SDGs の目標達成にいかに関与できるか考察する。続いて SDGs 時代に GIAHS が貢献できる分野として、3. 特に農業生物多様性の保全・活用及び、GIAHS 学習・人材育成の分野に着目し、認定地域の取り組みから先進的な事例を調査・考察し、方法論を明らかにする。また、4. 農業遺産の推進団体等による GIAHS を活かした地域マネジメント、ならびに農村振興に活かす方法論について事例研究から考察する。さらに農村地域を支える住民の絆力である社会関係資本ソーシャル・キャピタルを検討したうえで、5. SDGs 時代における GIAHS の役割、GIAHS の可能性と限界性を明らかにし、いかに農村振興（持続可能な農業・農村）につなげていくか展望した。

まず第2章では、2011年に国内で最初の GIAHS 認定から10年が経過することをふまえ、GIAHS の概念、5つの基準と背景、FAO における GIAHS 導入・世界への拡大の経緯、東アジアでの GIAHS 認定地域のネットワークの推進、ならびに中国における GIAHS 活用戦略を考察した。また、国内全11認定地域の取り組みを GIAHS の5つの基準及び19の項目に分類し、整理するとともに、この間の GIAHS の成果と課題について考察した。国内の GIAHS は認定地域が増えることにより、様々なタイプのユニークな農林漁業システムの存在が顕在化した。その結果、日本の GIAHS の役割として、山間地・中間地・平地・沿岸域にお

る持続可能な農業・農村のロールモデルとなり、地域活性化や農村振興に成果をあげることが期待されている。すなわち、日本の GIAHS は先進国でありながら里山など二次的自然や景観、農文化が十分に残されており、山間地域での複合型農林業、中山間地域の稲作・果樹・畑作等、また平野部の大規模稲作、河川の内水面漁業などが存在する。例えば平野部においても単なる大規模化ではない、自然共生型の農業を推進し、地域固有の食文化や景観を活かしたツーリズムの開発など、経済・社会・環境の統合的で持続可能な農業・農村モデルを模索することが求められているといえるだろう。また、日本の GIAHS の特徴として農村の地域住民と都市の住民との交流・協働活動がある。GIAHS それぞれのストーリーやシンボリックな資源を活用し、都市と農村が支え合う活動にも取り組み、そのシステムを継承していくことも課せられた役割である。また、国内のみならず世界の農山漁村の課題解決に資する農林漁業の技術や、社会技術を適用させていくことも、その役割であるといえるだろう。

また、GIAHS 認定地域は国内の農山漁村地域のごく一部に過ぎないが、非認定地域においても、GIAHS の5つの基準に関する事項に関し、調査することや、その農林漁業システムをストーリーとして言語化することは、地域に固有の農林漁業の魅力を確認するうえで有益であり、農村振興に資するものであると言えるだろう。

なお、GIAHS の可能性については、この10年の取り組み成果から農林漁業者をはじめ、地元住民が誇りに思うようになったこと、GIAHS をテーマにした住民主体の地域づくりが促進されていること、来訪者や交流人口が増えていること、農業生物多様性への関心が高まり保全活動が進んでいること、GIAHS 学習が広がりふるさとへの愛着心が高まっていること、地域認証制度により、主要農林水産物の付加価値が高まっていること、商品開発や6次産業化が拡大していること、そして新規就農者や新たな事業が生まれるなど地域振興につながっていることを確認したが、さらに定量的に測定することが必要である。

一方、GIAHS の限界性は、国内では一定程度の類型の農山漁村・農林漁業が認定されているが、世界ではまだ一部の国での取り組みにとどまることから、さらに多くの国や地域、特にヨーロッパの国々でも認定地域が拡大することが望まれる。また、国内においても認定地域が限られていることから、例えば県単位での農林漁業システムの認定制度など、その有用性を非認定地域にも適用する方法論の開発が求められていることも指摘したい。

第3章ではSDGsとGIAHSの関わりに関して考察した。まず、持続可能な開発の概念、SDGsの歴史的背景、ならびに農村振興との関わりについて、また、国内各界におけるSDGsの取り組みに関して先行研究や各種資料から考察した。次に国内認定11地域のSDGsの取り組み状況に関する独自調査結果から、17目標のうち目標2「持続可能な農業」及び15「陸の生態系」について全11地域が取り組んでいること、目標に対する重視度合いでは目標2「持続可能な農業」が最も高く、次いで目標15「陸の生態系」、目標4「質の高い教育」が重視されていることが明らかになった。また、SDGsが採択された2015年にGIAHSに認定された3地域が幅広い目標に取り組んでいる傾向があることも確認された。これらの調査ならびに考察を踏まえ、農山漁村地域においてSDGsの取り組みを推進する「SDGs活用ス

トップ」を構築した。この方法論は、GIAHS 認定地域や NIAHS 地域に対しては、SDGs の観点からその取り組み内容を検討することにより、アクションプランを改善し、農山漁村の振興や持続可能な地域づくりにつながる多角的な視点を得ることができるものである。また、この方法論は、非認定地域の農山漁村にも適用可能なものであり、その手順を示した。併せて SDGs と GIAHS の 5 つの基準を照合し、農山漁村における具体的な取り組み一覧を作成し、適用の参考に資する情報をまとめた。

第 4 章、第 5 章では、「SDGs 調査 2019」の結果から GIAHS 認定地域で重視されている項目である SDGs 目標 15「陸の生態系」及び目標 4「質の高い教育」を取り上げた。

第 4 章では、SDGs 目標 15「陸の生態系」に関し、GIAHS 認定地域における農林漁業を通じた生物多様性の保全に関する取り組みを取り上げた。まず、農林水産省の政策における生物多様性の位置づけ及び、先行研究調査から、国内外の農業・農村振興政策において農業生物多様性が重視されるようになってきていること、また、農業生物多様性は農産物生産の過程での生きものの活用のみならず、農地周辺の環境や、農村社会の文化・農耕儀礼なども含む広い概念として捉えられるようになってきていることを明らかにした。続いて国内の GIAHS 認定地域における生物多様性に関する取り組みについて、「SDGs 調査 2018」の回答から抽出・整理し、類型化した。

事例研究では、生物多様性に幅広く取り組んでいる静岡県の茶草場農法地域及び宮城県大崎地域を取り上げた。静岡県の茶草場農法においては、茶草場の生物多様性調査に基づき、農家が判別しやすい指標種を選定するとともに、認証制度や応援制度を設けるなど、包括的に茶草場の生物多様性に関する認知・普及・付加価値化が図られていることが明らかになった。宮城県大崎地域においては、認証を取得するために田んぼの生きもの調査研修に参加した農家の生物多様性保全意識が高いことが明らかになった。また、農家、非農家に関わらず、生物多様性に関する体験学習や保全活動、認証制度への参加により、生物多様性や GIAHS への認知及び共感が広がることが確認された。GIAHS 認定地域の取り組みの考察・分析から導き出した農山漁村における生物多様性関連の取り組みの類型は、今後農業遺産に申請する地域が、農業生物多様性に関するアクションプランを立案する際に、この項目に沿って検討することで総合的に計画立案することが可能となる。また、非認定地域においても、重要度が増している農林漁業における生物多様性に関し、取り組みを検討する際の指針となることを示した。

第 5 章では SDGs の目標 4「質の高い教育」について取り上げ、GIAHS に関する学習や関係人口と探求学習を統合した地方創生人材の育成について考察した。まず、GIAHS 認定地域における目標 4 関連の取り組み内容について「SDGs 調査 2018」の回答から抽出し、GIAHS 学習及び人材育成に関する取り組みを 5 つのタイプに類型化した。

事例研究では、宮城県五ヶ瀬町が地元で立地する県立の全寮制中高一貫校の高校生と卒業生（主に大学生）、及び地元 NPO 法人と連携して取り組んだ「関係人口創出モデル事業」を取り上げ、P2M（プロジェクト&プログラムマネジメント）理論を用いて構造化した。ま

た、農村におけるソーシャル・キャピタル「農村協働力」に着目し、“橋渡し型ソーシャル・キャピタル”を「都市農村協働力」と命名した。これらを踏まえ、「地方創生人材育成モデル」を導き出した。この「地方創生人材育成モデル」は、GIAHS 認定地域以外でも適用可能である。また、類型化した GIAHS 学習・人材育成の方法論も、GIAHS 認定地域以外の農山漁村でもふるさと学習や地方創生人材育成の方法論として適用可能であるとする。

第 6 章では、GIAHS を活用した地域マネジメントについて、宮城県大崎地域を事例に分析・考察した。世界農業遺産の申請から認定までの経緯をふりかえり、同地域で育まれてきた「自然共生型農業」の重要性について明らかにした。次に、GIAHS 認定後の課題を整理し、その改善ならびに大崎 GIAHS による地域マネジメントを行うためのプラットフォームに関し、P2M 理論を用いてロジックモデルを検討し、「大崎 GIAHS プログラム」ならびに「大崎 GIAHS プラットフォーム」のモデルを構築した。このプラットフォームの運用を通じて、対話と協働の場が創出され、ステークホルダーのコミュニケーションが促進され、それぞれの取り組みの進捗が共有化され、アクションプランの推進が円滑に進むことが期待される。また、第 3 章「SDGs 活用ステップ 3」に記載した経済・社会・環境の三側面からの統合的アプローチに関し、大崎地域を例に考察したが、この観点も持続可能な農業・農村を実現するうえで欠かせないものである。

以上から、SDGs 時代の GIAHS の役割を 3 つに集約する。1. 各認定地域が、山間地・中間地・平地等における持続可能な農業・農村モデルとして農村振興の成果を上げ、それぞれの農林業システムを次世代に継承していくこと。2. 各認定地域が、国内の農山漁村をはじめ、世界の農山漁村の課題解決に資する持続可能な農林漁業・農山漁村のモデルを提示し、その課題解決に協力すること。そして、3. 各認定地域が、SDGs の実践を垂範し、農山漁村地域における SDGs への貢献の模範となることといえるだろう。

第 2 節 「都市農村協働力」と農山村の持続可能性モデル

上記を踏まえ、最後に持続可能な農業・農村モデルの開発に関し、農村におけるソーシャル・キャピタル (SC) ならびに環境・社会・経済の三側面の観点から考察する。農村における SC は、は農林水産省では「農村協働力」と言い換えられてきたが、農村の地元集落、自治体、都市部のそれぞれにおける役割と、それぞれの関わりについて構想したものが図 7-1 である。

縦軸には持続可能な社会の三つの柱である経済・社会・環境という三側面を配置した。この社会的側面は社会関係資本であり、SC で表現することができる考えた。横軸は地元 (小学校区程度の広さ)、周辺地域 (自治体単位、あるいは周辺自治体との広域の場合もある)、都市という 3 つのカテゴリーに分け、それぞれの担い手は地域住民、自治体・周辺地域住民、都市住民となる。これら 3 つのエリアでは、地元は地縁的な農村協働力で「内部結束型 SC」(Bonding 型)、周辺地域 (周辺集落住民及び属する自治体、時には周辺自治体・住民も含む) は支援的な農村協働力で「結合型 SC」(Linking 型)、そして都市は農村と連携してお

互いを支えているので交流型の協働力である「橋渡し型 SC (Bridging 型)」をあてはめることができるのではないだろうか。

エリアの三区分別を説明すると、まず地元であるが、集落がベースであるが小学校区程度の広さを想定している。ここが基本の組織であり、地元の自然資本（環境的側面）を維持する主体となる。水源や森林などがある場合は、その保全はもとより、生物多様性の維持もここが担う。社会的側面は、おおむね小学校区、小規模多機能自治の単位であり、福祉や水管理、草刈りなどの景観管理なども集落ごとに担う。経済的側面としては、自給や互酬がベースとなり、金銭のやり取りはあまり伴わないが、まれに地元商店なども営まれている。SC では内部結束型 (Bonding 型) となる。

周辺地域とは自治体単位を想定したが、合併していない自治体は周辺自治体と広域での連携も考えられる。環境的側面は、自治体独自の農産物認証制度や自治体単位の森林認証などをはじめ、広域での国際的な認証制度 (GIAHS、ユネスコエコパーク、ラムサール条約など) により農産物、森林、自然環境の保全を制度化して担保する役割を担っている。社会的側面では、小学校区程度単位の小規模多機能自治の集合体であり、各地域の活動を自治体が支援する。また、地元の教育機関もここに含まれる。経済的側面では、農産物や 6 次産業化商品の販路としての市やマルシェ、道の駅、直売所、農家レストラン、農家民泊などが想定される。また、域外に流出しているエネルギー関連の支出を抑制するためのバイオマスや小水力などの自然エネルギーによる収入や域外支出の削減も有望であり、環境省が推進している「地域循環共生圏」のように、地域内で経済を回すことが該当する。

経済	<ul style="list-style-type: none"> ・自給 ・互酬 (わかちあい) ・地元商店 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏 ・6 次化 (市、道の駅、直売所、農家レストラン、農家民泊等) ・自然エネルギーの循環 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSA ・企業によるCSV ・グリーンツーリズム ・ふるさと納税 ・自然エネルギー購入
	農村協働力 ↔ 都市農村協働力		
	地縁型の協働力 (Bonding型: 内部結束型SC) 社会組織 (自治会、用水管理、草刈り、道普請、防災等) による相互扶助	支援型の協働力 (Linking型: 結合型SC) ・自治体: 小規模多機能自治の集合 / 各種支援制度 ・地元教育機関	交流型の協働力 (Bridging型: 橋渡し型SC) 都市住民・企業・大学・広域NPO等 ・関係人口 ・社会貢献活動・ボランティア
環境 <ul style="list-style-type: none"> ・自然保護 ・生物多様性保全 ・森林保全 ・水源保全 ・有機農業 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証制度 (森林、農業等に関する地域or国or世界認証) による保全枠組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンオフセット ・自然エネルギー ・飲料水の水源林 ・森林浴 ・農山村景観 ・生物多様性調査 ・環境保全・再生活動 	
	地元 (小学校区)	周辺地域 (自治体)	都市

図 7-1 都市農村協働力と農山村の持続可能性モデル

都市と農村をつなぐ SC は交流型の協働力「橋渡し型 SC」(Bridging 型) となり、5 章で詳述したような「関係人口」がその典型的なものであると考える。環境的側面では、経済面とも重複するが、例えば地元の森林等資源を活用して生み出されたカーボンオフセットのクレジットを購入する、自然エネルギーを購入するなどにより、農村部の自然環境の保全に貢献できる。社会的側面としては棚田や耕作放棄地の再生・維持、農業を支援する社会貢献活動やボランティア等「関係人口」を増やし・持続させるしくみの構築と運営が考えられる。経済面ではふるさと納税をはじめ、CSA (地域で支える農業)、企業と地域の協働による CSV (共有価値の創造) 活動、グリーン・ツーリズムによる農村体験・滞在などが考えられる。

従来は、地縁的な農村協働力や、支援型の協働力に力点が置かれていたが、今後は上記のような都市農村協働力の育成がさらに求められていくと考える。これは小田切 (2013) が指摘する協働的交流による「共発的発展」という概念にも通じるのではないだろうか^[1]。また、青木は「転換するグリーン・ツーリズム」において、「村落共同体として厳然とした内と外の境界を有するムラ社会。その基盤が急速に失われつつある現在、内発的な発展論理を、外部が支援・協働・協力する「協発型発展」、この発想こそ地域再生の基本的視点とすべきである^[2]。」と述べているように、地域の内の人と外の人との関係性、すなわち SC としての「都市農村協働力」が今後さらに重要となってくると考えられる。

第 3 節 各モデル・手法の適用

本論文で導き出した各モデルや手法について、改めて列記するとともに、その適用範囲・方法に関して考察する (図 7-2)。モデル及び手法には横断型と個別テーマ型のものがある。横断型には持続可能な農林漁業システムに関する「GIAHS 5 基準・19 項目の取り組み総括表」、農山漁村への SDGs 導入に関する「SDGs 活用ステップ」及び「農山漁村における SDGs 取り組み一覧」、地域マネジメントに関する「大崎 GIAHS プログラムプラットフォーム」、地方創生に資する人材の育成に関する「地方創生人材育成モデル」、都市農村交流・協働に関する「都市農村協働力と農山村の持続可能性モデル」が相当する。個別テーマ型には GIAHS の 5 つの基準ごとに設定が可能であるが、本論文では農業生物多様性に関する「農業生物多様性に関する取り組み類型」及び地域固有の農林漁業システムを次世代に継承する「農林漁業システム学習・人材育成に関する取り組み類型」を開発した。表 7-1 に一覧を記載するとともに、適用範囲や適用法に関し記述した。

図 7-2 各モデル・手法の関連図

横断型 モデル	「都市農村協働力と農山村の持続可能性モデル」				
	「地方創生人材育成モデル」				
個別 テーマ型 手法	基準1 食料・生計の 保障	基準2 農業生物 多様性	基準3 地域の伝統 的な知識シ ステム	基準4 文化、価値 観および社 会組織	基準5 ランドスケープ、 シースケープ
横断型 手法	GIAHS：5基準19項目+農林漁業システム				
	GIAHSプログラム・プラットフォーム				
横断型 手法	SDGs：17目標169ターゲット 「SDGs活用ステップ」 「農山漁村におけるSDGs取組一覧」				

※個別テーマに関しては本論文では「農業生物多様性」に関する手法を構築した。

表 7-1 各モデル・手法の適用

<横断型>

分野	構築された モデル・手法	章 図表	概要	適用地域				適用範囲・適用法
				G N	県	基 礎	小	
農林 漁業 シス テム	GIAHS の 5 基 準、19 項目の 取組み総括 表（国内 GIAHS 認定地 域の成果）	第 2 章 表 2-6	国内 GIAHS 認定地域の取 組みのアウト カムを整理 GIAHS の 5 基 準、19 項目を 分類	レ	レ	レ		GIAHS、NIAHS においては 申請書作成ならびにアクシ ョンプランの見直しの際に 活用できる。 非認定地域でも活用でき る。
S D G s の 導 入	SDGs 活用 ステップ	第 3 章 図 3-7	農山漁村にお ける SDGs の 取組みを推 進する手法	レ	レ	レ	レ	GIAHS、非認定地域いづれ も適用できる。
	農山漁村にお ける SDGs 取 組み一覧	第 3 章 表 3-3	農山漁村にお いて想定され る SDGs の取 組み一覧	レ	レ	レ	レ	「SDGs 活用ステップ」と併 用して活用する。 GIAHS、非認定地域いづれ も適用できる。
地域 マネ ジメン ト	大崎 GIAHS プログラム プラットフォーム	第 6 章 図 6-3	農林漁業シス テムによる地 域マネジメント 及び推進す るプラットフ ォーム	レ	レ	レ		他の GIAHS、NIAHS 認定地 域、旧町村程度の規模での 取組みみに適している。 地域活性化に関し P2M 理論 は適用しやすく効果的であ る。
都市 農村 交流 協働	都市農村協働 力と農山村の 持続可能性モ デル	第 7 章 図 7-1	日本の GIAHS に特徴的な都 市農村交流と SDGs 発想を 統合した持続 可能な農村モ デル	レ	レ	レ		農山漁村と都市住民の関係 （交流）創出は日本では重 視されており、海外、特に ERAHS を通じた東アジア GIAHS 認定地域での適用の 可能性が高いと考えられ る。

地方創生人材育成	地方創生人材育成モデル	第5章 図5-4	農山漁村の地域課題解決のために、地域住民と若者（中高大学生）、関係人口の協働活動を通じた人材育成モデル	レ	レ	レ	GIAHS、非認定地域いずれも適用できる。 特に地域の中高生は関係人口案内人として育成することで、地方創生を推進する人材を育成することができる。事業を行う場合は、基礎自治体位の規模で行うと実効性がある。
----------	-------------	-------------	---	---	---	---	--

<個別テーマ型>

分野	構築されたモデル・手法	章 図表	概要	適用地域				適用範囲・適用法
				G N	県	基 礎	小	
農業生物多様性	農業生物多様性に関する取り組み類型	第4章 表4-3	農業生物多様性に関する取り組みを類型化	レ	レ	レ	レ	GIAHS、NIAHS では申請書作成ならびにアクションプランの見直しの際に活用できる。非認定地域でも活用可。政策への適用は例えば「日本型直接支払制度」の支援メニューに加える。
次世代継承地域学習	GIAHS 学習・人材育成に関する取り組み類型	第5章 表5-7	地域固有の農林漁業システムを次世代に継承するための学習、人材育成に関する取り組みを類型化	レ	レ	レ	レ	GIAHS に関する学習は認定地域のみが該当するが、実際は地域固有の農林漁業や歴史、食農文化等に関してはどの地域でも実施可能。地域固有の農林漁業システムに関するふるさと学習は小中学校等での実施が適している。

注：記号・略称の説明。G (GIAHS 世界農業遺産)、N (NIAHS 日本農業遺産)、県 (都道府県)、基 (基礎自治体、旧村町程度)、小 (小学校区程度)。ERAHS (東アジア農業遺産学会)

個別テーマでは GIAHS の 5 つの基準のうち、SDGs の観点から、各地域で重視されている農業生物多様性に着目し考察したが、基準 3「地域の伝統的な知識システム」、基準 4「文化、価値観及び社会組織」、基準 5「ランドスケープ及びシースケープ」についても同様の調査・分析・類型化を行うことが可能であり、今後行っていきたい。また、農林水産省の「日本型直接支払制度」において、これらのテーマ別メニューを付加することで、各地域における活性化の取り組みの多角化に寄与することが考えられる。

また、第 3 章第 6 節 SDGs と GIAHS の関係性にて述べたように、県などが有する同種の認定制度において、地域づくりに上記の個別テーマに関する要素を付加することや、横断型の「地方創生人材育成モデル」「SDGs 活用ステップ」「地域マネジメントモデル」等を導入することにより、持続可能な農業・農村への関心の入り口が広がり、多様な主体による多様なアプローチが進むことが考えられる。

以上、本研究の含意は、SDGs 時代における GIAHS の役割に関する考察、ならびに導き出された各モデルや手法は、これまでの GIAHS 研究や SDGs と農村振興に関する研究においては論じられてこなかったものであり、また、そのモデルや手法は GIAHS や NIAHS 認

定地域以外でも適用可能なものが多く有用であり、これらを活用することにより、農村振興ならびに持続可能な農業・農村への取り組みが推進されると考える。

第4節 課題と展望

最後に、本研究の課題と今後の展望について述べる。課題としては、各章において GIAHS 認定地域の取り組みに関する成果及び課題について記述したが、今後はそれぞれの効果を定量的に測定すると共に、さらに精緻化していくことが必要であると考ええる。

今後の展望としては、各章でも記述したが、GIAHS 認定地域は国内の農山漁村のごく一部であるが、農林漁業システムといった考え方や、本論文で構築した各モデルや方法論は、非認定地域の農山漁村においても適用することが可能であり、それにより持続可能な農業・農村の実現を目指した取り組みが広がっていくと考える。農業政策では農林水産省の「日本型直接支払制度」と近接する内容であるので、個別のテーマや地域固有の農林漁業システムのストーリーづくりを政策に加えることを、農林水産省や都道府県に政策提案していきたい。

また、最後に国内の GIAHS 認定地域での取り組みならびに SDGs への取り組みから導き出された「都市農村協働力と農山村の持続可能性モデル」について言及したが、農山漁村と都市住民の交流・協働活動は日本の GIAHS の特徴でもあり、国内はもとより、東アジア GIAHS 認定地域での適用に関し、取り組み状況の調査研究を行い、その可能性について関係者と議論し、試行を進めていきたい。

引用文献

- [1] 小田切徳美「地域づくりと地域サポート人材－農山村における内発的発展論の具体化－」農村計画学会誌、32 巻 3 号、pp.384-387、2013
- [2] 青木辰司「転換するグリーン・ツーリズム 広域連携と自立をめざして」学芸出版社、2010

謝辞

本研究を行うにあたり、多くの方々からご指導とご助言をいただいた。特に指導教員をお引き受けいただいた宮城大学大学院事業構想学研究科教授の風見正三先生には、本学への入学をお勧めいただき、後期博士課程入学以来、業務の関係から何回も休学しながら、6年をかけて学位論文を完成させるまでの間、学会発表をはじめ、学位論文の中間報告会、予備審査、本審査などの過程において終始温かい激励とご指導、ご鞭撻を戴いた。また、審査委員会においては、主査の蒔苗耕司先生、副査の舟引敏明先生から、多くのご指導をいただき、厚く御礼申し上げます。

本論文は、筆者が宮城大学大学院事業構想学研究科博士後期課程に在籍中の6年間の研究成果をまとめたものである。研究の主題である持続可能な地域づくりについては、風見正三教授の持続可能な都市に関する長年にわたる体系的な研究から大きな影響を受けている。農村地域におけるコモンズや、持続可能な開発に関する内容は、風見正三教授の授業や研究から着想を得たものである。

主査である蒔苗耕司教授からは細部まで丁寧に探求することの重要性に関しご指導をいただいた。また、舟引敏明教授からはGIAHSに関する可能性と限界性の観点や、研究によって得られた知見の表現方法など、多くの助言をいただいた。ご指導いただいた先生方に改めて深謝する。

また、国際P2M学会副会長で東京農工大学名誉教授の亀山秀雄先生には、P2Mの学理や適用方法に関してご指導いただき、感謝の意を表す。宮城大学事業構想学研究科の郷古雅春教授には、大崎地域の世界農業遺産に関する水管理の仕組み、ならびに農業農村工学会での報文の執筆に関しご指導いただき、感謝申し上げたい。一般財団法人日本水土総合研究所前理事長の齋藤晴美様には日本の農業政策に関してご指導いただき、感謝申し上げたい。

また、筆者は世界農業遺産等専門家会議委員を2014年4月～2020年3月まで務めたが、本研究は、委員長である公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)理事長、東京大学未来ビジョン研究センター特任教授 武内和彦先生、副委員長(当時)である東京大学大学院農学生命科学研究科農学国際専攻 八木信行先生、委員(当時)である東洋大学名誉教授 青木辰司先生をはじめ、委員の先生方、農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課農業遺産班の皆さま、国内の世界農業遺産認定地域の関係者の皆さま、特に、大崎市の伊藤康志市長をはじめ、産業経済部世界農業遺産推進課の皆さまには、GIAHSに関する情報提供や調査の実施に関し多大なご協力いただき、深く感謝申し上げます。

最後に、本研究を学位論文として書き上げることができたのは、皆様のご指導、そして調査、研究に協力してくださった全ての方々、見守ってくれた家族の支援の賜物である。改めて、関係者に深い謝意を表し、謝辞とする。

2020年8月

宮城大学大学院事業構想学研究科

大和田順子

参考資料

資料 1. 農林漁業・農村振興と関わる SDGs ターゲット一覧

169 のターゲットから農林漁業や農山漁村に関わりがあると考えられる項目を抽出した。

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。

2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。

2.5 2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。

2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するため

の国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。

8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数

を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可

能な利用を確保する。

- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

資料 2. 「世界農業遺産認定地域の取組と SDGs」 2118 年調査回答

調査概要：2018 年 8 月に定性的なアンケート調査を実施した。アンケートは自由回答形式で、「貴地域では SDGs にどのように取組んでいますか。169 のターゲットとの関連で、いくつか主なお取組みについてお聞かせください。」とたずね、関連するターゲット番号の記載も求めた。(本文中では「SDGs 調査 2018」と記載)

以下に 11 地域からの回答を掲載する。

■新潟県佐渡市「トキと共生する佐渡の里山」(2011 年 6 月認定)

システム骨子：生きものを育む農法を島内の水田で実施し、トキをシンボルとした豊かな生態系を維持する里山と、集落コミュニティを高める多様な農村文化を継承。

対象地域：新潟県佐渡市

佐渡金銀山の発展がきっかけとなり、人の手によって形成された佐渡の美しい里山にトキは生息していたが、乱獲やエサ場となる田んぼの減少などにより生育環境が失われ、2003 年に絶滅した。その後、トキの人工飼育が始まり、野生復帰を目指した取組として、餌場の整備や島民の意識醸成が行われ、2008 年に「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」が開始され、販売利益の一部をトキの保全活動に充てている。現在では 11,180 ヘクタール、483 戸の農家が認証され、野生復帰したトキの数は 220 羽 (2018 年 8 月現在) となっている。

①朱鷺と暮らす郷づくり認証制度 (主な SDGs ターゲット 2.3 15.1 15.5)

- ・いきものを育む農法(「江の設置」など 7 つの取組の何れかを実施)により栽培されたお米であることなど一定の項目でお米を認証し、栽培プロセスの質を担保している。

②次世代への継承 (ターゲット：4.7)

- ・地元の子供たちを対象とした「佐渡 Kids 生きもの調査隊」、「世界農業遺産 佐渡めぐり塾」の開催を行っている
- ・新潟大学 朱鷺・自然再生学研究センターと連携し、高校生参加による商品開発、加茂湖の葦を材料とした葦船製作、地域住民と協働での加茂湖再生などに取り組んでいる。

■石川県「能登の里山里海」(2011 年 6 月認定)

システム骨子：急傾斜地に広がる棚田や潮風から家屋を守る間垣など独特の景観を有する。江戸時代から続く揚げ浜式製塩法や海女漁などを継承。

対象地域：宝達志水町、羽咋市、中能登町、志賀町、七尾市、穴水町、輪島市、能登町、珠洲市の 4 市 5 町

石川県では、県の政策に SDGs を掲げていないが、認定地域内の珠洲市が、国の「SDGs 未来都市」の認定を受けており、その取組を紹介する。

<石川県珠洲市>

珠洲市の高齢化率は 48% (2018 年 7 月現在) と高く、持続可能な地域としての活力を保

つために「2040年に人口1万人維持を目指す」という基本目標を定め、人口減少対策を実施している。18年3月、「SDGs未来都市」に全国の28自治体とともに選定された。

これまで主に金沢大学と連携し11年にわたり取り組んできた人材育成事業「能登里山里海マイスター」の受講者数は282人、そのうち修了生が165人にのぼる。受講者は地元のみならず、奥能登への移住者、県内・県外居住者も参加している。これらの人材をベースに、国連大学の協力を得て「能登SDGsラボ」を金沢大学能登学舎内に開設し、経済・社会・環境の三つの分野間の相乗効果を高めることで、地域経済の活性化を図ることを目指している。

【主な事業とターゲット】

- ① 課題解決型の人材育成事業の発展（ターゲット4.7、6.6、8.3、8.9、11.4、12.8）
- ② 地域循環共生圏（持続的な地域保全活動）の構築（6.b、8.3、8.9、12.8、15.c）
- ③ 「能登SDGsラボ」の設立運営（4.7、6.6、8.3、8.9、11.4、12.8、15.1、15.5）
- ④ 域学連携の推進（6.6、8.3、8.9、12.8）
- ⑤ 先端アートプロジェクトによる地域の魅力発信及びインバウンド促進（8.9、12.8）
- ⑥ 国内外地域との連携支援の拡大（11.4、15.1、15.5）

■静岡県「静岡の茶草場農法」（2013年5月認定）

システム骨子：茶畑の周りの草地（茶草場）から草を刈り取り茶畑に敷く伝統的な茶草場農法を継承。草刈りにより維持されてきた草地には、希少な生物が多数生息。

対象地域：掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町

- ①茶草場認定制度…茶草場農法に取り組む農家を認定する制度を創設し、茶草場面積の維持・増加を図り、生物多様性保全につなげている。現在認定されている茶畑の面積は1,186ヘクタール、茶草場の面積は422ヘクタール、農家数は493戸にのぼる（2018年8月現在）（ターゲット15.4）
- ②生物多様性調査の実施・保全活動…「静岡の茶草場農法」認定地域及び県内の幅広い地域で専門家の協力により、生物多様性調査を実施している。フジバカマを除いた秋の七草やカケガワフキバッタなど固有の動植物が把握されており、さらに生態系の保全につなげている。（ターゲット15.5）
- ③応援制度…「静岡の茶草場農法」に賛同し、応援する民間企業等に対し、寄付金制度を創設した。作業応援ボランティア受入サポート窓口も設置し、2社の作業応援ボランティアの取組を仲介した。（ターゲット15.a）

■熊本県「阿蘇の草原の維持と持続的農業」（2013年5月認定）

システム骨子：「野焼き」「放牧」「採草」により草原を人が管理することで日本最大級の草原を維持。草を活用し長年農業が行われて景観が保持され、数多くの希少な動植物が生息。

対象地域：阿蘇管内1市3町3村（阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村）

- ①湿地に生息する希少種の保護・回復…（公財）阿蘇グリーンストックにおいて、井手湿地とそこに生息する希少種を保全するため、年1～2回の草刈りと搬出作業を行っており、その結果希少野生植物の生息数が増加した。（ターゲット：6.6、15.1）
- ②希少動植物の盗掘パトロール…認定NPO法人阿蘇花野協会及び環境省にて希少野生動植物の盗掘パトロールや草刈り等の保全活動を実施。また、熊本県でも希少野生動植物保護春季一斉パトロール及び希少野生動植物盗掘防止夜間巡視活動をとって実施しており、取組内容、保護の必要性の広報活動等について意見交換を実施。（ターゲット：15.5）

■大分県「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」（2013年5月認定）

システム骨子：降水の少ない半島で、椎茸栽培に用いる原木用のクヌギ林により水源かん養し、ため池を連結させることで水を有効利用。

対象地域：国東半島宇佐地域4市1町1村（豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町）

- ①クヌギ広葉樹林の循環的利用としいたけ栽培…森林農業としての原木しいたけ生産は、斬新的に土地と土壌の質を改善させるような持続可能な食糧生産システムを確保できる強靱な農業の実践である。原木しいたけ生産農家は、15年サイクルでクヌギ広葉樹林の伐採と萌芽更新を繰り返しながらしいたけ生産で生計を維持できているが、このことが森林土壌の改善につながり、また、そこに生きる生物の多様性の維持にも役立っている。（ターゲット2.4、15.2、15.5）
- ②独特な連携ため池システム…気候的・地形的条件により、常に水が不足する国東半島宇佐地域では、水を確保するため、小規模なため池を複数連携させるシステムを確立し、農業生産の安定化に寄与している。（ターゲット6.4）
- ③次世代継承教育事業…地域の自然環境や伝統文化、農林水産業、景観等についての探求的・協働的な学習を通して、地域の抱える問題と課題を明らかにし、その課題の解決に向けて主体的に行動する力を育成するとともに、地域と自分とのかかわりを考えながら積極的に行動しようとする態度や郷土を愛する心を育てている。（ターゲット：4.1、4.3、4.7）

- ①小学生（地域内全67校で実施）：地域内の6年生を対象に、農業遺産をわかりやすく解説する教材本を用いて、世界農業遺産を題材とした授業を実施。
- ②中学生（地域内全23校で実施）：しいたけ生産者など地域の方を特別講師として学校へ招聘し、地域内の2年生を対象に3時間程度の授業を実施。学習した成果を発表する中学生サミットを実施
- ③高校生（地域内全9校で実施）：シチトウイ、米など地域を支えている方に取材を行い、話し手の言葉を書き起こしたのち、話し手の語り口で一つの文章にまとめる「聞き書き」を実施。学習した成果を発表会で披露

■岐阜県「清流長良川の鮎 里川における人と鮎のつながり」(2015年12月認定)

システム骨子：長良川は、水源林の育成や河川清掃などの人の管理により清流が保たれる「里川」であり、友釣り、鵜飼漁、瀬張り網漁等、鮎の伝統漁法が継承されている。

対象地域：岐阜市、関市、美濃市、郡上市の4市

長良川は、漁業者や市民団体による水源林の育成や河川の清掃など、人が適切に管理することで、資源を保全するとともに良好な環境を生み出し、清流に育まれた漁業、農業、林業などの産業が発達している。同地域ではアユ漁専業で生計を立てている人は少数であるが、現在郡上漁協の組合員数は約6千人、遊漁者数約7万2千人と漁業、遊漁に関わる人口は多い。内水面漁業として鮎の伝統漁法や長良川にかかわる人を維持していくための普及啓発施設として「清流長良川あゆパーク」を2018年6月開設。8月1か月で5万人を超える来場者があった。

- ① 資源確保のための放流・ふ化事業の推進、天然遡上アユを増加する取組み…遺伝的多様性に配慮し、河川において親魚となりうる資源添加効果のある放流用種苗を「岐阜県魚苗センター」において生産し、漁業協同組合による種苗放流とともに、漁獲親魚からの採卵・受精によるふ化放流事業の取組みを通して、資源増殖を行っている。(ターゲット：2.4、2.5、6.6、15.4)
- ② 伝統漁法・伝統文化の継承と後継者の育成…「清流長良川あゆパーク」を整備し、GIAHS関連の伝統文化・漁法等の継承及び後継者(川にかかわる人)の育成に取り組んでいる。(ターゲット：4.4、11.4)
- ③ 長良川システムの国際的アピール及び研修生受け入れ等の国際貢献…岐阜県水産研究所内に設置した「内水面漁業研修センター」において、開発途上地域からの研修生に対して、講義・視察・実習で構成される研修プログラムを実施し、開発途上地域の養殖技術向上や漁場管理手法の導入など、GIAHS及び内水面漁業の発展に貢献するよう取り組んでいる。(ターゲット：2.a、4.4、14.7、17.16)

■和歌山県「みなべ・田辺の梅システム」(2015年12月認定)

システム骨子：養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に利用した梅栽培。

対象地域：和歌山県みなべ町、田辺市

- ① リーダーや人材の育成 (ターゲット 4.4、8.6、9b)
 - ・和歌山大学と共同で、梅システムの重要性や保全について実践的な人材を育成する「梅マイスター育成」プログラムを開始した。
 - ・副読本を作成し、小学校での学習に利用している
 - ・住民が主体となって、地域の課題、農業遺産の活用保全、それに対する対策を考案し実践する活動を通じての地域人材の育成を行っている。
 - ・「山づくり塾」には山主、農家、林業者、炭焼き職人などが参加し、山づくりの知識・技術を習得。
- ② 梅を用いた新たな食品開発や梅の持つ健康機能性分を活用した健康増進

- ・新たな梅加工技術開発等の研究支援（ターゲット 9.b）
- ・梅の有する健康機能成分を PR し、国民の健康増進に繋げるため、機能成分の医学的研究、成果の公表を産学官が一体となり推進している（ターゲット 3.d、9.b）

③世界農業遺産を通じた国際貢献

- ・世界農業遺産を目指す国や発展途上国からの農業研修を受け入れ、GIAHS への理解を深め、農産物加工技術や栽培技術の習得、さらには、地元の若者との交流を通じ相互理解を深めている。（ターゲット 1.a、2.a、4.4、9b）

④環境保全活動

梅システムの重要な要素であるミツバチ（南高梅を受粉させる）の生息調査を大学と共同で実施している。薪炭林（ウバメガシ）の維持に繋がる択伐技術の普及活動を行っている。その他、梅加工から生じる廃棄物を再利用した飼料等の開発・普及促進、企業のCSR活動を利用した企業参加型の森林保全にも取り組んでいる。（ターゲット 6.6、14.1、15.2、12.5、11.6）

■宮崎県 「高千穂郷・椎葉山地域の山間地農林業複合システム」（2015年12月認定）

システム骨子：険しく平地が少ない山間地において、針葉樹による木材生産と広葉樹を活用したしいたけ栽培、和牛や茶の生産、焼畑等を組み合わせた複合経営。

対象地域：高千穂郷・椎葉山地域（高千穂町、五ヶ瀬町、日之影町、椎葉村、諸塚村）

- ①循環型農法「焼畑」の拡大（椎葉村）…椎葉村内においては、1件の農家を中核としたグループにより、その農家が所有する約50haの森林において、循環型自然農法である伝統的な焼畑農業が継続されている。また、地元の尾向小学校では30年にわたり焼畑体験学習が行われるなど、地域で大切に伝承されている。（ターゲット 2.3、2.4、6.6、15.1、15.2）
- ②FSC 森林認証（諸塚村）…諸塚村では、全村域を対象としては日本初となる、FSCによる森林認証 FSC-C012945 を取得し、継続可能な森林管理を実践している。また、その管理された森林から出材された、クヌギやナラの木などの原木によるシイタケの生産について、加工・流通過程の管理に関する認証である FSC の「CoC 認証 FSC-C001800」を世界で初めて取得している。（ターゲット 13.1、15.1、15.2、15.4）
- ③水力発電（日之影町）…日之影町大人地区では、地域住民主体で山腹用水路を活用した小水力発電所を建設。年間約1,200万円を福岡の企業に売電し、売電収益を草刈りなど集落維持活動や、歌舞伎・神楽の保存等、地域活動の財源としている。（ターゲット 6.a、6.b、7.2、12.2、15.1）
- ④人材育成…地元高校生を対象に、世界農業遺産に関連する多様な資源を活用した教育プログラム「GIAHS アカデミー」を実施。少数精鋭のアクティブ・ラーニング型学習プログラムを通じ、地域の魅力と課題を生徒自身が発見・発信する機会を提供。小中学校への出前講座や各種媒体で発信することで、様々なスキルを身に付け、自己と地域の将来を描き実現することのできる人材の育成に取り組んでいる。（ターゲット 4.4、4.7）

■宮城県「持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム」(2017年12月認定)

システム骨子：冷害や洪水、渇水が頻発する自然条件を耐え抜くために、巧みな水管理や屋敷林「居久根」による災害に強い農業・農村を形成。

対象地域：大崎地域1市4町（大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町）

大崎地域は伝統的な稲作地帯であるが、水を確保するために取水堰、隧道及び潜穴（用排水トンネル）、ため池、用排水網を設けるとともに、地縁組織である「契約講」を主体とする組織により、巧みな水管理を支える仕組みが作られてきた。

①「フィールドミュージアム」…地域全体を「屋根のない博物館」としてとらえ、地域資源の魅力の再発見を通じた動的な保全と活用を行う構想である。具体的には大崎地域の場合「水管理システム」や、ランドスケープの中核となっている「屋敷林『居久根』」、伝統的な食文化や農文化などの地域資源を巡り体験するコースやプログラムの構築を検討する。

（ターゲット：4.4、4.7、15.1、15.2、15.5、15.8、6.4、6.6）

②消費者との交流と「認証制度」…水田農業は国内最大のマガンの越冬を支えるなど、多様な生きもの保全に貢献している。また、食の安全・安心や生物多様性の重要性を認識し、生態系機能を活かした米づくりや6次産業化を図り、消費者との交流を通じた共に支え合う仕組みを構築してきた。今後は農薬・化学肥料の使用レベルなど営農方法に対する評価と、生物多様性への配慮に対する評価を統合した認証制度を検討している。（ターゲット：12.8、15.1）

③生きものと共生する農業の価値理解促進…将来の担い手となる子供たちを対象に「おおさき生きものクラブ」（2013年～）を実施するなど生きものと共生する農業や、地域の自然、生態系への価値理解の促進に取り組んでいる。（ターゲット：4.4、15.5）

④水利システムによる海外への貢献…同地域で培われてきた水利システムのソフト（用水の保守・管理を行う手法や組織）は、すでにアフリカ（マラウイ）などの農村地域住民に技術供与されているが、今後も継続して海外の持続可能な農業の推進に貢献していく。

（ターゲット：2.a、12.a）

■静岡県 「静岡水わさびの伝統栽培」(2018年3月認定)

システム骨子：日本の固有種であるわさびを、沢を開墾して階段状に作ったわさび田で、肥料を極力使わず湧水に含まれる養分で栽培する伝統的な農業を継承。

対象地域：3市4町（静岡市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町）

同地域では、約400年前の江戸時代初期に世界で初めて栽培が始まり、地域に適した数多くの品種・系統と栽培技術が生み出されてきた。

① 苗の安定確保…わさびの生産量増加のためには、苗の安定確保が不可欠であり、生産者、JA、市町、県で協議し、優良種苗の安定供給体制づくりに取り組んでいる。（ターゲット：2.4）

② わさび田の築田・改田技術を習得…若手生産者を中心に「畳石式」のわさび田の築田・改田技術を習得する研修会を地域で実施することで、農業システムの継承を図っている。

(ターゲット：2.4)

- ③ 認証制度の検討…静岡県産わさびの他産地との差別化やわさび漬けをはじめとした伝統的な食文化の継承を推進し生産者の所得向上につながるよう認証制度の創設を検討。

(ターゲット：2.4)

- ④ 生態系の保全及び多様な主体の参加…専門機関による生物多様性調査、及び地元高校生を対象に生物多様性調査ワークショップを実施していく。(ターゲット：15.5)

■徳島県 「にし阿波の傾斜地農法システム」 (2018年3月認定)

システム骨子：急傾斜地にカヤをすき込んで土壌流出を防ぎ、独自の農機具を用いて段々畑を作らずに斜面のまま耕作する独特な農法で、在来品種の雑穀など多様な品目を栽培している。

対象地域：にし阿波地域2市2町（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）

自給性の高い農産物を栽培し、自給用以外の農作物は当地域の約30箇所の農産物直売所に直接出荷されている。

- ① 担い手対策 (ターゲット：2.4、8.3)

- ・UIターン就農者を増加させる取組：営農相談会や農業技術研修会を実施し、新規青年就農者に対しては、給付金の交付や施設整備に対し支援を行う。
- ・地域ゆかりの方々を帰農につなげる取組：移住や退職後の就農希望者向けに、農業と交流を複合させた“にし阿波”型農業経営モデルの提案と普及を行うとともに、地域内で持続的に生活できる環境を整備する。

- ②6次産業化の推進 (ターゲット：2.4、8.3)

- ・地域の学校給食、農家レストランやホテルなどへ食材を供給し、地域食文化の継承と地域内での経済循環の活性化を図る。
- ・地域には、様々な農産物を加工する農家やグループが、56以上存在している。こうした農産物加工団体などのグループ化による特産品づくりを支援することで、加工技術の継承と農業所得の向上を目指す。
- ・「農業遺産ブランド商品認証制度」を創設し、確かな品質と技術を伝える地場産品を認証することで、消費者の信頼と理解のもと付加価値化の向上を目指す。

※6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み

- ③農泊の推進・食文化の発信 (ターゲット：8.9)

- ・インバウンドをはじめとする観光客や農業体験の学生の受入れが、農家の収入確保につながっている。今後も農泊施設の増加と質の向上を図る。
- ・当地域が有する独自の農業や食文化、景観などが、2016年に農林水産省が認定する「SAVOR JAPAN」に選定された。食文化・農文化などの魅力を海外に発信し、農泊をさらに推進していく。

- ⑤ 生物多様性の保全：茅を傾斜地にすきこみ、土壌の肥料や土壌流出を抑制する。茅場の生きものに関する調査を行う。(ターゲット：1.5)

資料 3. 「世界農業遺産認定地域の取組と SDGs」 2019 年調査票

調査概要：国内認定 11 地域に対し 2019 年 7 月 30 日アンケート調査票を送付。8 月中旬までに全 11 地域から回収。

2019 年 7 月 30 日

世界農業遺産認定地域御中

SDGs に関する取組についてのおうかがい（ご協力をお願い）

拝啓 貴地域におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

日頃は世界農業遺産アクションプランの推進について、東アジア農業遺産学会でのご報告や記事等を通じ、その成果を拝見し、皆さまの日頃のご努力に心から敬意を表しております。

さて、昨年度は書籍『SDGs とまちづくり』（学文社）6 章 持続可能な“農”の章を執筆に際し、SDGs に関するお取組についてお聞かせくだされまして誠にありがとうございました。すでにご案内申し上げました様に、本年 3 月に書籍は出版され、重版されたところです。

また、このたびは皆さまからのご回答結果に基づき、改めてアンケート調査票を作成いたしましたので、ご回答にご協力いただければ大変ありがたく存じます。結果については雑誌記事や学術論文、シンポジウム等でご紹介させていただきます。回答は 8 月 13 日（火）までお願いいたします。

敬具

大和田順子（一社ロハス・ビジネス・アライアンス）

問 1 貴地域（協議会）では SDGs にはどのように取り組んでいますか？あてはまるものすべてに○を付けて下さい

1. 協議会としてアクションプランと SDGs の関わりを検討しているところである
2. 協議会として SDGs の視点を取り入れたアクションプランを実施している
3. 協議会としてアクションプランのいくつかについて SDGs の 3 側面（経済・社会・環境）から統合的に検討し取り組んでいる
4. 協議会を構成する自治体のうち、「SDGs 未来都市」に選定されているところがある（認定されている市・町）
5. 協議会を構成する自治体のいくつかは SDGs に関する方針・取組み計画を持っている
6. 協議会の構成団体である県は SDGs についての方針・取組み計画を持っている
7. 協議会として SDGs についてはまだ特に取り組んでいない

問 2 SDGs の目標について貴地域（協議会）で取り組んでいるものすべてに○をつけてください。またその中で注力して取り組んでいる項目を **3つ選び**、**1位**（最も注力している）～**3位**まで順位を記入してください。

- () 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
() 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を

促進する

- () 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- () 目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- () 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- () 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- () 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- () 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- () 目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- () 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- () 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- () 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- () 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- () 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- () 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- () 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- () 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

問3 次の各目標は、昨年度の調査で取り組んでいる地域が多かったものです。これらの目標に関し、注力して取り組んでいるターゲットを選び（ ）に○を記入してください

<目標2> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- () 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- () 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
- () 2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じ

る利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

- () 2. a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。

- () その他目標 2 のターゲット

()

<目標 4 > すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- () 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

- () 4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

- () その他目標 4 のターゲット

()

<目標 6 > すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- () 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。

- () 6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

- () 6. b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

- () その他目標 6 のターゲット

()

<目標 15 > 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- () 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

- () 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

- () 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。

- () 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

- () その他目標 15 のターゲット

()

問4 昨年度の各地域のご回答（書籍『SDGs とまちづくり』6章の一部）を添付いたします。その後、取組が追加された、変更されたことなどがあればそれらを含め、現在のお取組の記入をお願いいたします。

追加・変更されたことを含めた現在の取組み

問5 貴農業遺産地域において、SDGsの17の目標には含まれていない社会課題について注力して取り組んでいることがあればお書きください。

以上です。ご回答誠にありがとうございました。

ご回答者お名前	ご所属
Eメール	お電話番号

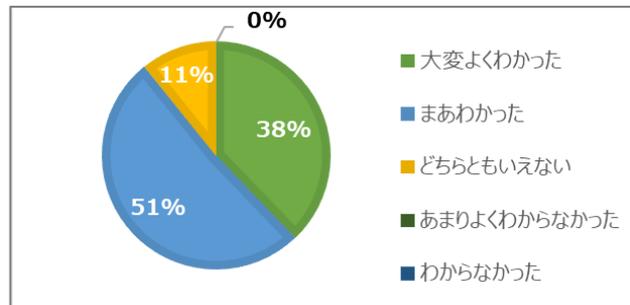
ご回答期限 8月13日(火)

お問い合わせ&回答返信先 大和田順子 owadajunko@jcom.home.ne.jp

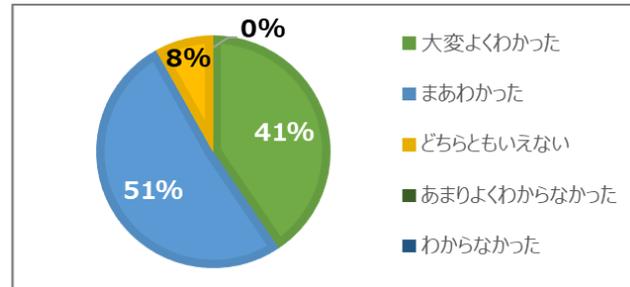
参考資料 4. 認証制度に関わる田んぼの生きもの調査アンケート結果

調査実施日：2019年6月21日、鹿島台、回答者22人／7月2日、古川、回答者15人

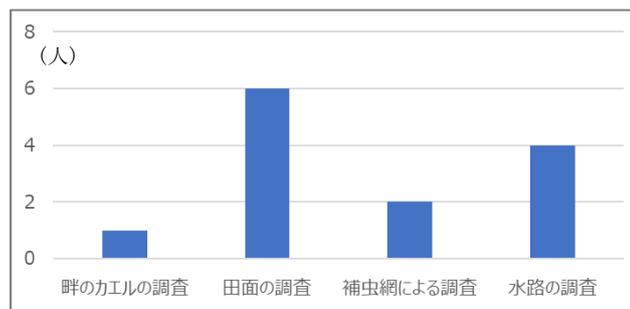
問1 世界農業遺産ブランド認証制度（米）について理解できたか(sa)



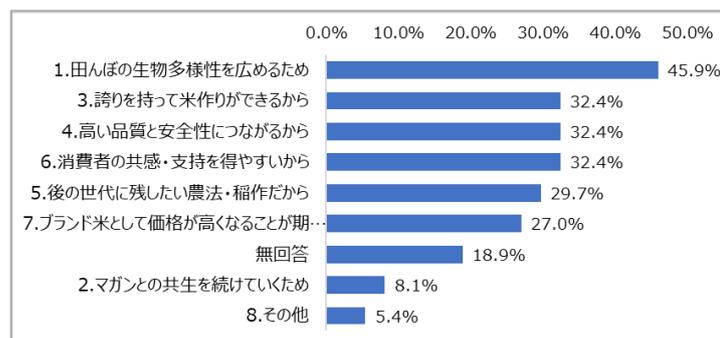
問2 持続可能な3つの農業のための3つの指標（農薬、土づくり、風致）について、理解できたか(sa)



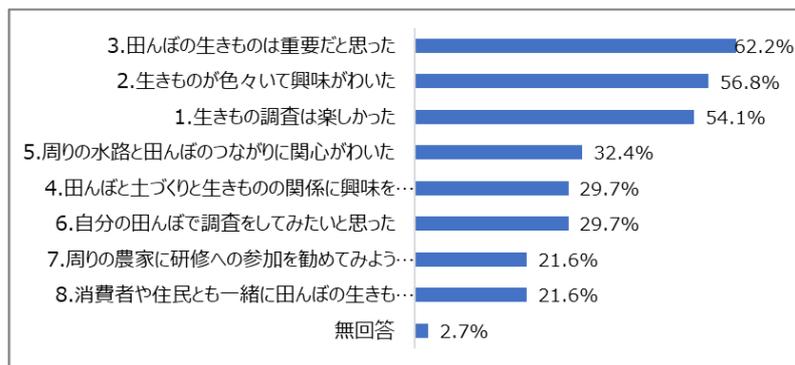
問3 田んぼの調査でわかりにくいものはあったか（あてはまるものすべてに○）



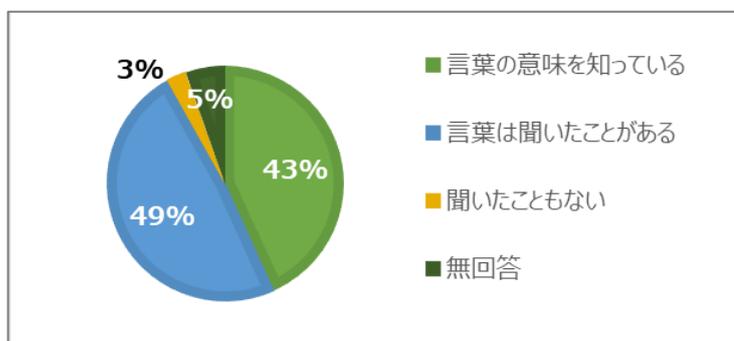
問4 世界農業遺産の認証を取ろうと思った理由は（あてはまるものすべてに○）(ma)



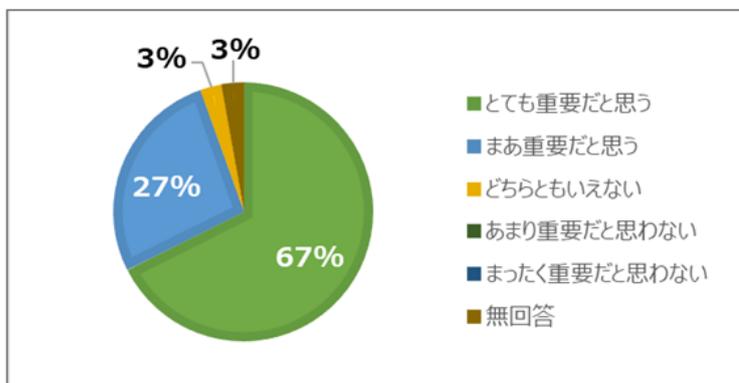
問5 認証制度の説明や生きもの調査を通じてどのように感じたか（あてはまるものすべてに○）（ma）



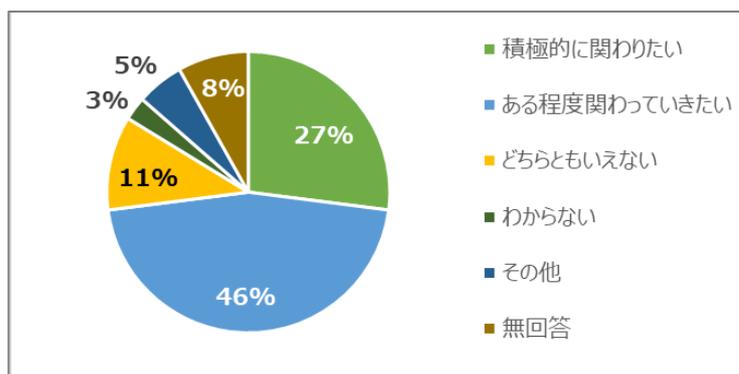
問6 生物多様性という言葉の意味を知っているか（sa）



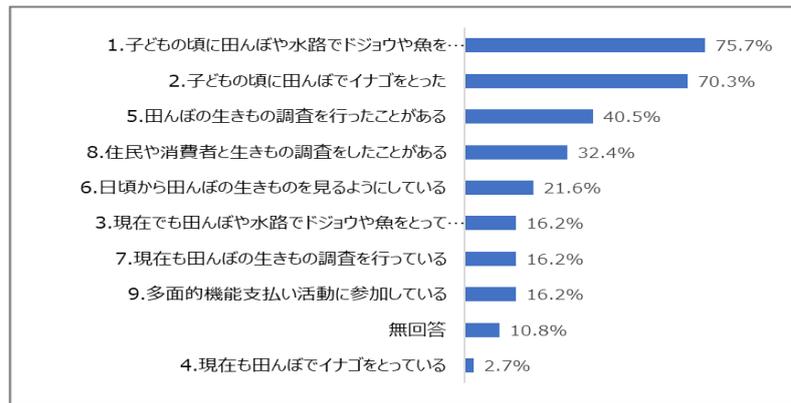
問7 田んぼの生物多様性についてどう思うか(sa)



問8 田んぼの生物多様性についてどの程度かかわっていきたいか(sa)



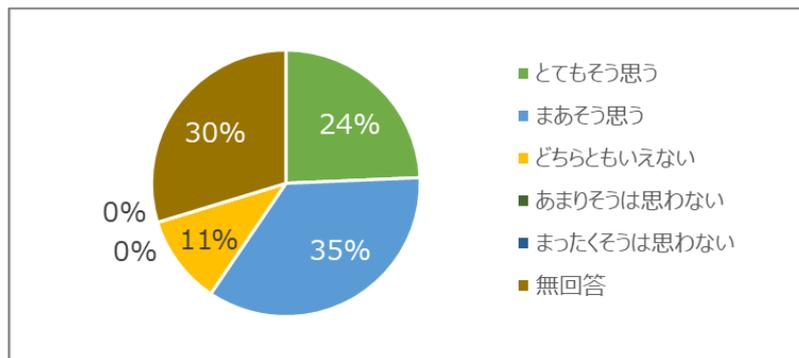
問9 田んぼの生きもののかかわりについて（あてはまるものいくつかでも○）（ma）



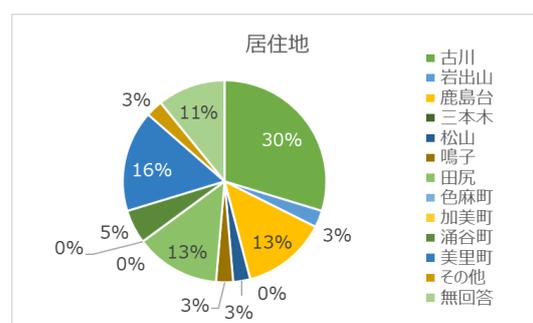
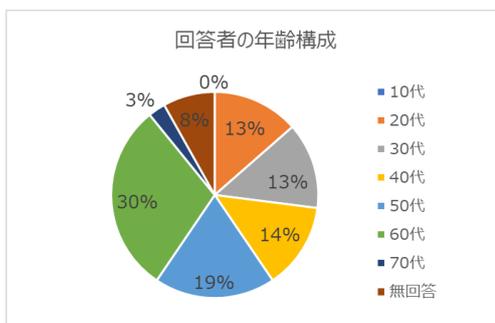
問10 田んぼの生物多様性や認証制度について家族や周囲の農家に伝えるとしたら、どのように話すか。

- ・絶滅危惧種の生きものを周囲に伝える必要がある（60代、男性、田尻、農家）
- ・自然との関わり合いや田んぼの中の生きものを観察する様になれば（60代、男性、古川、農家）
- ・安全・安心して食べられる（70代、男性、鳴子、農家）
- ・できる体験から多くの人に知ってもらいたい（60代、性別無回答、松山、農家）
- ・楽しくて素晴らしくて奥が深い。一番かかわりがある方法だと伝えたい（50代、男性、古川、常勤。実家が農家）

問12 大崎耕土で農業をすることに幸せ（喜び・やりがい）を感じているか



【回答者属性】



性別：男性 67%、女性 16%、無回答 16%

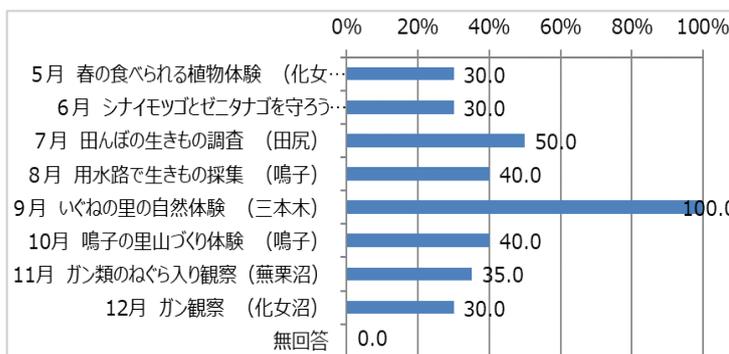
資料 5. 「生物多様性関連活動に関するアンケート調査」報告書（大人対象、子供対象）

資料 5-1：おおさき生きものクラブ9月活動 参加者アンケート集計結果（大人）

調査実施：2019年9月29日10:00～12:00 参加者：大人20人 場所：三本木 天気：晴

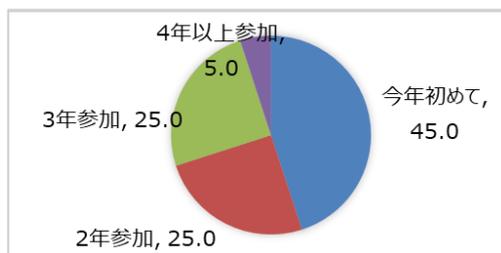
問1 「おおさき生きものクラブ」2019年度の活動への参加状況（10～12月は予定）

いぐねの里の自然体験以外では、7月田んぼの生きもの調査（50%）、8月用水路で生きもの採集（40%）、10月鳴子の里山づくり体験（40%）と続く。3割の人がすべての活動に重複参加している。



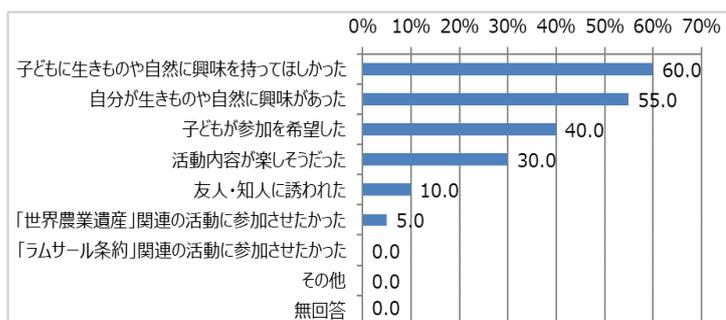
問2 「おおさき生きものクラブ」の活動歴

生きものクラブの活動には「今年初めて」の人が45%となっている。2年以上の人が55%。4年という人も5%いる。



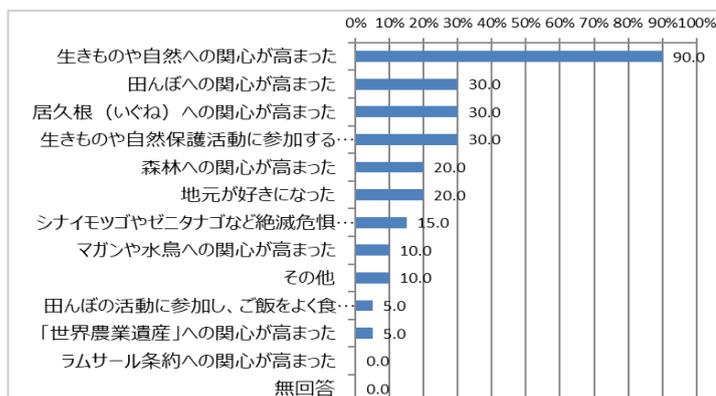
問3 「おおさき生きものクラブ」の活動への参加理由（ma）

活動への参加理由としては「子供に生きものや自然に興味をもってほしかった」（60%）が最も高く、次いで「自分が生きものが自然に興味があった」（55%）と続く。



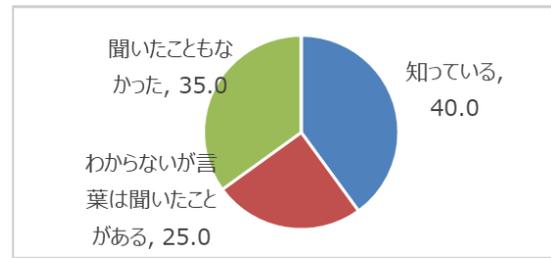
問4 お子さんの変化（ma）

「生きものや自然への関心が高まった」という回答が90%となっており、活動の効果が表れている。個別のテーマに関する変化はおおむね2～3割程度。



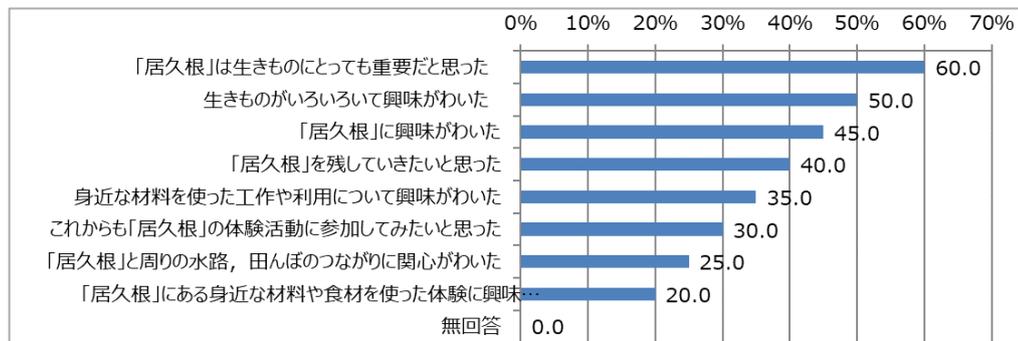
問5 「居久根（いぐね）」の認知

「居久根」の認知は「知っている」が40%。
知らない人が35%いる。



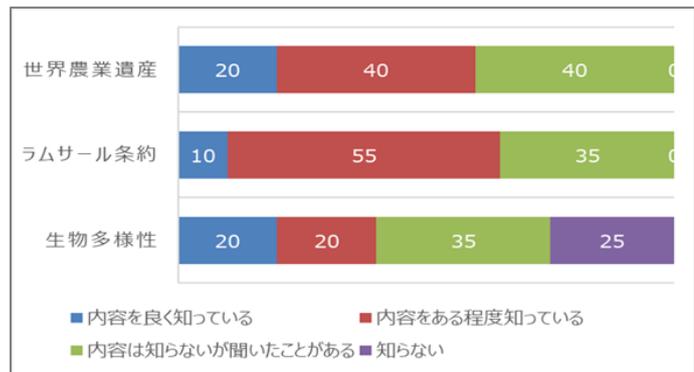
問6 今日の活動（いぐねの里の自然体験）について（複数回答）

「居久根は生きものにとっても重要だと思った」（60%）が最も高く、次いで「生きものがいろいろいて興味がわいた」（50%）、「居久根に興味があった」（45%）と、活動を通じて意識や関心が高まったことがわかる。



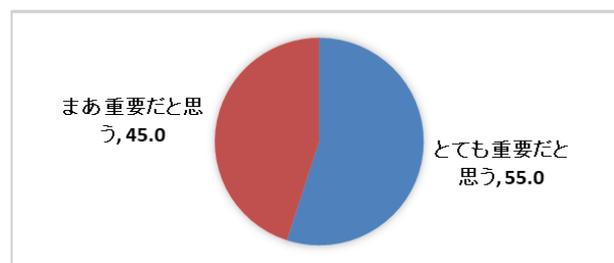
問7 言葉の認知

生きものへの関心や活動を熱心に行っている層であるが、「世界農業遺産」や「ラムサール条約」への認知（内容をよく知っている+ある程度知っている）が60%、65%にとどまっており今後の課題である。この層に今後よく知ってもらうことが必要ではないか。



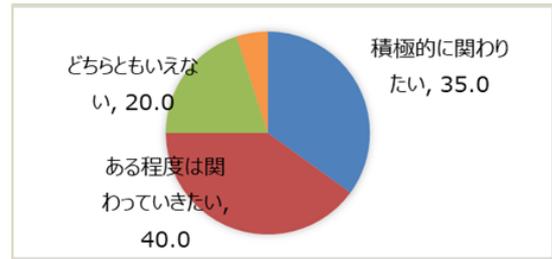
問8 「居久根」の生物多様性について

居久根の生物多様性について重要だと思わない人はいなかった。



問9 「居久根」の生物多様性や保全に関する活動への参加意向

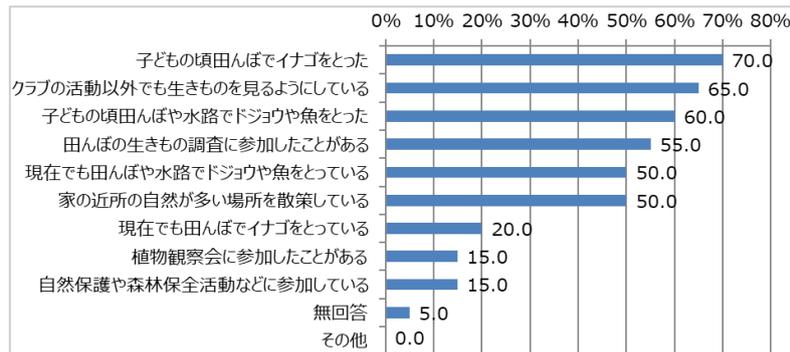
積極的にかかわりたい人が 35%となっている。ある程度関わっていききたい人 (40%) と合わせると 75%にのぼる。



問10 生きもののかかわりについて (複数回答)

参加者属性から 30代~50代で、常勤で働く人が多いが、子供頃に「田んぼでイナゴをとった」(70%)、「田んぼや水路でドジョウや魚をとった」(60%)と高く、この世代も子供の頃は田んぼと親しかったことがわかる。

また、「クラブの活動以外でも生きものを見るようにしている」(65%)が多く、「田んぼの生きもの調査に参加したことがある」(55%)、「現在でも田んぼや水路でドジョウや魚をとっている」(50%)、「家の近所の自然が多い場所を散策している」(50%)と日頃から生きものと親しい暮らしをしていることがわかる。

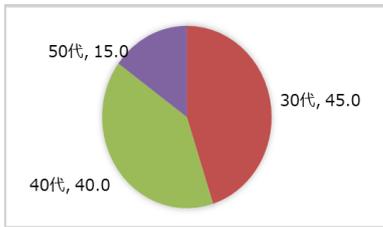


問11 世界農業遺産について関心のあること

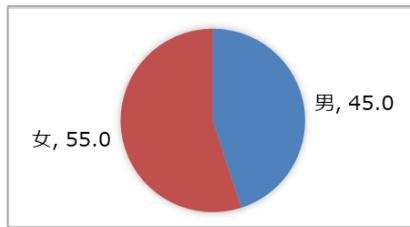
- ・米について
- ・あまりよくわからないが子供がとても喜んでいるのもっと参加したい
- ・農業をする人が減ってきている今、どうやって農業を守ってつづけていくか
- ・世界農業遺産について学ぶ機会を幼小中で増やし、教育の場に活用していきたい。
- ・ESDについて
- ・外部へもっと情報を発信して、海外の人々にも興味をもってもらいたい

【回答者属性】

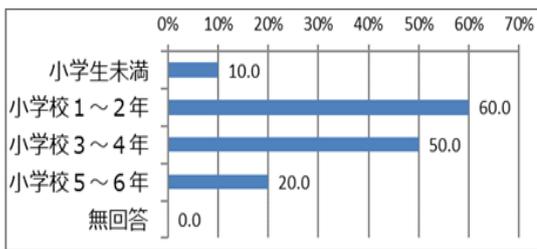
年齢



性別



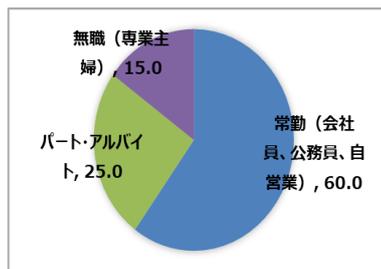
子供の学年



居住地



職業

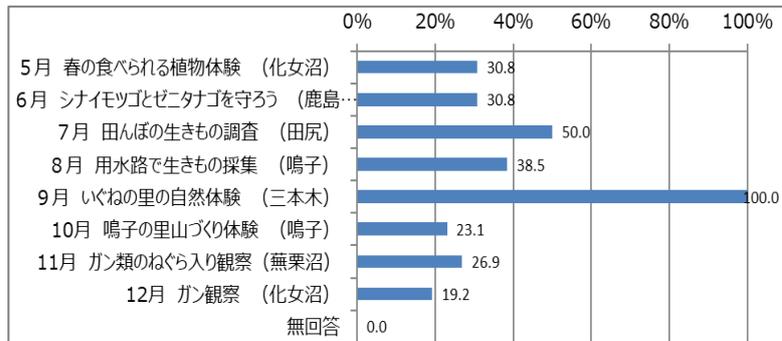


資料 5-2 : おおさき生きものクラブ 9月活動 参加者アンケート集計結果 (子供)

調査実施日時 : 2019年9月29日 10~12時 参加者 : 子供 26人 場所 : 三本木 天気 : 晴

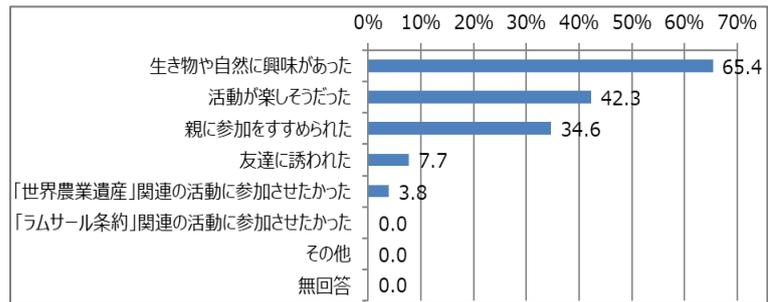
問 1 2019年度の活動への参加状況 (10~12月は予定)

いぐねの里の自然体験以外では、7月田んぼの生きもの調査 (50%)、8月用水路で生きもの採集 (38.5%)、と続く。約2割の子供がすべての活動に重複参加している。親の3割は10~12月の活動にも参加すると回答しているので、最終的には子供も3割程度がすべての活動に参加すると思われる。



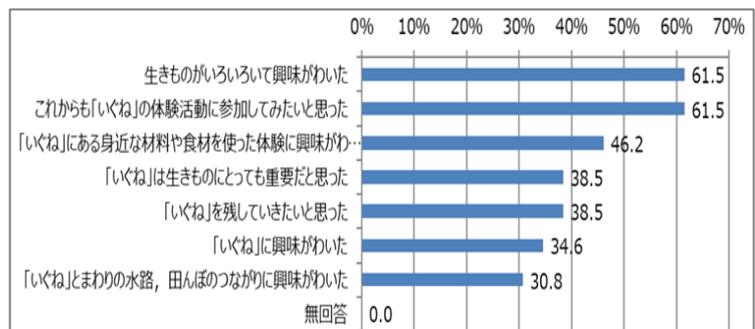
問 2 「おおさき生きものクラブ」の活動への参加理由 (複数回答)

活動への参加理由としては「生きものや自然に興味があった」(65.4%)が最も高く、次いで「活動が楽しそうだった」(42.3%)と続く。親にすすめられたより、自発的に参加していることがわかる。



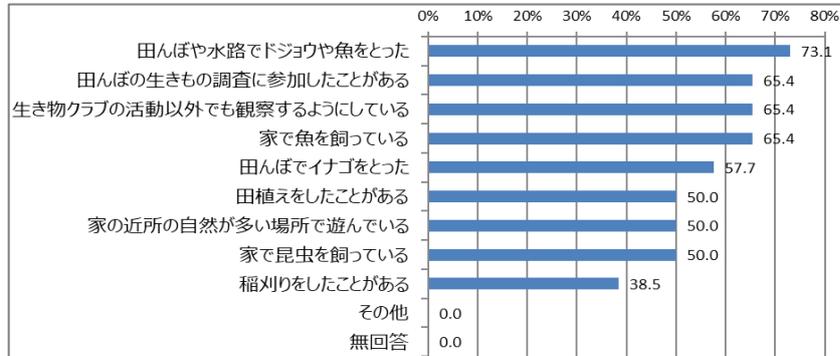
問 3 今日の活動 (いぐねの里の自然体験) について (複数回答)

「生きものがいろいろいて興味がわいた」及び「これからも居久根の体験活動に参加してみたいと思った」が共に61.5%で最も高かった。



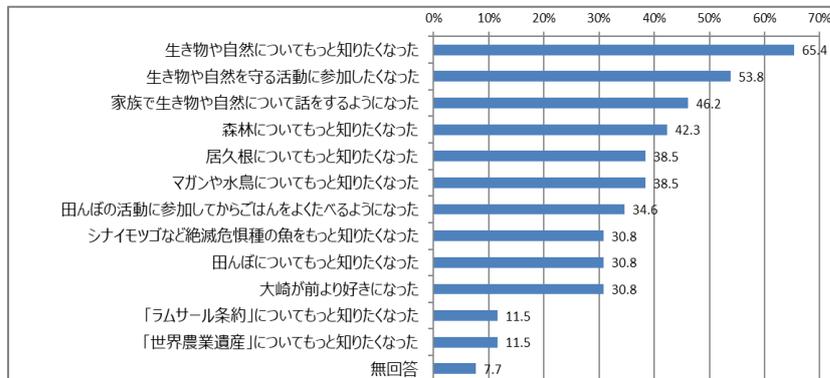
問4 ふだんの生きもののかかわりについて（複数回答）

「田んぼや水路でドジョウや魚をとった」（77.3%）と最も高く、続いて「田んぼの生きもの調査に参加したことがある」「生きものクラブの活動以外でも観察するようにしている」「家で魚を飼っている」が66.4%と続く。その他項目を含め、全般的に高く、日頃から生きものに親しんでいる様子が見られる。

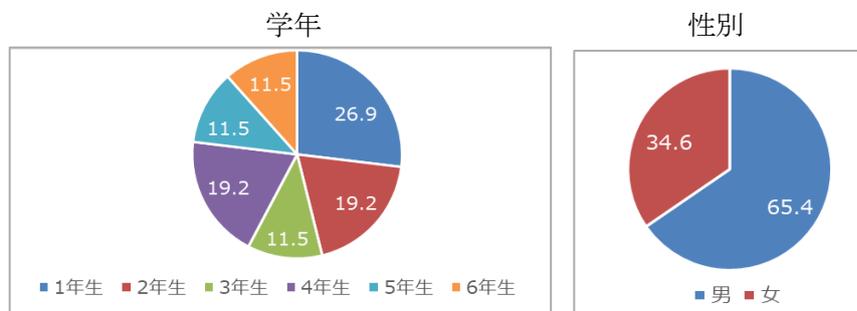


問5 活動に参加して変化したこと（複数回答）

「生きものや自然についてもっと知りたくなった」（65.4%）が最も高く、次いで「生きものや自然を守るかつ活動に参加したくなった」（53.8%）、「家族で生きものや自然について話をするようになった」（46.2%）、「森林についてもっと知りたくなった」（42.3%）と続く。「大崎が前より好きになった」という回答も3割程度あった。



【回答者属性】



学年は1年生が26.9%と最も多いが、全学年が参加している。男女別では男子が3分の2。

以上